

令和6年度

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・
充てんインフラ等導入促進補助金

申請の手引き

充電設備

(年度またぎ事業)

一般社団法人次世代自動車振興センター

令和6年10月

補助金の交付申請または補助金の受給をされる皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が交付する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（以下「本補助金」という。）については、国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。このため、センターとしても本補助金に係る不正行為に対して厳格に対処いたします。

センターが交付手続きを行う本補助金に対し交付申請される方、補助金交付が決定し本補助金を受給される方におかれましては、以下の点に十分にご留意された上で、本補助金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記入を行なわないでください。
2. 充電設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。センターは、本補助金の交付対象として設置された充電設備について、本補助金の要件を満たしているか否かは審査いたしますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
更に、補助対象設備等の保有義務期間中に、充電設備や同設備の設置に関し安全上や法規上の問題が発生し充電設備の撤去などが求められた場合は、センターは申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。
3. 充電設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。充電設備等設置後に土地の使用権限がなく充電設備を撤去する場合には、センターは申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。
4. 本補助金制度において規定している補助対象設備等の保有義務期間は、同設備等の減価償却期間と一致しない場合もありますので、会計上及び税務上の処理の際はご注意願います。
5. 本補助金で取得した財産（以下「取得財産等」という。）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときには、事前に処分内容などにつきセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて取得財産等の管理状況について調査を行います。
6. 偽りその他の不正な方法により、本補助金を不正に受給した疑いがある場合には、センターとして、本補助金の受給者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備の製造事業者に対して必要に応じて現地調査などを行います。
7. 不正行為が認められたときは、本補助金に係る交付決定の取消しを行うと共に、補助金の受給者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備の製造事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。既に受領済みの補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返納いただくことになります。
8. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月29日法律第179号）（いわゆる「補助金適正化法」）の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。

目 次

1. 事業の概要	1
1-1. 事業の目的	1
1-2. 事業の内容	1
1-3. 申請することができる方	2
1-4. 「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除 （別紙1）暴力団排除に関する誓約事項	2 3
1-5. g B i z I N F O（ジービズインフォ）へ公表するオープンデータの提供	4
1-6. 取得財産等の管理と保有義務期間 （別紙2）「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ 等導入促進補助金管理規程（充電設備）」	5 6
2. 申請の前提条件と要件	7
2-1. 申請の前提条件	7
2-2. 申請の要件	8
3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項：全事業共通	11
3-1. 補助事業の流れ	11
3-2. 交付申請	12
3-3. 交付申請期間	12
3-4. 選定の基準と方法	13
3-5. 交付申請の受付等	14
3-6. 交付申請の審査等	14
3-7. 交付決定通知書発行	14
3-8. 充電設備の発注および設置工事の施工開始	15
3-9. 計画変更の申告	15
3-10. 設置工事の完了・支払の完了	15
3-11. 実績報告	15
3-12. 受付・審査・補助金の額の確定	16
3-13. 補助金額確定通知書発行	16
3-14. 補助金の交付	16
4. 補助対象事業、補助対象経費	17
4-1. 補助対象事業、補助対象経費および補助率	17
4-2. 充電設備の設置パターン（新規設置/追加設置/入替設置）	19

4-3.	「追加設置」「入替設置」を申請する場合の留意事項	20
4-4.	充電設備の補助金交付額の算定	22
4-5.	設置工事の補助金交付額の算定	23
4-6.	充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説	24
4-7.	充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表	25
4-8.	充電設備等設置工事の要件	35
4-9.	補助対象とならない主な設置工事	37
4-10.	ユニバーサルデザインの採用（推奨）	37
5.	交付申請の提出：全事業共通	39
5-1.	申請に必要なデータ入力および書類のアップロード	39
5-2.	提出書類の注意事項	39
5-3.	提出書類	40
5-4.	申請者本人確認書類	42
5-5.	充電設備本体の購入にかかる見積書	45
5-6.	充電設備の設置工事にかかる見積書	46
5-7.	充電設備等設置工事の申告方法	47
5-8.	要部写真	49
5-9.	設置場所見取図、平面図、配線ルート図、電気系統図	51
5-10.	工期がかかることを証する書類	56
5-11.	高圧受変電設備を申請する場合	58
5-12.	デマンドコントローラーおよび課金デバイスを申請する場合	60
5-13.	付帯設備設置工事を申請する場合	61
5-14.	特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合	62
5-15.	充電設備を設置する土地が借地の場合	64
5-16.	地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等から 申請する場合	65
5-17.	共同で申請する場合	66
5-18.	リース契約に基づく申請の場合	67
5-19.	自社または資本関係にある会社から調達する場合	68
5-20.	申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合	79
5-21.	地方公共団体が入札前に申請する場合	80
5-22.	要部写真の提出資料	81
6.	「高速道路SA・PA等」への充電設備設置事業の説明と提出書類	85
6-1.	「高速道路SA・PA等への充電設備設置事業」の特有の申請要件	86
6-2.	特有の提出書類および申告内容	87

6-3.	「特別な仕様に基づく工事」申請事由	87
6-4.	「特別な仕様に基づく工事」を証する書類	88
6-5.	「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類	89
6-6.	設置する施設等の説明	90
6-7.	充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上 での掲載予定先	90
12.	「新築のマンション等」への充電設備設置事業の説明と提出書類	91
12-1.	「新築のマンション等への充電設備設置事業」の特有の申請要件	92
12-2.	特有の提出書類および申告内容	93
12-3.	マンション等であることを証する書類	94
12-4.	住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類	95
12-5.	管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類	96
12-6.	賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人または居住者であることを証 する書類	97
12-7.	設置する施設等の説明	98
16.	実績報告の提出：全事業共通	99
16-1.	中間実績報告	99
16-2.	実績の報告に必要なデータ入力および書類のアップロード	100
16-3.	提出書類の注意事項	100
16-4.	提出書類	101
16-5.	充電設備本体の発注書	102
16-6.	充電設備本体の請求書	103
16-7.	充電設備本体の支払を証する領収書	104
16-8.	充電設備本体の保証書	105
16-9.	工事費の請求書	106
16-10.	工事費の支払を証する領収書	107
16-11.	「充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）」	108
16-12.	充電設備等設置工事の実績申告方法	109
16-13.	要部写真	110
16-14.	完成設置場所見取図・完成平面図・完成配線ルート図・完成電気系統図	111
16-15.	「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」	112
16-16.	補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類	113
16-17.	高圧受変電設備を報告する場合	114
16-18.	特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合	116
16-19.	リース契約に基づく報告の場合	117

16-20.	自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合	118
16-21.	高速道路S A・P A及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）および 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）にて実績報告 する場合	124
16-22.	管理組合から許諾を受けた法人が実績報告する場合	125
16-23.	賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人が実績報告する場合	126
16-24.	分譲マンション等に充電設備を設置した場合	127
16-25.	新築のマンション等で工事の遅延等により竣工日が令和7年度になる場合	128
17.	取下げ・計画変更等	129
17-1.	申請取下げ	129
17-2.	状況等の報告	129
17-3.	計画変更	130
18.	財産処分の手続	133
18-1.	処分を制限された取得財産等の処分	133
18-2.	処分をする場合の手続と注意事項	134
18-3.	取得財産等の譲渡	135
18-4.	取得財産等の廃棄	135
18-5.	取得財産等の移設	135
19.	補助事業の経理	137
19-1.	補助事業の経理の書類保管および処理等	137
20.	補助事業の調査	139
20-1.	実地調査	139
20-2.	充電設備の稼働状況調査	139
21.	参考資料	141
参考1.	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入 促進補助金交付規程（充電設備）	141
参考2.	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入 促進補助金業務実施細則（充電設備）	159
参考3.	充電設備の申請・承認等に関する規則	181

1. 事業の概要

1－1. 事業の目的

この補助事業は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）へ電気を供給する設備（以下「充電設備」という。）の導入にかかる経費を補助し、併せてその導入を促進することによって電気自動車等の更なる普及を促進し、運輸部門を中心とした二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的とします。

1－2. 事業の内容

電気自動車等用の充電設備を「新品」で購入し設置を行う方に対し、その導入費用の負担軽減のために補助金を交付する事業です。ただし、充電設備設置工事の完了が令和7年4月1日（火）～実績報告期限日までとなるものに限りします。

・「新品」とは、当該補助事業の交付決定日後に充電設備を発注し、充電設備メーカーが発行する保証書等の保証開始日が交付決定日後の充電設備をいう。

充電設備は大きく分けて急速充電設備と普通充電設備の2種類があります。

なお、設置場所ごとに申請要件、補助対象工事項目ならびに工事項目ごとの上限額等が異なります。

補助金を交付する事業は下記になります。詳しい説明は、事業ごとの説明を参照してください。

事業名	対象事業内容
高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）	「高速道路SA・PA等」「道の駅」「給油所」「公道上」「空白地域」のうち、「高速道路SA・PA等」における電欠防止の観点から重要な経路充電または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる経路充電のための充電設備設置事業
マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）	「マンション等」「月極駐車場」「事務所・工場」「共同利用充電拠点」のうち、新築の分譲または賃貸の「マンション等」 ^{（注1）} に属する駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業

注1：交付申請時点で着工前または工事中であり、竣工日（完了検査済証の発行日）が令和7年度のマンション等に限りします。

1－3. 申請することができる方

センターが承認した補助対象とする充電設備を今後購入（所有）し、充電設備を設置する土地の使用権限を有する以下の方が申請することができます。

- （１）地方公共団体
- （２）法人
- （４）個人（共同住宅のオーナー）

- ・ 国（省庁等）は申請できません。
- ・ 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている方は申請できません。
- ・ 共同申請する場合は「５－１７. 共同で申請する場合」を参照してください。
- ・ 申請者が支社・支店等の場合は「５－１６. 地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等から申請する場合」を参照してください。

1－4. 「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除

- ・ 申請者は、補助金の申請前に、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、誓約しなければなりません。（（別紙１）「暴力団排除に関する誓約事項」を参照してください。）
- ・ 申請者が「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当した場合は、申請できません。
- ・ 申請者が法人の場合は、オンライン申請システムの「役員名簿」にデータを入力し、センターへ申告が必要です。

※リース契約が含まれる申請における使用者（契約者）にも上記が適用されます。

(別紙 1) 暴力団排除に関する誓約事項

(交付規程 第5条、第7条、第15条、第26条)

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

1－5. g B i z I N F O（ジービズインフォ）（注1）へ公表するオープンデータ（注2） の提供

- ・申請者が法人にあっては、補助金交付に関する情報（交付決定先、法人番号、交付決定日、交付決定額等）がオープンデータとしてg B i z I N F Oにおいて公表されることに了承した上で、申請をしなければなりません。

【法人番号の入力を求める申請者】

- （１）地方公共団体
- （２）会社法その他法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）
- （３）上記（１）（２）以外の法人または人格のない団体であって、法人税・消費税の申告納税義務または給与等にかかわる所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体

【申請時に法人番号を証する下記のいずれかの書類の提出】

- （１）法人番号指定通知書
- （２）経済産業省のg B i z I N F Oよりダウンロードした当該PDF ファイルデータ等
- （３）国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDF ファイルデータ等

注１：g B i z I N F O（旧 法人インフォメーション）とは、政府保有の法人情報を法人番号に紐づけてデータ整理を行い、２次利用可能なオープンデータとして情報提供する日本政府の公式サイトです。法人番号や法人名から企業等の活動情報が検索できます。

サイトURL：<https://info.gbiz.go.jp>

注２：オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開することをいいます。

1－6. 取得財産等の管理と保有義務期間

- ・ 補助金の交付を受けた方は、補助金により取得した充電設備および付帯設備等（以下、「取得財産等」という。）については、充電設備設置完了後においても、充電設備の設置が完了した日から5年間、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に沿って、その効率的な運用を図らなくてはなりません。
- ・ 補助金の交付を受けた方は、取得財産等について、センターが定める様式に入力し、印刷後「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」を備え、管理するとともに、センターが開示を求めた場合は開示しなければなりません。
- ・ 保有義務期間内に取得財産等の保有が困難になりやむを得ず処分を行う場合には、事前にセンターへ「財産処分承認申請書」または「取得財産等届出書」を提出しなくてはなりません。（「財産処分承認申請書」または「取得財産等届出書」のいずれを提出するかは、処分する取得財産等の内容や処分の目的などにより異なりますので、センターの指示に従ってください。）
- ・ 「財産処分承認申請書」または「取得財産等届出書」を提出された場合は、センターの承認を得た上で処分をすることができます。センターが「財産処分承認申請書」または「取得財産等届出書」の内容や処分の目的を勘案し、交付された補助金の全部または一部の返還を申請者に求めることがあります。
- ・ 取得財産等の管理の詳細については、（別紙2）「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金管理規程（充電設備）」を参照してください。

(別紙2)

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進
補助金管理規程（充電設備）」

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・
充てんインフラ等導入促進補助金管理規程（充電設備）

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。また、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の開示を必要に応じセンターが求めたときは、開示しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが別に定める期間（注）内において取得財産等を保有し、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（リース事業者を除く。）、廃棄又は担保に供すること）してはならない。
4. 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出しその承認を受けなければならない。また、前項の規定に該当しない処分及び処分を制限されていない取得財産等の処分をしようとするときは、取得財産等届出書をセンターに提出しなければならない。

センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

（注）センターが別に定める期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）第16条第2項及び同17条第2項に基づく、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金業務実施細則（充電設備）に定められた期間とする。

2. 申請の前提条件と要件

2－1. 申請の前提条件

- (1) 申請者は、充電設備の購入および設置工事にかかる「予算」を確保した後に申請してください。
- (2) 申請の要件および事業ごとに定めた特有の要件に合致した設置計画を立てた後に申請してください。
- (3) 申請の要件および交付決定のスケジュール等を確認の上、日程を計画してください。
- (4) 「同一施設に属する駐車場に充電設備を設置する工事」を「一つの工事」といいます。同一施設に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も「一つの工事」となります。ただし、マンション等への充電設備設置事業において、各棟の居住者用ごとに分かれている駐車場に充電設備を設置する場合は、各々の駐車場ごとに「一つの工事」として扱います。
- (5) 充電設備の設置場所は、既存の駐車スペースを活用してください。また、当該駐車スペースがアスファルト等の舗装がされていない場合でも、舗装にかかる費用は、補助の対象外です。
- (6) 充電設備は、駐車スペース1台分につき、1基とします。ただし、充電コネクタが2つ以上または充電部が2基以上ある充電設備については、充電コネクタ・充電部の数量に合わせた駐車スペースの台数を計画してください。
- (7) 駐車スペースは充電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないようにスペースを確保してください。駐車スペースの目安は幅2.5m、奥行き5mとします。
- (8) 補助対象となる充電設備は、充電設備メーカーからの申請に基づきセンターが審査・承認した充電設備（型式）が対象となります。（センターホームページの「補助対象充電設備型式一覧表」が更新されますので、最新の補助対象として承認された型式を確認してください。）
- (9) 補助対象となる設置工事は、センターが定める設置工事項目に該当する工事です。
- (10) 申請者は充電設備を設置する土地の使用権限を有していることが必要です。
- (11) 充電設備等設置工事の支払完了後に代金還元（キャッシュバック）を受けた場合、補助金の返還を求めることがありますのでセンターへ報告してください。

2－2. 申請の要件

補助金交付を受けるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。なお、下記に掲げる以外に申請する事業に応じて特有の申請要件がありますので、詳細は本書の事業ごとの「充電設備設置事業の説明と提出書類」を確認してください。

- (1) 一つの工事ごとに申請していること。
- (2) 国の他の補助金と重複していない申請であること。^(注1)
- (3) 充電設備を設置する土地の使用権限を有していることを確認するため、土地の所有者が充電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類を提出すること。
- (4) 申請者が交付規程の別紙「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当していないこと。
- (5) 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。
 - ・補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。
 - ・契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
 - ・契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託又は共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。
 - ・センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。
 - ・前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。
- (6) 充電設備をリースする目的で取得する場合^(注2)は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。
- (7) 充電設備は「新品」で購入される充電設備であること。
- (8) 充電設備の発注は交付決定日後であること。
- (9) 設置工事の施工開始日、ならびに充電設備および設置工事の代金支払いは、交付決定日後であること。ただし、前払い金等の一部の支払については、交付決定日前でも可とする。

- (10) 補助対象経費に申請者と資本関係にある会社からの調達（工事等を含む。）がある場合、申告をすること。
- (11) 充電設備設置工事の完了が令和7年4月1日（火）から実績報告期限日までであること。
- (12) 事業年度をまたぐ計画であることを証する書類を提出すること。
- (13) 充電設備の設置およびその支払を完了し、「3－11. 実績報告」に記載されている実績報告期限日までに実績の報告をすること。
- (14) 設置した充電設備（案内板等の付帯設備を含む。）は保有義務期間5年を満了できること。
- (15) 補助対象経費の支払方法は、原則として金融機関による振込であること。
- (16) センターから充電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。

注1：地方公共団体の補助制度は、本補助金と重複して申請できる場合があります。

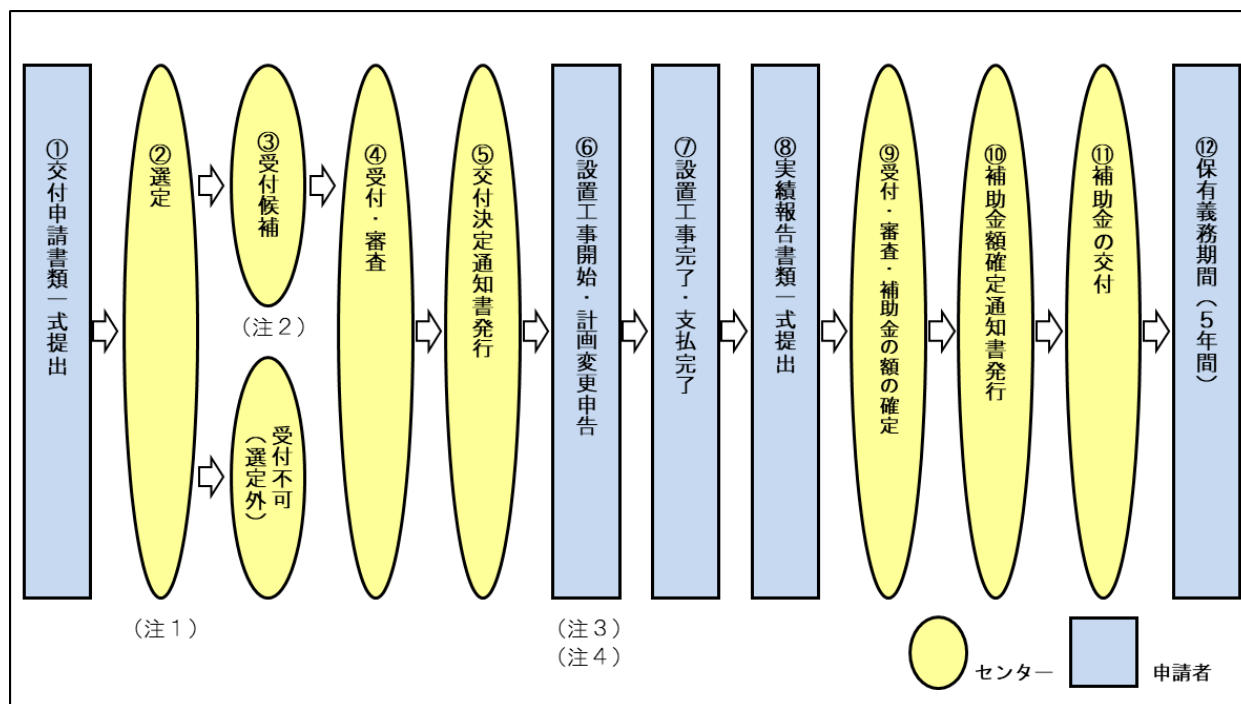
詳しくは、各地方公共団体へお問い合わせください。

注2：充電設備と設置工事を併せてリースする目的で取得する場合も含む。

3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項

: 全事業共通

3－1. 補助事業の流れ



注1：「選定」とは、センターが別に定める予算額の範囲において、センターが別に定める基準に従って、優先的に受付候補となる申請を決定することをいいます。

注2：補助金申請額が各配分予算額に達するまで受付候補を選定します。

注3：充電設備の発注および設置工事の施工開始は交付決定日後に行う必要があります。設置工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

注4：交付決定日後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。詳しくは「17－3. 計画変更」を参照してください。

3-2. 交付申請

- ・「交付申請」とは、本事業における補助金交付の選定および交付の決定を受けるための申請をいいます。
- ・申請される方は、交付申請期間内に当センターの「次世代自動車振興センターオンライン申請システム」（以下「オンライン申請システム」という。）を利用して、申請のデータ入力および必要書類のアップロードを完了させ、「申請」ボタンを押してください。

3-3. 交付申請期間

令和6年10月17日（木）13時 ～ 令和6年11月11日（月）13時

上記、最終提出期限までにオンライン申請システムにて申請ボタンを押された交付申請が有効です。申請の額の累計が各配分予算額を超える場合であっても、交付申請期間を短縮することはありません。先着順ではありませんので、申請内容をよく確認した上で不備不足のないように交付申請をしてください。

3-4. 選定の基準と方法

選定は以下の基準に従って行います。(注5)(注6)

・急速充電設備

設置場所区分および充電設備の出力区分を基に以下の順にて選定する。

選定 優先順位 ^(注7)	設置場所区分	充電設備の出力区分 ^(注8)
1	高速道路SA・PA	定格出力90kW以上
2	高速道路SA・PA	定格出力50kW以上90kW未満

・普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド

充電設備の出力1kW^(注9)に対する補助金申請額が少ない順に選定する。

選定 優先順位	設置場所区分	充電設備の出力区分
1	分譲、分譲+賃貸	—
2	賃貸	—

注5：期間終了時点において、充電設備の設置場所が同一の施設に属する駐車場に複数の申請が行われている場合、補助金の不正受給の観点から当該重複申請についての故意・過失の有無を問わず、全ての重複する申請が無効となりますので注意してください。

注6：選定により選定外となった交付申請については、受付を不可とするとともにその旨を順次申請者に通知します。

注7：予算額を超える場合は、超えることとなった選定優先順位において、急速充電設備の出力1kWに対する補助金申請額が少ない順に選定します。

注8：複数基設置する場合、設置する充電設備の平均出力に該当する充電設備の出力区分にて選定します。

注9：定格出力6kW未満の普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドは、実際の充電時の定格出力を考慮し、定格出力3kWとして扱います。

3-5. 交付申請の受付等

- ・ 受付候補となった交付申請は、入力情報および提出書類ならびにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
- ・ 受付候補となった申請の一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。
- ・ センターからの指示に従わず、指定した期間内に書類の不備等が修正されない場合は、センターは厳正に対処し、交付申請を無効とします。センターの指示および不備の修正は速やかに対応してください。
- ・ 受付候補となる交付申請は、各配分予算額に達するまで受付を行います

3-6. 交付申請の審査等

- ・ 不備不足なく受付された交付申請は、入力された内容や提出された書類をもとにセンターが交付額の算定をし、交付決定されます。
- ・ センターは、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。
- ・ 交付決定は、センターが指定する以下の期間内を目途に順次行います。

令和6年12月～令和7年1月

ただし、申請期間終了後に全ての交付申請から選定を行い、一斉に受付の可否を判断するため、受付された申請件数により審査が集中する場合はこの限りではありません。
また、申請の内容により審査に時間を要するもの、申請内容が不適切として申請者に対してその連絡を行ったものについてもこの限りではありません。

3-7. 交付決定通知書発行

- ・ 交付が決定した申請者に交付決定通知書を発行し、郵送にて申請者宛に通知します。
- ・ 審査の結果として条件を付して交付決定される場合がありますので、交付決定通知書にて確認してください。交付決定に条件が付された場合は、その条件を履行する必要があります。
- ・ 交付決定に付された条件が指定した期限までに履行されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

3-8. 充電設備の発注および設置工事の施工開始

- ・ 交付決定日後に充電設備の発注および充電設備の設置工事の施工開始をしてください。
- ・ 設置工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

3-9. 計画変更の申告

- ・ 原則として、「交付決定通知書」で承認された工事を遂行することが必要です。
- ・ 申請者は、交付決定日後に、交付決定の内容を変更する場合は、速やかにオンライン申請システムの「計画変更」にてデータ入力後、センターへ申告し、承認を得る必要があります。なお、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。
- ・ 計画変更が行われたにもかかわらず、実績の報告までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。
- ・ 補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないよう、全体計画をよく検討し申請を行うようにしてください。
- ・ 詳しくは、「17-3. 計画変更」の説明を参照してください。

3-10. 設置工事の完了・支払の完了

- ・ 設置工事の完了とは、補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、充電設備が稼働できる状態である事をいいます。
- ・ 支払の完了とは、充電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払が全て完了した事をいいます。

3-11. 実績報告

- ・ 実績報告とは、充電設備の設置工事を完了し、充電設備の購入費および設置工事費の全ての支払を完了させた後、センターに実績の報告をする事をいいます。
- ・ 実績報告については、工事または支払い完了の日から30日以内を目処に行ってください。
- ・ 実績報告の最終報告期限については以下の通りになります。

令和8年1月16日（金）

上記の日を超えることは出来ません。最終報告期限を過ぎて提出された場合は、実績報告を受付けることが出来ません。

3-12. 受付・審査・補助金の額の確定

- ・実績の報告があった場合、報告内容、提出書類および記載内容が適正であるものについて受付をし、審査を行います。実績審査の方法は、報告された内容が交付規程等に基づき適正な実績報告が行われていることおよび交付決定の内容のとおりに行われていることなどをセンターは審査します。
- ・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-13. 補助金額確定通知書発行

- ・「3-12. 受付・審査・補助金の額の確定」の結果、内容が適正と認める場合は補助金の額を確定し、申請者に対し「補助金の額の確定通知書」をもって通知します。

3-14. 補助金の交付

- ・実績報告に入力された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。
 - ・原則として、申請者名義の口座に限ります。
 - ・補助金が交付された申請は、設置場所名称、設置場所住所ならびに充電設備の出力と基数・口数をセンターのホームページ上で公表します。
- なお、「1-2. 事業の内容」に示す「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」の申請の場合は、後出の各事業の章に示す特有の申請要件である（4）にて報告するインターネット上の掲載先についても公表します。

4. 補助対象事業、補助対象経費

4－1. 補助対象事業、補助対象経費および補助率

本補助事業は、充電設備の購入費と充電設備の設置工事費を補助対象経費とし、表－1の事業ごとに示す補助率に従い、補助金を交付します。なお、充電設備の設置工事の内容は、「4－7. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」を参照してください。

- ・ 充電設備の「定額（1／1以内）」とは、申請者が購入した費用とセンターが承認した本体価格のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。
- ・ 設置工事の「定額（1／1以内）」とは、センターが審査した補助金額とセンターが定める設置工事にかかる補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。

表－1 補助対象事業、補助対象経費および補助率について

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
1. 高速道路S A・P A 及び道の駅等への充 電設備設置事業 (経路充電)	充電設備の購入費 以下の充電設備が対象です。 ・ 急速充電設備（50kW以上）	定額 (1／1以内)
	充電設備の設置工事費 ^(注1) (1) 充電設備設置工事費 (2) 案内板設置工事費 (3) 付帯設備設置工事費 (4) その他設置にかかる費用	定額 (1／1以内)

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
3. マンション、月極駐 車場及び事務所・工 場等への充電設備設 置事業 （基礎充電）	充電設備の購入費 以下の充電設備が対象です。 ・ 普通充電設備 ・ 充電用コンセント ・ 充電用コンセントスタンド	1 / 2 以内
	充電設備の設置工事費 ^{（注1）} （1）充電設備設置工事費 （3）付帯設備工事費 （4）その他設置にかかる費用 停電回避費を除く。	定額 （1 / 1 以内）

注1：設置する充電設備の種類等により補助対象経費の内訳は異なります。充電設備の設置工事費の詳細とその補助金交付上限額については、業務実施細則の「別表 1－2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」を参照してください。（P 85 から記載の「充電設備設置事業ごとの説明と提出書類」も参照してください。）

4－2. 充電設備の設置パターン（新規設置/追加設置/入替設置）

申請する充電設備の設置は、「新規設置」「追加設置」「入替設置」の3つのパターンに分かれます。（以下、「設置パターン」という。）

- ・「新規設置」とは、充電設備がない場所へ新たに充電設備を設置することをいう。
- ・「追加設置」とは、充電設備が既にある場所へ充電設備を増設することをいう。
- ・「入替設置」とは、充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えることをいう。

4－3. 「追加設置」「入替設置」を申請する場合の留意事項

「追加設置」および「入替設置」を申請する場合、「新規設置」の申請とデータ入力や提出書類等が異なりますので以下の詳細を確認してください。

なお、それぞれに特有の申請要件や提出書類があります。（P 8 5 から記載の「充電設備設置事業ごとの説明と提出書類」を参照してください。）

4－3－1. オンライン申請システムの入力

【追加設置】【入替設置】

交付申請の作成時に、オンライン申請システムの「充電設備設置パターン」項目で「既設充電設備の有無」は有を選択し、既設充電設備の基数および口数を入力してください。

【入替設置】

申請する充電設備を既設充電設備と入れ替える場合、オンライン申請システムの「充電設備情報」にて、該当の充電設備を選択し、入替にチェックをしてください。

4-3-2. 入替設置における注意点

- ・ 既設充電設備の撤去工事や入替を行う新しい充電設備の設置工事は、交付決定日後に行う必要があります。

4-3-3. 既設充電設備の財産処分手続き

- ・ 新しい充電設備に入替設置することにより、センターから補助金^(注1)の交付を受けて設置した既設充電設備を保有義務期間中に処分する場合、財産処分の手続き^(注2)を行う必要があります。
- ・ センターからの補助金を受けず自費で設置した既設充電設備は、財産処分の手続きは必要ありません。

注1：「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」、「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（充電インフラ導入事業）」、「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金（充電インフラ整備事業）」および「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（以下、「充電インフラ補助金」という。）のことをいう。

注2：「充電インフラ補助金」の財産処分の手続きについては、センターのホームページ内の充電インフラ補助金のページに掲載していますので確認してください。

4－4．充電設備の補助金交付額の算定

充電設備の購入費に対する補助金の交付額は、以下のとおり算定します。
実績報告についても同様に補助金の交付額を算定します。

以下のア、イのいずれか低い方で補助金交付額とします。

- ア．充電設備の購入費（税抜）×補助率（定額（1／1以内）または1／2以内）
- イ．充電設備の型式ごと事業ごとにセンターが定める補助金交付上限額

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による調達の場合、購入費に含まれる充電設備の利益は、利益等排除の対象となります。

（詳細は、「5－19．自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。）

4－5. 設置工事の補助金交付額の算定

設置工事費に対する補助金の交付額は、申請者が入力するオンライン申請システムの「充電設備等設置工事申告」と工事の見積書（内訳書含む。）または設計書（入札前の地方公共団体からの申請）等を審査し、以下のとおり算定します。実績報告についても同様に審査を行い、補助金の交付額を算定します。

補助対象設置工事である（１）充電設備設置工事費、（２）案内板設置工事費、（３）付帯設備設置工事費、（４）その他設置にかかる費用について、以下のア、イの低い方を合算した額と、ウを比較し、低い方を補助金交付額とします。

ア. 工事内容の申告から申告額（税抜）をセンターが審査^{（注３）}し、工事項目ごとに算定した額

イ. センターが定める工事項目ごとの補助上限額

ウ. 事業および設置条件により定める補助金交付上限額

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による工事の場合、工事費に含まれる利益は、利益等排除の対象となります。

（詳細は、「５－１９. 自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。）

注３：過年度の実績および標準的な工事単価等を参考に申告された金額および工事申告内容をセンターにて確認し、必要な電気配線、基礎工事ならびに工数などを算定します。

4－6. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説

補助対象とする工事は、申告された充電設備等設置にかかる工事になります。

充電設備以外に利用するための設置工事は他用途となり、補助対象外となります。

オンライン申請システムの入力時には、充電設備等設置工事の申告で異なる工事項目の計上項目先番号に入力した場合、補助対象外になります。なお、入力は見積書（請求書）と提出された図面等で一致している必要があります。

なお、工事の申告を入力する前に必ず以下の内容を確認してください。

- ・「4－7. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」は、充電設備等設置工事申告に申告額として計上できる工事項目およびその内容の詳細を記載しています。
- ・「4－8. 充電設備等設置工事の要件」は、工事項目ごとによる工事要件の詳細を記載しています。
- ・「4－9. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」は、充電設備等設置工事における工事全体の補助対象外となる部材、工事等の詳細を記載しています。
- ・事業および設置する充電設備の種類ごとに補助対象経費となる項目が異なります。業務実施細則の別表1－2を確認してください。

※原則として、センターが承認した充電設備の充電（定格入出力）等、性能を担保する工事を行うことが必要です。

4－7. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>(1) ー①充電設備設置工事費</u>		
<u>ア. 基礎・据付 工事【A1】</u>	充電設備本体等を固定する基礎および据付工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） ●基礎工事にかかる材料費、労務費（コンクリート基礎、金属架台、アンカー固定、ビス等で固定） ●据付にかかる材料費、労務費 ●充電設備設置にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。） ※屋根または小屋や防護用部材の基礎が充電設備と一体型（同じ基礎）の場合は、この項目に屋根または小屋の基礎工事にかかる費用を計上してください。	・充電設備等の基礎コンクリート強度試験
<u>イ. 搬入・運搬 工事【A2】</u>	充電設備本体等を搬入・運搬する費用の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） ●設置場所までの搬入、運搬費の一部	・資機材運搬や付帯設備等の搬入・運搬

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>(1) ー②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）</u>		
<u>電気配線工事</u> <u>【A3】</u>	充電設備本体等を稼働させるために必要な電気配線工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） ●充電設備専用のケーブル、アース線（幹線含む。）の部材費、労務費 【補足説明】 ・案内板（内照式）、付帯設備（電灯）等の電気配線工事は、それぞれ該当する工事項目に申告してください。	・案内板（内照式）、付帯設備（電灯）で使用する配線ケーブル
<u>通信線工事</u> <u>【A3】</u>	高機能充電設備等で必要な通信線工事の申告 ●通信線の配線工事にかかる部材費、労務費	・通信用のW i - F i ュニット等
<u>配管工事</u> <u>【A3】</u>	電気配線工事のケーブル、アース線の保護等に必要配管工事の申告 ●配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費	・将来用の配管部材等
<u>ブレーカー工事</u> <u>【A3】</u>	充電設備本体等を稼働させるために必要なブレーカー工事の申告 ●ブレーカー設置にかかる部材費、労務費 【補足説明】 ・高圧受変電設備の区分開閉器は、 （1）ー③高圧受変電設備設置工事費に申告してください。	・充電設備等専用以外の設備負荷が接続されるブレーカー（電灯用のブレーカー等）

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>(1) ー②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）</u>		
<u>開閉器盤設置工 事【A3】</u>	ブレーカー等を収納するための盤の筐体を申告 ●筐体（金属製、合成樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ●自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎工事にかかる材料費、労務費	・充電設備等専用以外の用途（設備負荷）がある開閉器盤 ・過大なサイズの開閉器盤
<u>掘削・埋設工事 【A3】</u>	配線工事にかかる掘削、埋設工事の申告 ●アスファルトや土、砂利等の材料費 ●掘削、埋設および埋戻しにかかる労務費 ●掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。）	・補助対象となる充電設備等以外が含まれる場合の掘削、埋設工事。ただし、将来用の充電設備配管でセンターが合理的と判断した場合は除く。 ・駐車スペースのアスファルト舗装
<u>建柱工事 【A3】</u>	引込や架空配線をするために必要な電柱工事の申告 ●電柱設置にかかる部材費、労務費 ●装柱材、支持材の部材や根枷等の材料費、労務費 ●柱の搬入、運搬費 ●高所作業車、建柱車等のレンタル費、回送費（損料含む。）	・補助対象となる充電設備等専用以外の用途（設備負荷）の配線の中継する柱

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>(1) ー②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）</u>		
<u>デマンド工事</u> <u>【A3】</u>	設置する施設等の契約電力を超えないようデマンドを監視し、コントロールする機能をもった機器を設置する工事の申告 原則、既製品に限る ●デマンドコントロールの機器本体費および設置にかかる部材費、労務費	・別売モニターや外部プリンターなどのオプション ・機能が監視のみ ・申請する充電設備本体以外の制御
<u>課金デバイス工事</u> <u>【A3】</u>	使用料を徴収する機能を持った機器を設置する工事の申告 原則、既製品に限る ●課金デバイスの機器本体費および設置にかかる部材費、労務費	・別売モニターや外部プリンターなどのオプション ・充電設備本体を改造し、設置すること。
<u>ハンドホール設置工事</u> <u>【A3】</u>	長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事の申告 ●ハンドホール設置にかかる部材費、労務費 ●掘削、埋設工事の材料費、労務費 ●ハンドホールの搬入、運搬費 ●ハンドホール設置にかかる重機のレンタル費、および回送費（損料含む。）	・補助対象となる充電設備等以外の配線があるハンドホール
<u>その他工事</u> <u>【A3】</u>	充電設備を複数基設置するために必要な工事の申告 ●上記、(1) ー②電気配線工事の項目以外で必要な部材、工事等	・1基の申請の場合は、申告することが出来ません。なお、センターが認めた場合にのみ補助対象経費とします。
※計上項目先番号【A3】には、上記の【A3】工事項目以外にも電気配線の敷設（配線ルートの確保）に関係する工事費を計上することが出来ます。（例：貫通工事、プルボックス、点検口、配管用ブロックなど） ただし、「4－9. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」に該当するものは補助対象外となります。		

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>(1) ー③高圧受変電設備設置工事費（高圧受変電設備本体および設置にかかる申告）</u>		
<u>③高圧受変電設備設置工事費</u> <u>【A4】</u>	現在の高圧受変電設備では、設置予定の充電設備を稼働できない場合、充電設備に必要な電力量のみを確保する目的で増設または新設される高圧受変電設備の申告 ●高圧受変電設備の設置にかかる部材費、労務費 ●高圧受変電設備の基礎工事にかかる材料費、労務費 ●主任技術者立会、試験費等にかかる費用 ●フェンスの設置にかかる部材費、労務費	・変圧器の交換工事 ・新たに建設予定の施設等で、施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備は、補助対象外となります。 ・充電設備以外への電力供給等、充電設備との関連性が確認できない場合は、補助対象外となります。
	【補足説明】 ※「増設」とは ・現在の高圧受変電設備内にスペースがない場合で、他の場所に高圧受変電設備を設置すること。 ・近接に設置空間がある場合は、近接場所に設置すること。 ・近接に設置空間がない場合は、現在の高圧受変電設備を高圧分岐し、最近接の別の場所に高圧受変電設備を設置すること。 ・充電設備を稼働するために必要な電力量に対応させるために必要な機器、部材等はセンターが合理的と判断した場合のみ対象とする。 ※「新設」とは ・新たに電力契約を締結する場合で、充電設備にのみ利用する高圧受変電設備を設置すること。 ・現在、低圧受電契約により電力の供給を受けている設置場所において、充電設備を設置することにより高圧受電契約に変更する場合は、原則、補助対象外とします。ただし、充電設備専用の変圧器がある等、充電設備専用に電力供給がある場合は除く。	

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1) ー④特別措置に基づく受電工事費		
④特別措置に基 づく受電工事費 【A5】	充電設備を設置する際に、申請者が「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置」（以下「特別措置」という。）に基づく申請をした場合に、電力会社が申請者等に請求する工事負担金の申告 【補足説明】 「特別措置」で電力契約を行い充電設備を設置する場合は、「5－14．特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合（特別措置の申込書、請求書）」を確認してください。なお、地方公共団体等が入札前に申請する場合で、申請までに申込書と請求書が提出できない場合は、センターに報告してください。	・ 電力会社が発行した請求書に記載された負担金以外の費用
(2)案内板設置工事費		
案内板設置工事 【A6】	充電設備が設置されていることを、公道を走る電気自動車等の運転者に告知することを目的とする案内板設置工事の申告 ●案内板の設置にかかる部材費、労務費 ●案内板を設置するための基礎工事の材料費、労務費 【補足説明】 既設案内板がある場合は、既設案内板の寸法は400mm x 400mm以上であり、その他の案内板の設置要件を満たしている必要がある。満たしている場合は、追加の設置は必須としない。 満たしていない場合は、新規に設置要件を満たす案内板を設置すること。	【新設案内板】 ・ 公道に面する入口以外に設置する誘導板や充電設備の使用方を記載した案内板 ・ 特定の充電インフラ会社等のPR板 ・ 充電設備に関係のないPR板 ・ ガラスに張付けるシート貼付タイプの案内板 ・ パイロン仕様等の可動式案内板

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(3)付帯設備設置工事費		
<u>充電スペースの ライン引き【A 7】</u>	充電スペースに新たに引くラインの申告 ●充電スペースのライン引きにかかる材料 費、労務費 ●新たにラインを引く目的で既存のライン消 しが必要な場合はライン消し工事も補助対 象とする ●待機スペースのライン引き工事も補助対象 とする	・ 駐車スペースの枠に 関係のないゼブラ線 等
<u>路面表示【A 8】</u>	充電スペース内に設置する「充電場所」であ ることの視認性を高める路面表示または路面 表示および塗装の申告 ●路面表示の設置または路面表示および塗装 にかかる部材費、労務費	・ 充電スペース内の路 面塗装のみ
<u>屋根【A9】</u>	充電設備本体および別体（設備構成）である 課金機、電源部、メンテナンススペースおよ び充電スペースを雨等から保護する屋根の申 告 ●屋根の本体費および設置にかかる部材費、 労務費 ●屋根を設置するための基礎工事の材料費、 労務費	・ 充電設備本体および メンテナンススペー スを保護していない 屋根

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(3)付帯設備設置工事費		
小屋【A10】	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を豪雪・火山灰等から保護する必要がある場合に認める小屋の申告 ●小屋の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・ 小屋内部に設置されるヒーター等の備品
充電設備防護用部材【A11】	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を保護するU字型・I型防護用部材の申告 ●防護用部材の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●防護用部材を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・ プラスチック製およびゴム製のポール ・ 駐車場侵入防止のバリカーやチェーン ・ 車止め
電灯【A12】	充電設備本体および充電スペースを照らす目的で設置する電灯の申告 ●電灯の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●電気配線にかかる部材費、労務費	・ 華美な電灯 ・ 太陽光発電機で稼働する電灯

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>（４）その他、設置工事にかかる費用</u>		
<u>雑材・消耗品、 養生費 【A 1 3】</u>	●テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ●養生にかかる費用	・ 交通運搬費や廃材処分費
<u>図面作成費 【A 1 4】</u>	●センターが求める図面の作成にかかる費用 【補足説明】 センターが補助する図面は以下のとおりです。 ・ 設置場所見取図 ・ 平面図 ・ 電気系統図 ・ 配線ルート図 ・ 単線結線図（高圧受変電設備設置工事費を申告する場合のみ）	・ 竣工図面等の作成費
<u>レイアウト検討 費【A 1 5】</u>	●設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用 【補足説明】 ・ 一式計上ではなく、レイアウト検討にかかった人工数とその単価を記載してください。	・ 諸経費等にかかる費用
<u>電力会社立会・ 協議費 【A 1 6】</u>	●特別措置における電力会社との協議、立会等にかかる費用 【補足説明】 ・ 一式計上ではなく、立会や協議にかかる人工数とその単価を記載してください。	・ 電力会社への申請手続費用 ・ 特別措置以外の契約等にかかる費用

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>（４）その他、設置工事にかかる費用</u>		
<u>安全誘導員費</u> <u>【A17】</u>	●設置工事期間中に発生する施設利用者および歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費 【補足説明】 ・一式計上ではなく、安全誘導にかかる人工数とその単価を記載してください。	・現場作業内の安全対策にかかる費用
<u>停電回避費</u> <u>【A18】</u>	●設置工事期間中に当該工事のために生じる停電を回避するために必要となる発電機のレンタル費および回送費（損料含む。）	・工事に必要な電源を確保するための発電機等の費用
<u>充電スペース造成費【A19】</u>	●充電スペースを新たに造成するために必要な材料費、労務費 【補足説明】 ・申請された内容を審査し、センターが認めた場合のみ補助対象とする。	・既設の駐車スペースを充電スペース用に工事する費用 ・既に駐車スペースがあり、路面が砂利や土等をアスファルトに舗装する工事費用
<u>現場監督等の労務費【A20】</u>	●現場監督費・世話役等の労務費でセンターが認めたもの 【補足説明】 ・一式計上ではなく、現場監督等にかかる人工数とその単価を記載してください。	・現場管理費や現場監理費 ・諸経費等の現場監督費、世話役等以外の項目

4－8. 充電設備等設置工事の要件

充電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていない場合は、申請の受付不可または当該工事項目が補助対象とならないことがあります。

（１）基礎・据付工事

- ・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する充電設備等本体の基礎サイズの仕様を満たしていること。

（２）電気配線工事

- ・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する電源ケーブルの仕様を満たしていること。

（３）デマンド工事

- ・デマンドの制御機能は、申請する充電設備本体のみとする。
- ・デマンド機器本体は原則、既製品に限る。

（４）課金デバイス工事

- ・充電設備本体に改造を加えないこと。
- ・課金デバイス機器本体は原則、既製品に限る。

（５）ブレーカー工事

- ・充電設備本体等の性能を担保するブレーカーを設置すること。

（６）案内板設置工事

- ・設置施設（場所）の公道に面した入口に設置すること。
- ・デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたもの。
- ・案内板寸法は500mm x 500mm以上とする。
- ・公道の上下線から視認できる位置および高さに設置すること。
- ・公道に対し、案内板の設置方法は、
 - ①案内板が両面の場合は垂直、
 - ②案内板が片面の場合は平行に設置すること。
- ・地面に埋設等され固定されていること。
- ・高速道路 S A・P A 等に設置の場合は、高速道路会社等が定める規格・規定に案内板仕様等は準ずるものとする。

(7) ライン引き工事

- ・充電スペースは、幅 2.5m × 奥行き 5m の区画を目安とする。

(8) 路面表示工事

- ・デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたもの。
- ・寸法は、900mm x 900mm 以上とする。
- ・計画した充電スペースの区画内に設置すること。
- ・「待機スペース」を申請する場合は、路面表示として「待機スペース」であることが確認できる記載を必須とする。

※待機スペースとは、充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。

(9) 屋根設置工事

- ・屋根の本体は原則、既製品に限る。
- ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・小屋との同時申請はできない。

(10) 小屋設置工事

- ・小屋の本体は原則、既製品に限る。
- ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・屋根との同時申請はできない。

(11) 防護用部材設置工事

- ・本体は原則、既製品に限る。
- ・金属製に限る。
- ・急速充電設備は、防護用部材の設置が法令で定められているため、申請前に設置場所を管轄する消防署に設置のレイアウト等の確認および了承を得ること。
- ・普通充電設備は、地方公共団体等に設置に関する条例等がある場合があるため、申請前に申請者責任において確認すること。

(12) 電灯設置工事

- ・電灯の本体は原則、既製品に限る。
- ・充電設備本体を照らしていること。

4－9. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）

- ・ 他用途（申告された充電設備以外）に利用するための部材費、労務費
（将来用の配線配管等、申告された充電設備以外の工事内容を含んだ工事）
- ・ 充電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用
- ・ 非常用に設置する予備用コンセント
- ・ 監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
- ・ 既設駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルトでない場合）
- ・ 既設充電設備の撤去や移設、処分等にかかる費用
- ・ その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用
- ・ 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤等を設計変更して充電設備を設置する場合、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更
- ・ 一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部または一部
- ・ 写真管理費、客先協議費、申請手続代行費
- ・ 除雪費等

4－10. ユニバーサルデザインの採用（推奨）

今後、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及が一層進むことをふまえ、充電設備の設置にあたっては、利用者が誰でも操作しやすいよう、ユニバーサルデザインを考慮した設置に努めることを推奨します。

なお、急速充電設備については、CHAdeMO協議会が「電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書 7.3」にユニバーサルデザインのガイドを公表しているので参照してください。

5. 交付申請の提出：全事業共通

5－1. 申請に必要なデータ入力および書類のアップロード

センターホームページよりオンライン申請システムを利用し、申請情報や内容を登録することで必要な入力項目やアップロードが必要な書類を個別に表示します。

申請のデータ入力^(注1) および提出書類を各項目にアップロード^(注2) し、申請ボタンを押してください。

※オンライン申請システム上で申請が完了となりますので、書類の郵送は必要ありません。

受付候補となった交付申請は、入力情報および提出書類ならびにその内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。

一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。

注1：工事の申告においては、工事施工会社に入力を依頼することができます。

注2：センターが認めるアップロードのファイル形式は、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類になります。

(要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。)

5－2. 提出書類の注意事項

- ・アップロードされた書類は、数字や文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。解像度が低く、数字や文字等が読み取れない場合は不備として再提出を求めます。
- ・ファイル形式へ変換後に編集や加筆等を行いアップロードした書類は不備として再提出を求めます。各書類でセンターが求める「記載の必須項目」等を全て記載されていることを確認の上、ファイル形式へ変換してアップロードしてください。
- ・提出書類において、「本補助金の事業開始日以降の日付の記載」とある場合は、令和6年1月31日（水）以降の日付を記載する必要があります。

5－3. 提出書類

※下記に掲げる以外に申請する事業の内容に応じて必要な書類があります。

（詳細は、本書のP 85から記載の「充電設備設置事業ごとの説明と提出書類」を確認してください。）

必要書類を用意の後、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類）にし、オンライン申請システムの各項目にアップロードしてください。

必要書類の提出にあたっては、以下の要領で提出をお願いします。

- ・紙等実体のある形式が正規のもの：例）保証書、本人確認書等
 - 原則として実際の書類等をスキャンまたは複写したデータを提出してください。
 - スキャンまたは複写した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。
- ・電子データ自体が正規のもの：例）各種見積り書、請求書、契約書等の一部
 - 受領当時から電子データの場合はそのデータの提出を認めます。
 - ただし受領した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。

書類の作成は、センターのホームページ「添付書類（例）」等を参考にしてください。

【申請に必要な書類】

- 5-4：申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等）
- 5-5：充電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む。）
- 5-6：充電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む。）
- 5-7：充電設備等設置工事の申告方法（オンライン申請システムのデータ入力）
- 5-8：要部写真
- 5-9：設置場所見取図、平面図、配線ルート図、電気系統図（全てA3サイズ）
- 5-10：工期がかかることを証する書類

【申請の内容に応じて必要な書類】

- 5-11：高圧受変電設備を申請する場合
- 5-12：デマンドコントローラーおよび課金デバイスを申請する場合
（メーカー名、型式、価格等の記載がある資料）
- 5-13：付帯設備設置工事を申請する場合
（メーカー名、型式、価格の記載がある資料）
- 5-14：特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合
（特別措置の申込書、請求書）
- 5-15：充電設備を設置する土地が借地の場合
（土地の利用に関する許諾書等）
- 5-16：地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等から申請する場合
- 5-17：共同で申請する場合

5-18：リース契約に基づく申請の場合

（申請者がリース事業を生業とすることを証する書類等）

5-19：自社または資本関係にある会社から調達する場合

（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）

5-20：申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合

5-21：地方公共団体が入札前に申請する場合

5-22：要部写真の提出資料

5－4．申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等）

- ・申請者の区分ごとに異なります。

5－4－1．申請者が地方公共団体の場合

以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

提出は、下記の表の（１）の中から１つ、（２）の中から１つ、計２つの書類をアップロードする必要があります。

番号	書類	条件
（１）	・ 地方公共団体のホームページ ・ 広報誌等	地方公共団体の名称、長の氏名、住所が確認できること
（２）	・ 法人番号指定通知書 ・ 経済産業省のg B i z I N F Oよりダウンロードした当該PDF ファイルデータ等 ・ 国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDF ファイルデータ等	法人番号（１３桁）が確認できること
【注意事項】 ・ 交付申請時に法人番号（１３桁）の入力が必要です。 履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書に記載されている「会社法人等番号」ではありませんので注意してください。		

5-4-2. 申請者が法人の場合

以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

提出は、下記の表の（１）の中から１つ、（２）の中から１つ、計２つの書類をアップロードおよび（３）のデータ入力を行う必要があります。

番号	書類	条件
（１）	・ 履歴事項全部証明書 ・ 現在事項全部証明書	３ヶ月以内の発行のものに限る
（２）	・ 法人番号指定通知書 ・ 経済産業省の g B i z I N F O よりダウンロードした当該 P D F ファイルデータ等 ・ 国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該 P D F ファイルデータ等	法人番号（１３桁）が確認できること
（３）	・ 役員名簿 （オンライン申請システムにてデータ入力）	「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、履歴事項全部証明書等に記載されている役員全員を入力すること
【注意事項】 ・ 支社・支店等からの申請は、「５－１６．地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等から申請する場合」を参照してください。 ・ 交付申請時に法人番号（１３桁）の入力が必要です。 履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書に記載されている「会社法人等番号」ではありませんので注意してください。 ・ 役員名簿の入力は、センターホームページの操作ガイド「申請者：役員名簿」を参照して間違いのないように入力してください。 ※役員とは、取締役・会計参与・監査役のことをいいます。		

5-4-3. 申請者が個人の場合

以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

提出は、下記の表の（１）～（６）の中から１つ選択し、書類をアップロードする必要があります。

番号	書類	条件
（１）	運転免許証	有効期限内のものに限る 表裏両面のデータがあること
（２）	印鑑登録証明書	３ヶ月以内の発行のものに限る
（３）	住民票	３ヶ月以内の発行のものに限る 個人番号の記載のないもの
（４）	パスポート	有効期限内のものに限る 氏名と住所の記載ページ
（５）	マイナンバーカード	表面のみ（個人番号が記載されている裏面は提出しないでください。）
（６）	住民基本台帳	有効期限内のものに限る 現住所が記載されていること
【注意事項】 ・申請者の住所・氏名は上記書類の住所・氏名と一致していることが必要です。 ・現住所が記載されていない場合や、申請者の住所と異なる住所が記載された運転免許証等は、本人確認書類としては認めません。		

5－5. 充電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む。）

- ・ 充電設備を充電設備販売会社から直接購入する予定の場合は、申請者宛の見積書をアップロードし、提出してください。
- ・ 充電設備を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《見積書作成日》

- ・ 本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《発行者》

- ・ 充電設備販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《有効期限》

- ・ 申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・ 振込であることの記載

《充電設備》

- ・ メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・ センターは提出された見積書をもとに審査を行います。充電設備の型式および販売会社等に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。（取下げについては、「17－1. 申請取下げ」を参照してください。）
- ・ 端数処理や出精値引き等、見積書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。
- ・ 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・ 原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。
- ・ 複数の充電設備を設置する場合は、個々の充電設備のメーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額を明示してください。

5－6. 充電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む。）

- ・申請者宛の充電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む。）の見積書をアップロードし、提出してください。
- ・申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために以下の必須項目が記載された見積書の提出を求めます。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事とともない充電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備等設置工事のみにかかる見積書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《見積書作成日》

- ・本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《有効期限》

- ・申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・振込であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管、案内板等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

《計上項目先番号》

- ・見積書の内訳に計上項目先番号の記載（詳細については、「4－7. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」を参照してください。）

- ・センターは提出された見積書をもとに審査を行います。工事内容および工事施工会社等に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。
- ・「材工一式」といった簡略記載の「見積書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出してください。
- ・端数処理や出精値引き等、見積書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

5－7．充電設備等設置工事の申告方法（オンライン申請システムのデータ入力）

- ・充電設備販売会社および工事施工会社が発行した全ての見積書および図面を参照し、充電設備等設置工事の申告を入力してください。
- なお、申告された金額および工事の内容をもとに設置工事補助金申請額が算定されます。
- ・オンライン申請システムでは、以下の入力が必要になります。
 - 「5－7－1．会社別見積書一覧」は、見積書ごとに総額を入力してください。
 - 「5－7－2．充電設備等設置工事申告の申告額」は、見積書からセンターが定める工事項目ごとに申告する金額を入力してください。
 - 「5－7－3．充電設備等設置工事申告の工事内容」は、申告額を入力した工事項目に対して、その工事内容の詳細を入力してください。

5－7－1．会社別見積書一覧（オンライン申請システムのデータ入力）

- ・「会社別見積書一覧」の欄には、充電設備販売会社および工事施工会社ごとに発行した「見積書」を参照し、それぞれの会社名、見積書発行日および見積書の総額（税抜）等を入力してください。
- ・見積書の総額は税抜金額を入力し、見積書に記載されている総額と一致する必要があります。
- ・受電工事を電力会社の「特別措置」で行う申請で、負担金を申請者が支払う場合は、その金額も入力をしてください。

5－7－2．充電設備等設置工事申告の申告額（オンライン申請システムのデータ入力）

- ・「充電設備等設置工事申告」の申告額には、申請の手引き「4－7．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」を参照し、「見積書」や「内訳書」から工事費用の工事区分または項目ごとに申告することが必要です。
- ・工事施工会社が複数ある場合は、各工事施工会社の「見積書」や「内訳書」の金額等の数字を集約し、該当する項目の申告額に入力してください。
- ・他用途性のある部材（充電設備以外の工事と兼用している部材）等は補助対象経費とならないため入力しないでください。
- ・端数処理や出精値引き等がある場合は、その金額を反映し入力してください。
- ・「充電設備等設置工事申告」の申告額は、見積書の内訳に記載された計上項目先番号を見ながら入力してください。（詳細については、「4－7．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」を参照してください。）

5-7-3. 充電設備等設置工事申告の工事内容（オンライン申請システムのデータ入力）

- ・ 申告額を入力した項目に対し「見積書」や「内訳書」、「図面」に記載されている工事の仕様や工法等の詳細を申告することが必要です。
- ・ 入力する項目については申請の手引き「4-7. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」を参照してください。
- ・ 入力する工事の仕様や工法等は「見積書」および「図面」と同じであることが必要です。

入力した工事内容を補助対象経費として申告する場合、工事内容の申告ごとに「工事申請額の算定」の有無は、有にチェックしてください。

- ・ 「工事申請額の算定」を有にチェックした場合のみ設置工事補助金申請額にも算定されます。

工事施工会社が複数ある場合は、各工事施工会社の「見積書」から工事項目に該当する工事内容を集約し、該当する項目の工事の詳細を入力してください。

5-7-4. 工事申請要件の確認および充電設備の運用方法（オンライン申請システムのデータ入力）

- ・ 工事の申請をするにあたり、工事の内容やセンターの求める要件等に適合していることを確認します。該当する全ての事項について申告してください。
- ・ 充電設備の運用方法については、課金機能の有無や課金の種類、また課金機能がない場合は、充電設備の利用方法を入力してください。非会員対応の方法、徴収方法、徴収単位および料金等についても入力してください。課金料金徴収代行等の契約を行う場合は、契約先（サービスベンダー名）を入力してください。

5－8. 要部写真

下記に示す要部写真の画像データをアップロードし、提出してください。

センターが認めるアップロードのファイル形式は、「J P E G」「P N G」の2種類になります。

【提出が必要な写真】

《充電スペースの設置予定場所》

- ・ 工事施工前の充電スペース（充電の際の駐車スペース）全景が確認できること

《充電設備本体の設置予定場所》

- ・ 工事施工前の充電設備本体の設置予定場所が確認できること
- ・ 別体（設備構成）である課金機、電源部がある場合には個々に必要

【申請する事業に応じて提出する要部写真】

高速道路 S A ・ P A 及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）を申請する場合は必須です。

《案内板の設置予定場所または既設案内板》

- ・ 入口に設置する予定の案内板の設置場所が確認できること
（案内板は公道からの全景を撮影すること）
- ・ 既設案内板がある場合は、公道からの既設案内板の全景写真
（既設案内板が両面の場合は、公道の上り線と下り線で2枚を提出）

- ・ 要部写真は工事の計画を確認するために必要なものです。事業開始日（令和6年1月31日）以降に実際に撮影した写真データのみ提出してください。
- ・ 人工知能（A I）で生成した画像、インターネットで取得した画像、加工（予定場所を枠で囲むことなども含む。）および修正された画像の提出は認めません。（本事業では解析ツール等を導入します。）
- ・ 提出の際、撮影情報データ（E x i f ファイル）を撮影時のまま修正や削除しない様をお願いします。（G P S 座標を残し提出することを推奨）
- ・ 補助対象経費で申告した工事項目に該当する要部写真を提出してください。（注1）
- ・ 撮影した写真は、オンライン申請システムの「要部写真」に工事項目ごとに写真をアップロードし、提出してください。
なお、申請された充電設備の性能を満たす工事等が行われているか確認するため、補助対象経費の申告にかかわらず提出が必須の写真もあります。（注2）
- ・ 充電設備等設置工事施工前の設置場所の撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・ 実績報告時には原則として交付申請時と同一アングルで撮影した写真の提出をお願いします。

- ・ 障害物（駐車車両等）がやむを得ず映り込んでしまう場合は、撮影例にある全体の写真に加え、障害物で隠れている設置場所床面、充電設備設置予定壁面などの写真を複数枚撮影し提出をお願いします。
- ・ 施工中に撮影が必要な写真もありますので留意してください。
- ・ 要部写真は全てカラーで提出してください。

注１：提出する要部写真の詳細は、「５－２２．要部写真の提出資料」を参照してください。

注２：「５－２２．要部写真の提出資料」の「必須写真」を参照してください。

5－9．設置場所見取図、平面図、配線ルート図、電気系統図（全てA3サイズ）

図面ごとに記載する内容が異なります。以下の内容を確認し作成してください。

なお、「追加設置」および「入替設置」の場合は、既設充電設備の情報（設置位置、配線経路等）も記載が必要になります。

5-9-1．設置場所見取図

下記に示す項目を記載した図面を「設置場所見取図」として作成の上、アップロードし、提出してください。充電設備を設置する場所（施設・建物）、接する公道や付近の主たる施設等との関係を確認するために求めるものです。施設全体の敷地形状が確認できる図面に充電設備を設置する場所の位置関係を示してください。案内板の設置が要件の事業においては、案内板の位置および向き、仕様が示されていること。市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可とします。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「設置場所見取図」との記載（不備事例：設置見取図、設置場所図等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、縮尺（縮尺サイズの指定なし）、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《敷地の全体図》

- ・施設全体の敷地形状の記載

《充電スペース》

- ・充電スペース場所の記載
- ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所の記載

《施設の入口》

- ・公道から充電設備設置場所への入口の記載

【申請する事業に応じて記載する項目】

- ・高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）を申請する場合、公道名、案内板の記載は必須です。

《公道名》

- ・充電設備設置場所に面する公道名の記載

《案内板》

- ・設置する（設置してある）位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）の記載
（例：公道に対し垂直に設置、新設ポール、両面 500mm x 500mm）

- ・マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、マンション等においてはマンション等の駐車場収容台数および区画図の駐車場収容台数および区画図の記載が必要になります。

《駐車場の収容台数》

- ・駐車場の収容台数の記載

《区画》

- ・駐車場の収容台数を確認できる区画の記載

5-9-2. 平面図

下記に示す項目を記載した図面を「平面図」として作成の上、アップロードし、提出してください。

レイアウトを確認するために求めるものです。

図面には、充電設備、付帯設備のレイアウトと寸法を示してください。なお、申告の有無にかかわらず付帯設備を設置する場合、記載は必須になります。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「平面図」との記載（不備事例：レイアウト図、詳細図等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、縮尺（1／100以上）、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《充電スペース》

- ・充電スペース場所の記載
- ・幅、奥行き寸法の記載
- ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所の記載

《充電設備設置場所の位置》

- ・充電スペースと充電設備の位置関係の寸法の記載
- ・追加設置、入替設置の場合、既設充電設備の位置の記載

《充電設備の基礎》

- ・充電設備を設置する基礎の寸法（たて、よこ、高さ）の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《充電スペースのライン引き》

- ・新規で引くラインの全長の記載

《路面表示》

- ・路面表示本体の寸法、充電スペース内での位置関係の寸法の記載

《屋根》

- ・屋根本体の寸法、充電設備との位置関係の寸法を記載
- ・基礎サイズ（寸法）、充電設備のメンテナンススペースの寸法を記載

《小屋》

- ・小屋本体の寸法、充電設備との位置関係の寸法を記載
- ・基礎サイズ（寸法）、充電設備のメンテナンススペースの寸法を記載

《防護用部材》

- ・充電設備と防護用部材までの寸法、充電スペースと防護用部材までの寸法の記載

《車止め》

- ・車止めの設置（既設含む。）がある場合、充電設備と車止めまでの寸法の記載

《電灯》

- ・充電設備、充電スペースを照らしていることの設置位置の記載

5-9-3. 配線ルート図

下記に示す項目を記載した図面を「配線ルート図」として作成の上、アップロードし、提出してください。

配線ルートの合理性、申請された配線費用の妥当性を審査するために求めるものです。配線・配管の経路、長さおよび仕様（アース線、通信線を含む。）、配線方法（埋設、露出、架空等）を示してください。

また、追加設置、入替設置の場合は、既設充電設備の配線ルート図も記載してください。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「配線ルート図」との記載（不備事例：配線図、配線系統図等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、縮尺（1／100以上）、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《充電スペース》

- ・充電スペース場所の記載

《充電設備設置場所》

- ・充電設備設置場所の記載

《配線ルート》

- ・電源元から充電設備本体までのルートの記載

《配線の種類・長さ・ルート等》

- ・配線の種類（例：CV8-3c, IV3.5sq・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載
- ・配線方法（架空・露出・埋設）の記載
- ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載

《電源元の位置》

- ・電源元であるキュービクルや分電盤等の設置位置の記載
- ・位置関係が確認できる寸法の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《配管材の種類・長さ・ルート等》

- ・配管材の種類（例：FEP30・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載
- ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載

《埋設の位置・状況》

- ・埋設の箇所を図面上に示し掘削（掘削幅・深さ・距離）と現状の路面の状況（アスファルト、土等）の記載

《建柱（引込柱）の位置・仕様》

- ・架空配線の建柱や特別措置で必要となる引込柱の設置位置、仕様（材質・高さ）の記載
- ・支線を設置する場合は、支線の位置の記載

《ハンドホールの位置・仕様》

- ・埋設工事で必要となるハンドホールの設置位置、仕様（材質・たて・よこ・高さ）の記載

5-9-4. 電気系統図

下記に示す項目を記載した図面を「電気系統図」として作成の上、アップロードし、提出してください。

他用途性がなく、専用配線であることを確認するために求めるものです。

増設もしくは新設される高圧受変電設備または改修・交換もしくは新設される分電盤（受電盤）と充電設備や付帯設備が専用配線で結合されていることを示してください。また、追加設置、入替設置の場合は、既設充電設備の電気系統図も記載してください。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「電気系統図」との記載（不備事例：配線系統図、電気配線図等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《充電設備の仕様》

- ・充電設備の種類（急速・普通等）、メーカー名、型式の記載

《配電方法》

- ・配電方法の種類（例：1Φ3W100/200V）の記載

《電源元の仕様》

- ・受電元のキュービクルや分電盤、手元開閉器を図示し、盤名称がある場合は、その名称の記載
- ・特別措置など新規で契約する場合は、引込開閉器等を図示し、そのメーカー名と型式の記載

《ブレーカーの仕様》

- ・仕様（例：ELB2P2E）容量（例：20AF/20AT）の記載
- ・交換の場合は、その前後が分かるように記載

《電源線の仕様》

- ・ブレーカーから充電設備までの配線の記載
- ・配線の種類（例：CV5.5-3c）の記載

《接地極の仕様》

- ・接地配線、接地種別（例：Ec、Ed等）アース線（例：1V5.5sq）の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《幹線の仕様》

- ・幹線の種類（例：CV38-3c）、ブレーカーの仕様および容量の記載

《通信線》

- ・課金機など別体装置等がある場合は、通信線の記載

《電灯》

- ・設置がある場合は、配線の種類（例：CV5.5-3c）の記載
- ・タイマースイッチ等を設置する場合は、設置箇所の記載

5－10．工期がかかることを証する書類

「工期がかかることを証する書類」とは、申請する事業ごとに以下の期間について確認するために必要なものです。申請する事業ごとに提出書類が異なります。

5－10－1．高速道路SA・PA等への充電設備設置事業（経路充電）の場合

5－10－2．新築のマンション等への充電設備設置事業（基礎充電）の場合

5－10－1．高速道路SA・PA等への充電設備設置事業（経路充電）の場合

「特別な仕様に基づく工事」に該当する高速道路SA・PA等は、充電設備の設置工事の制約等から特に工期が長いとされるため、充電設備の設置工事における工期がかかることを証する書類（工程管理表、協議書等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成者・発行者》

- ・書類を作成および発行した氏名または名称の記載

《作成日》

- ・書類の作成日を記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《工事日程》

- ・充電設備設置完了予定日が令和7年4月1日（火）～実績報告期限日までであることがわかる日程の記載

5-10-2. 新築のマンション等への充電設備設置事業（基礎充電）の場合

マンション等の新築工事に伴い充電設備を設置するため、交付申請時にオンライン申請システムにて工期の入力および工期がかかることを証する書類（建築確認申請書（副本）第1面～6面）をアップロードし、提出してください。

交付申請時点で、マンション等が着工前または工事中であり、竣工日が令和7年度であることを、建築確認申請（副本）の工事完了予定年月日にて確認します。

なお、工事完了予定年月日が令和6年度以前であり、工事の遅延等により工事完了予定年月日が令和7年度となる場合も申請を可とします。その場合、実績報告時に令和7年度に発行された完了検査済証の提出が必要となります。詳しくは「16-25. 新築のマンション等で工事の遅延等により竣工日が令和7年度になる場合」を参照してください。

【記載の必須項目】

《副本であること》

- ・ 設置場所の副本であることの記載

《建築主》

- ・ マンション等の建築主の氏名または名称の記載

《作成日》

- ・ 書類の作成日の記載

《地名地番または住居表示》

- ・ 申請で入力した設置場所住所（地名地番または住居表示）の記載

《工事着手予定年月日および工事完了予定年月日》

- ・ マンションの等の工事完了予定年月日が令和7年度であることの記載

5－11. 高圧受変電設備を申請する場合

高圧受変電設備設置工事費を申請する場合は、以下に示す（１）の書類をアップロードし、提出してください。

オンライン申請システム「充電設備等設置工事申告」の（１）－③高圧受変電設備設置工事費の工事内容の申告内にアップロード画面があります。

なお、高圧受変電設備を囲うフェンスの設置を申請する場合、（２）の書類をアップロードし、提出してください。

充電設備を稼働するために必要とされる設備（電力量等）の妥当性を審査するために求めるものです。

なお、本補助金に申請する充電設備の総出力と将来設置する充電設備の総出力を合計した容量の高圧受変電設備を申告することも可能です。

ただし、充電設備以外への電力供給等、充電設備との関連性が確認できない場合は、補助金の取消および返還等を求める場合があります。

（１）単線結線図

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「単線結線図」との記載（不備事例：単結図、高圧仕様書等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《変圧器の仕様》

- ・容量等の仕様の記載

《ブレーカーの仕様》

- ・仕様（例：MCCB3P）容量（例：250AF/200AT）の記載

《その他の設備等の仕様》

- ・変圧器やブレーカー以外に設置する設備の仕様の記載

《余剰容量を設置する場合》

- ・増設予定の充電設備の出力、基の記載
- ・充電設備の増設時期
- ・変圧器の余剰分の容量の記載
- ・余剰分を充電設備以外に使用しない旨の記載

※本補助金にて充電設備を設置後おおむね５年以内に充電設備を増設する計画があり、変圧器の容量を本補助金で設置する充電設備の総出力以上とする場合

※単線結線図は、施工前と施工後をまとめてアップロードしてください。

（２）フェンスの仕様および価格（定価）を証する書類（メーカーのカタログ等）

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・ 設置するフェンスのメーカー名の記載

《型式》

- ・ 見積書に記載された型式の記載

《価格》

- ・ 本体の価格（定価）の記載

5－１２．デマンドコントローラーおよび課金デバイスを申請する場合（メーカー名、型式、価格等の記載がある資料）

デマンドコントローラーおよび課金デバイスを申請する場合は、以下に示す（１）（２）の書類をアップロードし、提出してください。

オンライン申請システム「充電設備等設置工事申告」の（１）－②デマンドコントローラー、課金デバイスそれぞれの工事内容の申告内にアップロード画面があります。

（１）価格（定価）を証する書類（メーカーのカatalog等）

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・ 設置する機器のメーカー名の記載

《型式》

- ・ 見積書に記載された型式の記載

《価格》

- ・ 本体の価格（定価）の記載

（２）性能や機能等を証する書類（メーカーの仕様書等）

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・ 設置する機器のメーカー名の記載

《型式》

- ・ 見積書に記載された型式の記載

《仕様》

- ・ 性能や機能等の仕様の記載

5－13. 付帯設備設置工事を申請する場合（メーカー名、型式、価格の記載がある資料）

（１）に示す付帯設備設置工事を申請する場合は、以下に示す（２）の書類をアップロードし、提出してください。

オンライン申請システム「充電設備等設置工事申告」の（３）付帯設備それぞれの工事内容の申告内にアップロード画面があります。

（１）提出対象となる付帯設備設置の工事項目

- ・ 屋根
- ・ 小屋
- ・ 充電設備等保護用部材
- ・ 電灯

（２）付帯設備の仕様および価格（定価）を証する書類（メーカーのカタログ等）

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・ 設置する付帯設備のメーカー名の記載

《型式》

- ・ 見積書に記載された型式の記載

《価格》

- ・ 本体の価格（定価）の記載

5－14. 特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合（特別措置の申込書、請求書）

「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置」にて充電設備を設置する場合は、以下に示す（１）の書類をアップロードし、提出してください。なお、補助対象経費にかかわらず全ての事業で必要になります。

（２）の書類については、下表のいずれかの書類をアップロードし提出してください。

（１）電力会社に提出した申込書

【記載の必須項目】

《申込日》

- ・ 申込日の記載

《申込者》

- ・ 申請者名または工事施工会社名等の記載

《設置場所住所または名称》

- ・ 申請で入力した設置場所住所または名称の記載

（２）同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置の工事負担金を確認できる書類

提出書類	記載の必須項目
電力会社が発行した請求書	《発行日》 ・ 請求書の発行日の記載 《宛先》 ・ 申請者名または工事施工会社名等宛であることの記載 《発行者》 ・ 電力会社名の記載 《設置場所住所または名称》 ・ 申請で入力した設置場所住所または名称の記載 《請求金額》 ・ 工事負担金額の記載
電力会社との協議の結果の概算見積書 ^{（注１）}	《発行日》 ・ 概算見積書の発行日の記載 《宛先》 ・ 申請者名または工事施工会社名等宛であることの記載 《発行者》 ・ 電力会社名の記載 《設置場所住所または名称》 ・ 申請で入力した設置場所住所または名称の記載 《概算見積額》 ・ 工事負担金額の記載

特別措置に基づく受電工事費の 概算申告書 ^(注1)	《管理番号》 ・ 該当申請の管理番号の記載 《申請者名》 ・ 申請者名の記載 《設置場所住所または名称》 ・ 申請で入力した設置場所住所または名称の記載 《概算申告額》 ・ 申告する工事負担金の概算申告額の記載 ^(注2) ^(注3) 《概算申告額の根拠》 ・ 概算申告額を算出した根拠となる理由の記載 《概算申告額算出者》 ・ 概算申告額を算出した担当者名の記載 ^(注4) 《概算申告額の承認者》 ・ 概算申告額を承認した承認者名の記載 ^(注4)
---	---

- ・ 支払条件は、振込になります。

実績報告時に、振込したことを確認できる書類が必要です。

注1：電力会社が発行する請求書が発行されたら速やかにオンライン申請システムの「状況等報告」にデータを入力の上、請求書をアップロードし、提出してください。

注2：「充電設備等設置工事申告額」の申告額欄に概算申告額を入力してください。

注3：工事施工会社が工事負担金を支払い申請者へ請求する場合は、「会社別見積書一覧」にてアップロードする工事施工会社の見積書に概算申告額を計上する必要があります。

注4：申請者本人または申請者が法人の場合は、代表者および申請担当者に限る。

5－15. 充電設備を設置する土地が借地の場合（土地の利用に関する許諾書等）

借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間（5年間）以上において設置することの許諾を土地所有者から得る必要があります。なお、許諾は「一つの工事」ごとに得る必要があります。本事業期間内の充電設備の設置に対し、同一施設に属する駐車場に複数の許諾がされている場合は、重複する申請を無効とし受付不可となりますので注意してください。

土地の利用に関する許諾を証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《賃借人》

- ・ 賃借人名の記載

《賃貸人》

- ・ 賃貸人名の記載

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《許諾》

- ・ 充電設備設置を許諾していることの記載

《期間》

- ・ 充電設備の設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾していることが確認できる期間の記載

《作成日》

- ・ 許諾書の作成日の記載

5－16. 地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等から申請する場合

- ・ 地方公共団体における支庁・支所・出張所等または法人の支社・支店等が申請者となる場合は、以下に示す（１）（２）の書類をアップロードし、提出してください。なお、本人確認書類として提出した書類に支庁・支所・出張所等または支社・支店等の記載がない場合は、（３）の書類が必要になります。

（１）「地方公共団体または法人申請に係る代表者から申請者への委任」

- ・ オンライン申請システムの「地方公共団体または法人申請に係る代表者から申請者への委任情報」にデータを入力してください。

（２）支庁・支所・出張所等または支社・支店等名義の銀行口座が存在することが確認できる書類

- ・ 申請者である支庁・支所・出張所等または支社・支店等名義の銀行口座が存在することが確認できる書類（通帳等の該当ページ等）をアップロードし、提出してください。

（３）地方公共団体における支庁・支所・出張所または法人の支社・支店等が存在することが確認できる書類

- ・ 本人確認書類として提出する登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）に地方公共団体における支庁・支所・出張所等および法人の支社・支店等の記載がない場合は、その支庁・支所・出張所等および支社・支店等が存在することが確認できる書類（事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織図等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《法人名》

- ・ 申請者となる地方公共団体または法人名の記載

《所在地》

- ・ 本庁等または本店等の所在地の記載

《支社・支店等の名称》

- ・ 支庁・支所・出張所等および支社・支店等の名称の記載

《所在地》

- ・ 支庁・支所・出張所等および支社・支店等の所在地の記載

5－17. 共同で申請する場合

- ・一つの申請において、充電設備等設置工事の補助対象経費を分担する場合^(注1)、共同して申請を行うことができます。
- ・共同申請の場合は、交付申請、実績報告および補助金の収受等、センターとの手続きを代表して行う代表者（充電設備の所有者）を決定してください。なお、申請は当該代表者が行う必要があります。
- ・共同申請者（個人の場合を除く。）は、補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、法人番号、交付決定日、交付金額等）がオープンデータとして g B i z I N F O に公表されることへの了承をしなければなりません。
- ・財産処分等^(注2)により補助金の返納義務が発生した場合には、共同申請者は返納額の全額を連帯して返納することとなります。

5－17－1. 提出書類

共同申請を行う場合は、以下に示す（１）（２）のデータ入力および書類をアップロードし、提出してください。

（１）「共同申請者」

- ・オンライン申請システムの「共同申請者情報」にデータを入力してください。

（２）共同申請者の本人確認書類

- ・共同申請者の本人確認書類をアップロードし、提出してください。（「5－4. 申請者本人確認書類」を参照）
- ・法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、本人確認書類（履歴事項全部証明書等）、法人番号を証する書類およびオンライン申請システムの「役員名簿」にデータを入力し、提出してください。

注１：充電設備等設置工事の補助対象経費を分担する場合とは、例えば充電設備の購入者と設置工事の発注者が異なる場合など、当該申請において分担して行った充電設備等設置工事の補助対象経費を負担する方が複数いる場合を指します。

注２：「18. 財産処分の手続」を参照してください。

5－18. リース契約に基づく申請の場合（申請者がリース事業を生業とすることを証する書類等）

- ・リース契約にて充電設備の取得を行う場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社に支払われます。
- ・リース会社は、リースの使用者（契約者）の月々のリース料金に補助金相当分の値下げを反映させなくてはなりません。
- ・リース契約は、保有義務期間（5年間）以上使用することを前提とした契約にすることが必要です。

5－18－1. 提出書類

リース契約が含まれる申請の場合は、以下に示す（１）（２）の書類をアップロードし、提出してください。なお、充電設備を設置する土地がリースの使用者（契約者）の所有でない場合は、（３）の書類が必要になります。

（１）申請者がリース事業を生業とすることを証する書類

- ・「5－4. 申請者本人確認書類」に示す法人の本人確認書類（履歴事項全部証明書等）に記載がある場合は代用することも可能です。

（２）リースの使用者（契約者）の本人確認書類

- ・リースの使用者（契約者）の本人確認書類をアップロードし、提出してください。（「5－4. 申請者本人確認書類」を参照）
- ・リースの使用者（契約者）が法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、本人確認書類（履歴事項全部証明書等）およびオンライン申請システムの「役員名簿」にデータを入力し、提出してください。

（３）土地の利用に関する許諾を証する書類

充電設備を設置する土地がリースの使用者（契約者）の所有でない場合、リースの使用者（契約者）が土地所有者から許諾を得ることが必要です。

リースの使用者（契約者）は「5－15. 充電設備を設置する土地が借地の場合」に示す書類をセンターが認めるファイル形式にし、申請者に提出してください。

申請者は確認後、アップロードし、提出してください。

※リース契約の場合は、リース会社が補助対象経費を支払う者となりリース契約の使用者（契約者）は補助対象経費を支払う者とはみなしません。

5－19． 自社または資本関係にある会社から調達する場合（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等にかかる経費がある場合、申請者自身の利益が含まれていることは、補助金交付の目的上、好ましくありません。

申請者が自社または資本関係にある会社から調達（充電設備の購入および設置工事）を受ける場合は、補助対象経費から利益相当額を排除することが必要です。

なお、リース契約に基づく申請は、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係にある場合、利益等排除の対象になります。

利益等排除は、申請者と資本関係にある会社とで議決権のある株式を保有している関係性（持株比率）による区分によって、利益等排除の方法が異なります。

このため、調達先ごとに該当する区分がある場合、申告する必要があります。

5－19－1：充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合

5－19－2：充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達する場合

なお、充電設備メーカーおよび充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います

5－19－3：設置工事を資本関係のある工事施工会社から調達する場合

申請者は、持株比率を確認し、下記の利益等排除の区分を選択してください。

【利益等排除の区分】

（１）申請者が自社調達の場合

- ・申請者が自社の製造している充電設備を設置する場合に限ります。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・２社間の関係で持株比率が１００％に限ります。

（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

- ・２社間の関係で持株比率が１００％未満２０％以上に限ります。

なお、オンライン申請システムの「利益等排除申告」項目にデータの入力が完了後、提出が必要な書類が表示され、アップロードが可能になります。

5-19-1. 充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合

申請者が充電設備メーカー（自社含む。）との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、充電設備メーカーおよび充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
（１）申請者の自社調達の場合	当該充電設備の製造原価 ^{（注１）} をもって補助対象経費とします。
（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって補助対象経費 ^{（注２）} から利益相当額の排除を行います。
（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって補助対象経費 ^{（注２）} から利益相当額の排除を行います。

注１：当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する書類の提出が必要です。

注２：この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費からセンターが審査等を行ったのちの補助金のことをいいます。

5-19-1-1. 提出書類

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

(1) 申請者の自社調達の場合

- ・当該充電設備の製造原価を証する書類を提出してください。OEMの場合は、申請者が調達先から購入する金額を製造原価として提出してください。

ア. 充電設備の製造原価を証する書類

「記載の必須項目」を確認の上、オンライン申請システムの「利益等排除」の項目にアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《充電設備メーカー名》

- ・申請者（充電設備メーカー）名の記載

《作成日》

- ・本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《作成者》

- ・申請者（充電設備メーカー）の担当者の記載

《型式》

- ・申告された充電設備の型式の記載

《製造原価》

- ・申告された充電設備（1基分）の製造原価の記載
（受注生産品の場合、直近の月の製造原価の記載）

イ. 充電設備の製造原価を証明する明細書等

自社調達の場合は、見積書の発行がないためオンライン申請システムの「見積書」項目には、以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

【自社製造の場合】

上記「ア. 充電設備の製造原価を証する書類」に記載された製造原価を証明する書類として、社内で管理している製造原価の明細書等を提出してください。

【OEMの場合】

OEMの場合、上記「ア. 充電設備の製造原価を証する書類」に記載された製造原価を証明する明細書等として、調達先が申請者（充電設備メーカー）宛に発行した見積書を提出してください。（「5-5. 充電設備本体の購入にかかる見積書」を参照）

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にある充電設備メーカー名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし、提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

（３）申請者の関係会社（（２）を除く。）からの調達の場合

ア．持株比率が記載された資料

ＷＥＢサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にある充電設備メーカー名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ．調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし、提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・充電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・営業利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

5-19-2. 充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達する場合

申請者が充電設備販売会社との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、充電設備メーカーおよび充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とします。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^{（注2）} から利益相当額の排除を行います。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^{（注2）} から利益相当額の排除を行います。

注2：この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費からセンターが審査等を行ったのちの補助金のことをいいます。

5-19-2-1. 提出書類

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合**ア. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）**

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にある充電設備販売会社名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし、提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

（３）申請者の関係会社（（２）を除く。）からの調達の場合

ア．持株比率が記載された資料

ＷＥＢサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にある充電設備販売会社名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ．調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし、提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・充電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・営業利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

5-19-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達する場合

申請者が工事施工会社との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とします。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^{（注2）} から利益相当額の排除を行います。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって補助対象経費 ^{（注2）} から利益相当額の排除を行います。

注2：この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費からセンターが審査等を行ったのちの補助金のことをいいます。

5-19-3-1. 提出書類

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にある工事施工会社名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし、提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

（３）申請者の関係会社（（２）を除く。）からの調達の場合

ア．持株比率が記載された資料

ＷＥＢサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にある工事施工会社名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ．調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし、提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・営業利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

5－20. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合

- (1) 申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続きの一部を第三者へ依頼することができます。ただし、原則として手続代行者は会社別見積書一覧に入力される工事施工会社に限ります。工事施工会社が複数いる場合には、そのうちの一家を代表として依頼してください。手続代行者を変更することは、原則として認められないので注意してください。また、交付申請を行った後に手続代行者を申請することはできません。
- (2) 手続代行者を工事施工会社に依頼する場合、申請者は、オンライン申請システムにて「手続代行者」のデータを入力してください。
- (3) 申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合、代行費用は補助対象経費とはなりません。
- (4) 手続代行者は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施してください。
- (5) 手続代行者の申請がある場合、書類に関するセンターからの問合せ・訂正依頼などは、申請者および手続代行者に連絡します。手続代行者の申請がない場合は、申請者のみに連絡します。手続代行者と連絡が取れない場合は、交付申請および実績報告の受付、交付決定や補助金の支払ができないことがありますので、注意してください。
- (6) 実質的に手続きを代行している工事施工会社、販売店等の担当者であっても、手続代行者としての申請がなければ、個人情報保護のため、原則として、申請内容に関するセンターからの連絡や説明はできません。
- (7) センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な運営の観点から、申請者宛に郵便で送付します。
- (8) 手続代行者が虚偽の申請等不正を行った場合は、手続代行業務の停止および名称の公表等の罰則が科せられます。
- (9) 手続代行者による不正等が発生した場合は、交付決定が取り消されることがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じます。

5－2 1．地方公共団体が入札前に申請する場合

地方公共団体が申請者となり、入札前に申請する場合の提出書類についての補足説明になります。

5－2 1－1．提出書類

5－2 1－2：予算が確保されていることを証する書類（予算書等）

5－2 1－3：充電設備と設置工事の「設計書」（見積書等）

5－2 1－2．予算が確保されていることを証する書類（予算書等）

入札前の申請の場合、充電設備等設置工事にかかわる予算を確保されていることを証する書類をアップロードし、提出してください。

補正予算等でまだ予算を確保していない場合は、議会に提出予定の予算を確保することを証する書類を提出してください。なお、予算を確保したのち速やかにオンライン申請システムの「状況等報告」にデータを入力の上、予算書をアップロードし、提出してください。

5－2 1－3．充電設備と設置工事の「設計書」（見積書等）

- ・入札前で工事施工会社作成の見積書の提出ができない場合^{（注1）}、予算を組む際に地方公共団体が作成する「設計書」または、工事施工会社に依頼して作成した「見積書」（設計書と同等）をアップロードし、提出してください。
- ・設計書（見積書等）は、センターが求める「5－5．充電設備本体の購入にかかる見積書」「5－6．充電設備の設置工事にかかる見積書」と同様になります。
- ・公共工事費の積算方法における「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」については、本事業で補助対象経費として認める費目を明確に計上し、その内訳を設計書に記載してください。比率等で計上した場合は、補助対象経費とはなりません。
- ・入札をした結果、申請した充電設備のメーカー名、型式等が変更になった場合、速やかにオンライン申請システムの「計画変更承認申請」にデータを入力の上、センターへ申告してください。

注1：入札後、工事施工会社が決定した際は、速やかにオンライン申請システム上の「状況等報告」にデータを入力の上、センターに報告をしてください。

5－2 2．要部写真の提出資料 1／2（高圧受変電設備設置工事を申告した場合は、次ページを確認してください。）

項目	写真番号	申告した内容に基づく撮影項目		必須写真 （注1）	撮影時期（注2）			撮影箇所の説明・留意点	Webアップロード先
					施工前	施工中	施工後		
充電設備本体	1	□充電スペース		○	○		○	・充電スペース全景が確認できること	写真_A 充電スペース全景
	2	□充電設備本体の設置場所		○	○		○	・充電設備本体および基礎の設置が確認できること	
	3	□別体 課金機の設置場所		○	○		○	・別体 課金機および基礎の設置が確認できること	写真_B 充電設備等設置場所
	4	□別体 電源部の設置場所		○	○		○	・別体 電源部および基礎の設置が確認できること	
	5	□充電設備の銘板写真		○			○	・充電設備の銘板の記載内容（型式・製造番号等）が確認できること	写真_C 充電設備等銘板
	6	□別体 課金機・電源部の銘板写真		○			○	・別体 課金機・電源部の銘板（型式・製造番号等）の記載内容が確認できること	写真_C 充電設備等銘板
	7	□電圧確認	■充電設備側の定格電圧の確認	○			○	・充電設備にて定格電圧をテスター等で測定していることが確認できること ・電圧の測定値が確認できること	写真_D 電圧確認
	8		■三相の相回転	○			○	・充電設備にて正回転であることが確認できること（充電設備が三相の場合のみ）	写真_E 相回転確認
(1)－①充電設備設置工事	9	□充電設備の基礎				○		・スケール等により基礎の寸法（縦×横×高さ）が確認できること （写真は複数枚提出可）	写真_F 充電設備等の基礎
	10	□別体 課金機の基礎				○		・スケール等により基礎の寸法（縦×横×高さ）が確認できること （写真は複数枚提出可）	
	11	□別体 電源部の基礎				○		・スケール等により基礎の寸法（縦×横×高さ）が確認できること （写真は複数枚提出可）	
(1)－②電気配線工事	12	□受電元（キュービクル・配電盤）	■キュービクル・配電盤の外観				○	・受電元であるキュービクル・配電盤の外観全体が確認できること	写真_J 開閉器盤
	13		■キュービクル・配電盤の内部				○	・受電元であるキュービクル・配電盤の内部全体が確認できること	
	14		■キュービクル・配電盤の専用回路	○			○	・充電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること	
	15	□受電元（分電盤・引込開閉器盤） ※充電設備専用の場合は、上位（1次側）の受電元の写真の添付が必要	■分電盤・引込開閉器盤の外観				○	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の外観全体が確認できること	写真_J 開閉器盤
	16		■分電盤・引込開閉器盤の内部				○	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の内部全体が確認できること	
	17		■分電盤・引込開閉器盤の専用回路	○			○	・充電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること	
	18	□手元開閉器盤 ※設置した場合は、手元開閉器盤の上位（1次側）となる受電元の写真の添付が必要（既設・増設・新設含む。）	■手元開閉器盤の外観	○			○	・受電元である手元開閉器盤の外観全体が確認できること	写真_J 開閉器盤
	19		■手元開閉器盤の内部	○			○	・受電元である手元開閉器盤の内部全体が確認できること	
	20		■手元開閉器盤の専用回路	○			○	・充電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること	
	21	□配線配管工事 ※配線工事は、実線が撮影されていること	■架空				○	・支持点の設置が確認できること・架空配線の状況が確認できること	写真_G 配線状況 写真_H 配管状況
	22		■露出配線				○	・代表的な露出配管（配線）の状況が確認できること	
	23		■埋設配線			○		・代表的な埋設配管（配線）の状況が確認できること（埋設経路の中間地点を撮影すること）	
	24		■機械式駐車場の場合				○	・バレット等の稼働による配線状況の変化が確認できること	
	25	□埋設工事				○		・スケール等により埋設の寸法（幅×深さ）が確認できること（写真は複数枚提出可） ・埋設工事の全景が確認できること	写真_K 掘削・埋設
	26	□引込柱・建柱等					○	・設置された引込柱や建柱の全体が確認できること※新規で設置された引込柱や建柱については全て提出すること	写真_L 建柱
	27	□ハンドホール				○		・設置されたハンドホールの全体が確認できること※新規で設置されたハンドホールは全て提出すること	写真_M ハンドホール
	28	□デマンド工事					○	・設置されたデマンドコントロール機器本体の全体が確認できること	写真_N デマンド
	29	□課金デバイス工事					○	・設置された課金デバイス機器本体の全体が確認できること	写真_O 課金デバイス
	30	□その他、工事					○	・その他、工事に申告された設備や部材ごとの全体が確認できること	写真_P その他電気配線
(1)－④特別措置	31	□特別措置の受電点外観		○			○	・新たに引込を行った受電点が確認できること ・電力会社側の架空配線の状況が確認できること	写真_Q 特別措置に基づく受電工事費
(2)案内板（注3）	32	□案内板 ※公道から撮影した全景を撮影すること	■案内板の設置予定場所		○			・入口に設置する案内板の設置予定場所が確認できること	写真_R 案内板
	33		■既設案内板がある場合		○			・既設案内板がある場合は、既設案内板の全景写真 ・両面の場合は、公道の上下線からの全景（2枚）を撮影すること	
	34		■案内板の設置完了	○			○	・入口に設置した案内板の設置場所が確認できること	
	35		■両面の場合は2枚必要	○			○	・両面を設置した場合は、公道の上下線からの全景を撮影すること	
(3)付帯設備	36	□駐車スペースのライン引き					○	・ライン引きの全体が確認できること	写真_S ライン引き
	37	□路面表示		○			○	・路面表示の全体が確認できること（待機スペース含む）	写真_T 路面表示
	38	□屋根	■屋根の設置完了	○			○	・屋根の正面から全体が確認できること	写真_U 屋根
	39		■基礎				○	・支柱部分の基礎が確認できること（4柱の場合は複数枚提出可）	
	40	□小屋	■小屋の設置完了	○			○	・小屋の正面から全体が確認できること	写真_V 小屋
	41		■小屋の内部写真				○	・小屋の内部が確認できること	
	42		■基礎				○	・小屋の基礎部分が確認できること（全体写真で確認できる場合は提出不要）	
	43	□防護用部材	■防護用部材の設置完了	○			○	・充電設備防護用部材の正面から全体が確認できること	写真_W 防護用部材
	44		■基礎				○	・充電設備防護用部材の基礎が確認できること（全体写真で確認できる場合は提出不要）	
	45	□電灯					○	・電灯の正面（側面）から全体が確認できること	写真_X 電灯
(4)その他	46	□充電スペース造成	■充電スペースの造成予定場所 ・造成完成		○		○	・充電スペースの造成予定場所の全景が確認できること ・造成スペース完成の全景が確認できること	工事申告画面の当該工事

注 1：必須写真：補助対象経費および申告の有無にかかわらず、設置する場合は提出が必須になります。

注 2：撮影時期：施工前…交付申請時に提出、施工中…施工中に撮影が必要で実績報告時に提出、施工後…施工後に撮影が必要で実績報告時に提出

注 3：(2) 案内板は、高速道路 S A ・ P A 等、道の駅、公道への充電設備設置事業、商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業の場合のみ提出が必須

5－2 2．要部写真の提出資料2／2（高圧受変電設備設置工事を申告した場合）

●変圧器のみを増設する場合

項目	写真番号	申告した内容に基づく撮影項目	必須写真 （注1）	撮影時期（注2）			撮影箇所の説明・留意点	Webアップロード先
				施工前	施工中	施工後		
(1)－③高圧受変電設備	47	□キュービクル(高圧受変電設備)の外観		○			・高圧受変電設備本体の外観全景が確認できること	工事申告画面の当該工事
	48	□変圧器の設置予定場所(空きスペース)		○			・高圧受変電設備内に増設する変圧器の設置予定場所が確認できること ※増設スペース場所を中心に撮影すること	
	49	□設置した変圧器の全体				○	・変圧器の外観全体が確認できること	
	50	□設置した変圧器の銘板				○	・変圧器の銘板の記載内容が確認できること	
	51	□交換する機器(設備)等の全体			○		・交換する機器(設備)の外観全体が確認できること ※交換前に撮影すること	
	52	□交換する機器(設備)等の仕様			○		・交換する機器(設備)の仕様(規格等)が確認できること ※交換前に撮影すること	
	53	□交換した機器(設備)等の全体			○		・交換した機器(設備)の外観全体が確認できること ※交換後に撮影すること	
	54	□交換した機器(設備)等の仕様			○		・交換した機器(設備)の仕様(規格等)が確認できること ※交換後に撮影すること	

●キュービクル(高圧受変電設備)を増設する場合

項目	写真番号	申告した内容に基づく撮影項目	必須写真 （注1）	撮影時期（注2）			撮影箇所の説明・留意点	Webアップロード先
				施工前	施工中	施工後		
(1)－③高圧受変電設備	55	□キュービクル(高圧受変電設備)の設置予定場所		○			・高圧受変電設備の設置予定場所の全景が確認できること	工事申告画面の当該工事
	56	□設置したキュービクル(高圧受変電設備)の外観				○	・高圧受変電設備の外観全景が確認できること	
	57	□設置したキュービクル(高圧受変電設備)の内観				○	・高圧受変電設備の内部全体が確認できること ※原則、表裏にある開閉扉ごとに正面から撮影し、内部全体を撮影すること	
	58	□設置したキュービクル(高圧受変電設備)の主銘板				○	・高圧受変電設備本体の主銘板の記載内容が確認できること	
	59	□充電設備に供給する変圧器の銘板				○	・変圧器の銘板の記載内容が確認できること	
	60	□設置するキュービクル(高圧受変電設備)の基礎			○		・高圧受変電設備を設置する前の基礎の全体が確認できること	
	61	□高圧受変電設備を囲うフェンス全体				○	・申告した場合は、フェンスの外観全景が確認できること	
	62	□作業中の重機			○		・申告した重機(クレーン等)の作業が確認できること	
	63	□接地工事の状況			○		・接地工事の内容が確認できること(接地極等の確認ができる状態)	
	64	□交換する機器(設備)等の全体			○		・交換する機器(例:ヒューズ、計器類、幹線等)の外観全体が確認できること ※交換前に撮影すること	
	65	□交換する機器(設備)等の仕様			○		・交換する機器(例:ヒューズ、計器類、幹線等)の仕様(規格等)が確認できること ※交換前に撮影すること	
	66	□交換した機器(設備)等の全体			○		・交換した機器(例:ヒューズ、計器類、幹線等)の外観全体が確認できること ※交換後に撮影すること	
	67	□交換した機器(設備)等の仕様			○		・交換した機器(例:ヒューズ、計器類、幹線等)の仕様(規格等)が確認できること ※交換後に撮影すること	
	68	□既設と増設設備を接続する箇所の施工前状況			○		・既存および増設する高圧受変電設備を稼働させるために必要な配線接続部の施工前の状況が確認できること	
	69	□既設と増設設備を接続する箇所の施工後状況				○	・既存および増設する高圧受変電設備を稼働させるために必要な配線接続部の施工後の状況が確認できること	

●キュービクル(高圧受変電設備)を新設する場合(特別措置等)

項目	写真番号	申告した内容に基づく撮影項目	必須写真 （注1）	撮影時期（注2）			撮影箇所の説明・留意点	Webアップロード先
				施工前	施工中	施工後		
(1)－③高圧受変電設備	70	□新設する高圧受変電設備の設置予定場所		○			・高圧受変電設備の設置予定場所の全景が確認できること	工事申告画面の当該工事
	71	□設置したキュービクル(高圧受変電設備)の外観				○	・高圧受変電設備の外観全景が確認できること	
	72	□設置したキュービクル(高圧受変電設備)の内観				○	・高圧受変電設備の内部全体が確認できること ※原則、表裏にある開閉扉ごとに正面から撮影し、内部全体を撮影すること	
	73	□設置したキュービクル(高圧受変電設備)の主銘板				○	・高圧受変電設備本体の主銘板の記載内容が確認できること	
	74	□充電設備に供給する変圧器の銘板				○	・変圧器の銘板の記載内容が確認できること	
	75	□設置するキュービクル(高圧受変電設備)の基礎			○		・高圧受変電設備を設置する前の基礎の全体が確認できること	
	76	□設置する区分開閉器(PAS等)の仕様			○		・区分開閉器(PAS等)の仕様が確認できること	
	77	□設置した区分開閉器(PAS等)の全景				○	・区分開閉器(PAS等)の設置後の全体が確認できること	
	78	□高圧受変電設備を囲うフェンス全体				○	・フェンスの設置工事を申告した場合は、フェンスの外観全景が確認できること	
	79	□作業中の重機			○		・申告した重機(クレーン等)の作業が確認できること	
	80	□接地工事の状況			○		・接地工事の内容が確認できること（接地極等の確認ができる状態）	

注1：必須写真：補助対象経費および申告の有無にかかわらず、設置する場合は提出が必須になります。

注2：撮影時期：施工前…交付申請時に提出、施工中…施工中に撮影が必要で実績報告時に提出、施工後…施工後に撮影が必要で実績報告時に提出

6.「高速道路SA・PA等」への充電設備設置事業の 説明と提出書類

事業名	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)	
事業内容	「高速道路SA・PA等」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる充電のための充電設備設置事業 ^(注3)	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額（1／1以内）
	設置工事費	定額（1／1以内）

注1：「高速道路SA・PA等」とは、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路および地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路のSA・PAおよび隣接設置されたハイウェイオアシスのことをいう。

注2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。

注3：「特別な仕様に基づく工事」に該当する「高速道路SA・PA等」のみ申請可能となります。

「特別な仕様に基づく工事」とは、充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体または高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格および仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

6－1.「高速道路 SA・PA 等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、（１）～（７）を全て満たすことが必要です。

- （１）設置場所が公道^{（注４）}に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
- （２）充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
- （３）センターが求める条件を満たした充電場所を示す案内板を高速道路 SA・PA 等の入口に設置すること。^{（注５）}
- （４）充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とします。
- （５）充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。
- （６）充電設備が 24 時間利用の可否を申告すること。24 時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。
- （７）設置する充電設備は定格出力 50 kW 以上の急速充電設備であること。

※充電設備は 24 時間利用可能となるよう努めることを推奨します。

※充電設備の充電スペースは、電気自動車優先となるよう努めることを推奨します。

注 4：土地の所有者のみが使用できる私道（位置指定道路を含む。）を除き、国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。

注 5：充電設備の設置と同時期に設置できないなどの高速道路特有の不可抗力がある場合、センターに報告し、対応についてはセンターの指示を受けること。

6－2. 特有の提出書類および申告内容

高速道路 S A ・ P A 等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードおよび申告をしてください。

【申請の内容に応じて求める書類】

6-3：「特別な仕様に基づく工事」申請事由

6-4：「特別な仕様に基づく工事」を証する書類

6-5：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

6-6：設置する施設等の説明

6-7：充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

6－3. 「特別な仕様に基づく工事」申請事由

オンライン申請システムの「特別な仕様に基づく工事」申請事由は、「6－4. 特別な仕様に基づく工事を証する書類」をもとにデータを入力し、提出してください。

センターは提出された「特別な仕様に基づく工事」を証する書類および「特別な仕様に基づく工事」申請事由をもって「特別な仕様に基づく工事」に該当するか審査します。

「特別な仕様に基づく工事」申請事由をセンターが認めない場合、交付申請の受付は不可になります。

申請者は規格や基準の関連をわかりやすくセンターに申告してください。センターは、申請者に対し工事ごとに適用される「規格」または「仕様」について詳細な説明を求める場合があります。

6－4.「特別な仕様に基づく工事」を証する書類

特別に指示する規格または仕様を示す書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成者・発行者》

- ・ 充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体、または高速道路会社等の名称の記載

《規格および仕様名称》

- ・ 特別な仕様に該当する部材または施工方法（仕様等）の記載

《書類名称》

- ・ 工事の仕様等を示す書類名称の記載

《発行日》

- ・ 書類の発行日の記載

6－5.「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、センターが充電スペースの造成を必要と認めた場合のみ補助対象経費とします。

駐車スペースの造成を必要とする経緯・理由が記載された書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・ 書類を発行した氏名または名称の記載

《作成日》

- ・ 書類の作成日を記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《造成理由》

- ・ 造成をする経緯および理由を記載

6－6. 設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《営業開始予定日》

- ・施設が新築の場合、営業を開始する予定日

《高速道路名》

- ・SA・PA等が位置する高速道路名

《上下線》

- ・SA・PA等が上下線のどちらに位置するか

《IC（インターチェンジ）名》

- ・上り方、下り方の最近接のIC（インターチェンジ）名

6－7. 充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

オンライン申請システムにて設置する充電設備の以下の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先（Webサイト名）を申告してください。

掲載先が未定の場合は、未定と申告してください。

既に掲載済みであれば、そのWebサイトのURLを申告してください。

【確認項目】

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備の出力》

- ・設置する充電設備の出力

《利用可能時間および定休日》

- ・設置する充電設備の利用可能時間および定休日

《故障およびメンテナンス状況》

- ・設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況

12.「新築のマンション等」への充電設備設置事業の 説明と提出書類

事業名	マンション ^(注1) 月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）	
事業内容	新築の分譲または賃貸マンション等に属する駐車場 ^(注2) における基礎充電 ^(注3) のための充電設備設置事業	
申請できる方 ^(注4)	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	1／2 以内
	設置工事費	定額（1／1 以内）

注1：共同住宅および長屋のことをいう。

注2：マンション等の共用部の駐車場および居住者専用駐車場（マンション等内の時間貸し駐車場およびカーシェアリング用の区画等は除く。）であること。

注3：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。

注4：申請者がマンション等の所有者でない場合は、所有者の許諾を受けていること。

12-1.「新築のマンション等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件を全て満たすことが必要です。

【分譲・賃貸共通】

- (1) 交付申請時点でマンション等が着工前または工事中であり、竣工日（完了検査済証の発行日）が令和7年度であるマンション等であること。ただし、工事完了年月日が令和6年度以前であり、工事の遅延等により工事完了年月日が令和7年度となる場合も可とする。
- (2) 充電設備の受電元は、マンション等の共用部の配電盤、分電盤等または充電設備専用の別引込であること。ただし、当該マンション等の全戸数と同数以上の駐車場区画に充電設備を設置する場合は、各戸の分電盤を受電元とすることも可とする。
- (3) 充電設備の利用者は当該マンション等の居住者または駐車場の契約者であること。ただし、充電設備の所有者が許可をした場合は、当該マンション等の居住者または駐車場の契約者以外の利用も可とします。
- (4) 設置する充電設備は普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドであること。なお、普通充電設備と充電用コンセントまたは充電用コンセントスタンドの併設は不可とする。
- (5) 設置する充電設備は、以下の基準を満たすこと。^(注5)

充電設備の種類	普通充電設備	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
充電口数上限	充電口数が駐車場収容台数の 10% ^(注6) 以下かつ10口以下	充電口数が駐車場収容台数以下 かつ20口以下

【分譲の場合】

- (6) 新築のマンション等で申請者が販売事業者の場合は、竣工後に充電設備等の所有者を建設会社等から管理組合へ変更する前に、財産処分の手続きが必要となるため、センターへ報告し指示を受けること。なお、重要事項説明会等において当該充電設備の管理義務等について変更先に説明すること。

【賃貸の場合】

- (7) 賃貸マンション等の所有者が、自らの駐車場に設置することを目的としている申請ではないこと。

注5：補助金の交付を受けずに設置する充電設備は含まない。

注6：施設内の駐車場収容台数の10%を算出した際に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げとします。

1 2－2. 特有の提出書類および申告内容

マンション等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードおよび申告をしてください。

【申請に必要な書類】

1 2-3：マンション等であることを証する書類

【申請の内容に応じて求める書類】

1 2-4：住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲の場合）

1 2-5：管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（分譲の場合）

1 2-6：賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（賃貸マンション等の場合）

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

1 2-7：設置する施設等の説明

12-3. マンション等であることを証する書類

マンション等の駐車場に充電設備を設置する場合には、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《主要用途》

- ・ 共同住宅、または長屋であることの記載

《建築主》

- ・ 申請者と同一であることの記載

賃貸マンション等の申請において申請者と同一でない場合は、オンライン申請システムの「状況等報告」に相違している経緯、理由をデータ入力し、提出してください。

ただし、賃貸マンション等の所有者から許諾を受けた法人からの申請においては、建築主と所有者が同一でない場合に提出してください。

《建築場所》

- ・ 申請で入力した設置場所であることの記載

12－4. 住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲マンション等の場合）

新築の分譲マンションにて管理組合が発足していない場合、管理組合の発足日を確認できる書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 管理組合の発足日を確認できる書類を作成した日付の記載

《申請者名》

- ・ 販売事業者名の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《発足日》

- ・ 管理組合の発足予定日の記載

12-5. 管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類 (分譲の場合)

分譲マンション等の販売事業者が充電設備を設置することを承認したことが確認できる書類（許諾書等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 許諾書等の作成日の記載

《賃借人》

- ・ 申請者名の記載

《所有者》

- ・ 分譲マンション等の販売事業者の記載

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《許諾》

- ・ 分譲マンション等の販売事業者から充電設備設置の許諾を受けた法人であることの記載

《期間》

- ・ 充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（５年間）以上、許諾されていることの記載

12－6. 賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（賃貸マンション等の場合）

賃貸マンション等の所有者が充電設備を設置することを承認したことが確認できる書類（許諾書等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 許諾書等の作成日の記載

《賃借人》

- ・ 申請者名の記載

《所有者》

- ・ 賃貸マンション等の所有者名の記載

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《許諾》

- ・ 賃貸マンション等の所有者から充電設備設置の許諾を受けた法人であることの記載

《期間》

- ・ 充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（５年間）以上、許諾されていることの記載

12－7. 設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《住戸数》

- ・ 設置するマンションの住戸数

《マンション所有者の居住先》

- ・ 賃貸マンション等の場合、マンション所有者（オーナー）の居住先

《駐車場形態および収容台数》

- ・ マンションの駐車場の形態および収容台数

16. 実績報告の提出：全事業共通

16－1. 中間実績報告

本事業は、国の会計年度をまたぐため、年度ごとに完了報告が必要となります。そのため、令和7年4月1日（火）～令和7年4月10（木）までに、センターホームページより「中間実績報告（参考様式02）」のエクセルファイルをダウンロードし、以下の記載の必須項目を記入後、オンライン申請システムの「状況等報告」にてアップロードし、センターへ提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《申請者情報および工事内容の変更有無》

- ・申請者情報および工事内容の変更の有無
- ・変更がある場合の計画変更提出の有無

《工事日程の変更有無》

- ・工事日程の変更の有無
- ・変更がある場合、変更後の工事日程の記載

《補助対象経費の支払い》

- ・報告時点で補助対象経費の支払いが発生している場合、費用項目と金額の記載

16-2. 実績の報告に必要なデータ入力および書類のアップロード

センターホームページより「オンライン申請システム」を利用し、報告のデータ入力^(注1)および提出書類を各項目にアップロード^(注2)し、センターへ提出してください。報告の内容や記載項目の不備等があった場合、受付ができない場合がありますので注意してください。

注1：工事の申告においては、工事施工会社に入力を依頼することができます。

注2：センターが認めるアップロードのファイル形式は、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類になります。
(要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。)

16-3. 提出書類の注意事項

- ・アップロードされた書類は、数字や文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。解像度が低く、数字や文字等が読み取れない場合は不備として再提出を求めます。
- ・ファイル形式へ変換後に編集や加筆等を行いアップロードした書類は不備として再提出を求めます。各書類でセンターが求める「記載の必須項目」等を全て記載されていることを確認の上、ファイル形式へ変換してアップロードしてください。

16-4. 提出書類

必要書類を用意の後、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類）にし、オンライン申請システムの各項目にアップロードしてください。

必要書類の提出にあたっては、以下の要領で提出をお願いします。

- ・紙等実体のある形式が正規のもの：例）保証書、本人確認書等
 - 原則として実際の書類等をスキャンまたは複写したデータを提出してください。
 - スキャンまたは複写した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。
- ・電子データ自体が正規のもの：例）各種見積り書、請求書、契約書等の一部
 - 受領当時から電子データの場合はそのデータの提出を認めます。
 - ただし受領した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。

書類の作成は、センターのホームページ「添付書類（例）」等を参考にしてください。

【報告に必要な書類】

- 16-5：充電設備本体の発注書
- 16-6：充電設備本体の請求書（内訳書含む。）
- 16-7：充電設備本体の支払を証する領収書
- 16-8：充電設備本体の保証書
- 16-9：工事費の請求書（内訳書含む。）
- 16-10：工事費の支払を証する領収書
- 16-11：充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）
- 16-12：充電設備等設置工事の実績申告方法
（オンライン申請システムのデータ入力）
- 16-13：要部写真
- 16-14：完成設置場所見取図・完成平面図・完成配線ルート図・完成電気系統図
（全てA3サイズ）
- 16-15：取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）
（オンライン申請システムのデータ入力）
- 16-16：補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

【報告の内容に応じて必要な書類】

- 16-17：高圧受変電設備を報告する場合
- 16-18：特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合
（特別措置の支払を証する書類）
- 16-19：リース契約に基づく報告の場合
（貸与料金の算定根拠明細書（様式J12）等）
- 16-20：自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合
（利益等排除申立等）

- 1 6-2 1：高速道路 S A・P A 及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）および商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）にて実績報告する場合
- 1 6-2 2：管理組合から許諾を受けた法人が実績報告する場合（分譲済みの場合）
- 1 6-2 3：賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人が実績報告する場合（賃貸マンション等の場合）
- 1 6-2 4：分譲マンション等に充電設備を設置した場合
- 1 6-2 5：新築のマンション等で工事の遅延等により竣工日が令和 7 年度になる場合

1 6－5. 充電設備本体の発注書

- ・申請者（発注者）が交付決定日後に発注した充電設備の発注書をアップロードし、提出してください。
- ・充電設備および設置工事を同一の工事施工会社に依頼した場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・申請者名の記載

《発注日》

- ・交付決定日後である日付の記載

《発注先》

- ・見積書と同一の販売会社名であることの記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備》

- ・発注したメーカー名、型式、基数の記載

16-6. 充電設備本体の請求書（内訳書含む。）

- ・ 充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の請求書をアップロードし、提出してください。

充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・ 領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・ 充電設備販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《支払条件》

- ・ 振込であることの記載

《充電設備》

- ・ メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・ 端数処理や出精値引き等、見積書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。

- ・ 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。

- ・ 原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

- ・ 複数の充電設備を設置した場合は、個々の充電設備の購入価格・充電設備型式、基数を明示してください。

16-7. 充電設備本体の支払を証する領収書

- ・ 充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の領収書をアップロードし、提出してください。充電設備を工事施工会社から購入し、設置工事の領収書に充電設備の支払を合算している場合は、提出不要です。

(1) 充電設備本体の支払を証する領収書

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《領収日》

- ・ 領収した日付の記載
- ・ 発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《発行者》

- ・ 充電設備販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《領収金額》

- ・ 領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合、または振込手数料等を相殺し販売者側の負担としている場合は、センターが充電設備購入費として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

16-8. 充電設備本体の保証書

- ・申請者が新規に購入した充電設備本体であることを証する保証書をアップロードし、提出してください。
- ・メーカーが発行する保証書、もしくはメーカーが認めた第三者の発行する保証書（メーカーが定めたフォームのもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）を提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・充電設備本体のメーカー名であることの記載

《発行先》

- ・申請者名の記載

《充電設備メーカー名》

- ・申請で入力した充電設備メーカー名の記載

《充電設備の型式》

- ・申請で入力した充電設備の型式の記載

《製造番号》

- ・製造番号またはシリアル番号の記載

《保証開始日》

- ・交付決定日後の保証開始日である日付の記載

《保証期間》

- ・保証する期間が確認できることの記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

- ・センターが求める保証書は、充電設備メーカーが本補助金交付の補助対象の充電設備として申請をした際、センターが審査の上、承認した保証書になります。
一部の充電用コンセントにおいては、納品出荷証明書の提出を求める場合があります。充電設備ごとの保証書等の所定フォームについては、各メーカーにお問い合わせください。
- ・センターが補助対象経費と認めた充電設備のうち、別体の課金機が充電設備本体と別々に保証される場合は、それら課金機の保証書もあわせて提出が必要です。

16-9. 工事費の請求書（内訳書含む。）

- ・申請者宛の充電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む。）の請求書をアップロードし、提出してください。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事に伴い充電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備等設置工事のみにかかる請求書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《支払条件》

- ・振込であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管、案内板等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

《計上項目先番号》

- ・請求書の内訳に計上項目先番号の記載（詳細については、「4-7. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」を参照してください。）

- ・「材工一式」といった簡略記載の「請求書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出してください。
- ・端数処理や出精値引き等、見積書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

16-10. 工事費の支払を証する領収書

- ・ 申請者宛の充電設備等設置工事の領収書をアップロードし、提出してください。
- ・ 施設や建物の新築工事および改修工事に伴い充電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備等設置工事のみにかかる領収書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・ 工事施工会社の名称、住所等の記載

《領収日》

- ・ 領収した日付の記載
- ・ 発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《設置場所名称》

- ・ 但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《領収金額》

- ・ 領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合、または振込手数料等を相殺し販売者側の負担としている場合は、センターが充電設備設置工事費として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

16-11.「充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）」

- ・申請者は、「16-12-1. 会社別請求書一覧」に入力された工事施工会社ごとに、充電設備の設置工事が完了したことを報告してください。
- ・オンライン申請システムから「充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）」のエクセルファイルをダウンロードしてください。工事施工会社は必要情報を入力後、工事前、完了の写真を添付後、センターが認めるファイル形式に変換して申請者に提出してください。申請者は確認後、アップロードし、提出してください。
- ・作成日は、設置工事完了日以降である必要があります。
- ・充電設備等設置工事の完了状況は、工事施工会社が行った代表的な工事の工事前、完了の写真を添付してください。なお、写真は障害物（駐車している車等）がない状態で撮影し、全てカラーで提出してください。（充電設備本体の設置を行った工事施工会社は、充電設備設置の工事前、完了の写真を添付してください。）
- ・設置工事費として申告している場合は、充電設備の運搬費や部材費のみであっても提出が必要です。ただし、設計業務のみを委託した場合の設計会社および充電設備の受電を特別措置等で行う場合の電力会社からの報告書は不要です。

16-12. 充電設備等設置工事の実績申告方法（オンライン申請システムのデータ入力）

充電設備販売会社および工事施工会社が発行した全ての請求書および図面を参照し、充電設備等設置工事の実績申告を入力してください。

なお、申告された金額および工事の内容を基に設置工事補助金交付見込額が算定されます。

16-12-1. 会社別請求書一覧（オンライン申請システムのデータ入力）

「5-7-1. 会社別見積書一覧」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求金額が見積書から変更されている場合は、請求金額を反映させてください。

16-12-2. 充電設備等設置工事实績申告の申告額（オンライン申請システムのデータ入力）

「5-7-2. 充電設備等設置工事申告の申告額」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求書の内訳金額が見積書から変更されている場合は、請求書の内訳書に記載されている金額を反映させてください。

16-12-3. 充電設備等設置工事实績申告の工事内容（オンライン申請システムのデータ入力）

「5-7-3. 充電設備等設置工事申告の工事内容」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更がある場合は、その変更内容を反映させてください。なお、工事内容の変更がある場合は、センターが承認していることが必要です。詳しくは「17-3. 計画変更」を参照してください。

16-13. 要部写真

- ・ 要部写真は工事が完了したことを確認するために必要なものです。実際に撮影した写真データのみ提出してください。また交付申請時に提出した写真と同アングルで撮影した写真の提出をお願いします。
- ・ 人工知能（AI）で生成した画像、インターネットで取得した画像、予定場所を枠で囲むことなども含む加工および修正された画像の提出は認めません。（本事業では解析ツール等を導入します。）
- ・ 提出の際、撮影情報データ（Exifファイル）を撮影時のまま修正や削除しない様をお願いします。（GPS座標を残し提出することを推奨）
- ・ 充電設備等設置工事実績で申告した工事項目に該当する要部写真を提出してください。^{（注1）}
- ・ 撮影した写真は、オンライン申請システムの「施工後要部写真」の項目ごとにアップロードし、提出してください。
高圧受変電設備および充電スペース造成工事の要部写真については「工事申告画面」の各々の工事内容よりアップロードしてください。
なお、申告された充電設備が性能を担保しているか確認するため、補助対象経費の申告にかかわらず提出が必須の写真もあります。^{（注2）}
- ・ 撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・ 障害物（駐車車両等）がどうしても映り込んでしまう場合は、撮影例にある全体の写真に加え、障害物で隠れている設置場所床面、充電器設置壁面などの写真を複数枚撮影し提出をお願いします。
- ・ 施工中を撮影した要部写真が必要な工事項目で提出されない場合は、補助対象となりませんので注意してください。
- ・ 要部写真は全てカラーで提出してください。

注1：提出する要部写真の詳細は、「5-22. 要部写真の提出資料」を参照してください。

注2：「5-22. 要部写真の提出資料」の「必須写真」を参照してください。

16-14. 完成設置場所見取図・完成平面図・完成配線ルート図・完成電気系統図（全てA3サイズ）

交付申請時に提出した「設置場所見取図」「平面図」「配線ルート図」「電気系統図」の竣工図面として、アップロードし、提出してください。

- ・ 図面名称には、「完成」の記載が必須です。図面名称は、正確に記載してください。
（完成設置場所見取図／完成平面図／完成配線ルート図／完成電気系統図）
- ・ 作成日は、設置工事完了日以降の日付を記載してください。

※図面名称および作成日以外の記載の必須項目等は、「5-9. 設置場所見取図、平面図、配線ルート図、電気系統図」を参照してください。

※交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た場合は、計画変更を反映させた図面を提出してください。

16-15.「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」（オンライン申請システムのデータ入力）

- ・申請者は、オンライン申請システムの「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」にデータを入力してください。
- ・補助金の交付を受けて設置した全ての充電設備を記載してください。
- ・充電設備以外に入力する項目は、補助金の交付を受けて設置した（１）充電設備設置工事費、（２）案内板設置工事費、（３）付帯設備設置工事費の内、取得価格（物品の単価）が50万円以上のものになります。
例として、キュービクルや複数の充電設備を設置した場合の手元開閉器盤、付帯設備の屋根や小屋等があります。
- ・申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」を保有義務期間（設置完了した日から5年間）において、書面にして管理、保管しなければなりません。

16-16. 補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・実績報告にて申告された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳等の該当ページをアップロードし、提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、申請者名義に限ります。
- ・口座名義人の氏名（名称）のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が記載の必須項目になります。

口座の種類	書類の条件
都市銀行、 地方銀行、 信用金庫、 JA銀行、等	・記載の必須項目が正確に表記されている通帳のページ 口座名義人の氏名（名称）のフリガナ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号 (一般的には通帳の表紙+表紙の裏の見開き上下ページで、記載の必須項目が揃います。)
インターネットバン キング等により通帳 がない場合	・口座内容を印刷したもの ・金融機関が発行する口座証明書 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
当座預金で通帳がない場合	・当座勘定照合表、残高証明書等 ・金融機関が発行する口座証明書 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
ゆうちょ銀行の場合	・銀行振込用の口座を印字した部分の通帳 (一般的には通帳の表紙の裏の見開き上下ページで、記載の必須項目が揃います) ・ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認した画面の印刷とキャッシュカードのコピー等 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
地方公共団体などで 通帳やそれに準ずる 書類が無い場合	・金融機関が発行する口座証明書 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
【注意事項】 ・金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名などに変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。古い金融機関名での通帳のコピーは使用できません。 ・氏名（名称）に変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。	

16-17. 高圧受変電設備を報告する場合

- ・高圧受変電設備設置工事費を申告して設置した報告の場合、以下に示す（１）の書類および高圧受変電設備を新設または増設した場合は（２）、変圧器のみ増設した場合は（３）の書類をアップロードし、提出してください。

（１）完成単線結線図

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「完成単線結線図」との記載（不備事例：竣工図、完成図面等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（設置工事完了日以降）の記載

《変圧器の仕様》

- ・容量等の仕様の記載

《ブレーカーの仕様》

- ・仕様（例：MCCB3P）容量（例：250AF/200AT）の記載

《その他の設備等の仕様》

- ・変圧器やブレーカー以外に設置した設備の仕様の記載

（２）キュービクル（高圧受変電設備）の仕様書（メーカー発行の納入仕様書等）

【記載の必須項目】

《発行元》

- ・キュービクルの製造メーカー名の記載

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《承認図》

- ・本体の寸法や構造等の記載

《使用機器明細書》

- ・本体に設置した設備の記号、名称、定格等の記載

《その他の設備等の仕様》

- ・その他、キュービクルにかかわる仕様の記載

(3) 変圧器の仕様書

【記載の必須項目】

《発行元》

- ・ 変圧器の製造メーカー名の記載

《基本情報》

- ・ 申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《変圧器の仕様》

- ・ 容量や相、結線等の仕様の記載

《その他の設備等の仕様》

- ・ その他、変圧器にかかわる仕様の記載

16-18. 特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合（特別措置の支払を証する書類）

「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置」にて充電設備を設置した実績報告は、電力会社への支払を証する書類として以下に示す（１）または（２）の書類をアップロードし、提出してください。

（１）電力会社が発行した領収書

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者または工事施工会社等宛であることの記載

《発行者》

- ・ 電力会社名の記載

《領収日》

- ・ 領収した日付の記載

《設置場所名称等》

- ・ 申請で入力した設置場所であることが確認できることの記載

《領収金額》

- ・ 領収した金額の記載

（２）支払したことを証する振込証明書

【記載の必須項目】

《振込先》

- ・ 電力会社名の記載

《振込元》

- ・ 振込元の記載

《振込完了日》

- ・ 領収日または振込日の記載

《金融機関名等》

- ・ 支払を行った金融機関名等の記載

《振込金額》

- ・ 振込をした金額の記載

- ・ インターネット等による振込の場合には、金融機関発行の支払完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は画面を印刷してください。その際は振込手続完了ではなく振込完了（資金移動）が確認できることが必要です。
- ・ 金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。

16-19. リース契約に基づく報告の場合（貸与料金の算定根拠明細書（様式 J 12）等）

リース契約が含まれる実績報告は、以下に示す（１）（２）の書類の提出が必要です。

（１）「貸与料金の算定根拠明細書（様式 J 12）」

- ・ オンライン申請システムから「貸与料金の算定根拠明細書（様式 J 12）」項目にリース契約書を基にデータを入力してください。
- ・ 月々のリース料金に補助金相当分の値下がり反映されていることを証明する必要があります。

（２）充電設備およびその設置工事のリース契約書

リース契約成立後の契約書であることが必要です。

契約書に記載の必須項目がない場合は、特約や覚書等を提出してください。

なお、転リースの場合、中間リース会社の書類も必要となります。

【記載の必須項目】

《賃貸人》

- ・ 申請者名の記載

《賃借人》

- ・ リースの使用者名の記載

《充電設備情報》

- ・ 充電設備メーカー名、型式、製造番号またはシリアル番号、基数の記載

契約書にリース対象の充電設備情報が確認できない場合は、物件引渡書や物件受領書等、充電設備が特定できる書類の提出が必要です。

《設置場所名称》

- ・ リース物件の使用場所が、申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《リース期間》

- ・ 保有義務期間（５年間）以上であることの記載

《総額リース料金》

- ・ リース料金総額の記載

《補助金の充当》

- ・ リース料金総額に受領する補助金が充当されることがわかる料金の記載
- ・ 月々のリース料金に補助金相当分の値下がり反映させていることがわかる料金の記載

16-20. 自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合（利益等排除申立等）

利益等排除を含む実績報告は、当該調達先との資本関係や利益等排除の方法により以下の書類の提出が必要です。

なお、提出が必要な書類以外にオンライン申請システムの「利益等排除申立」にデータを入力の上、センターへ提出する必要があります。

16-20-1. 充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達した場合

（１）申請者の自社調達の場合

- ・当該充電設備の製造原価を証する書類を提出してください。OEMの場合は、申請者が調達先から購入した金額を製造原価として提出してください。

ア. 設置した充電設備の製造原価を証する書類

「記載の必須項目」を確認の上、オンライン申請システムの「利益等排除申立」の項目にアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《充電設備メーカー名》

- ・申請者（充電設備メーカー）名の記載

《作成日》

- ・本事業開始日以降である日付の記載

《作成者》

- ・申請者（充電設備メーカー）の担当者の記載

《型式》

- ・設置した充電設備の型式の記載

《製造原価》

- ・設置した充電設備（1基分）の製造原価の記載

《製造番号・シリアル番号》

- ・設置した充電設備の製造番号またはシリアル番号の記載

イ. 充電設備本体の発注書（社内伝票等）

自社調達の場合は、発注書の発行がないためオンライン申請システムの「発注書」の項目には、以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

【自社製造の場合】

申請の担当者が交付決定日後の受領後に充電設備を管理している部署等へ発注した社内伝票等をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・ 申請担当者の部署名、担当者名の記載

《発注日》

- ・ 交付決定日後である日付の記載

《発注先》

- ・ 充電設備を管理している部署名、担当者名の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備》

- ・ 発注した充電設備の型式、基数の記載

【OEMの場合】

申請者（充電設備メーカー）が調達先に発注した当該充電設備の発注書を提出してください。（「16-5. 充電設備本体の発注書」を参照）

ウ. 設置した充電設備の製造原価を証明する明細書等

自社調達の場合は、請求書の発行がないためオンライン申請システムの「請求書」の項目には、以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

【自社製造の場合】

「ア. 設置した充電設備の製造原価を証する書類」に記載された製造原価を証明する書類として、社内で管理している製造原価の明細書等を提出してください。

【OEMの場合】

「ア. 設置した充電設備の製造原価を証する書類」に記載された製造原価を証明する明細書等として、調達先が申請者（充電設備メーカー）宛に発行した請求書を提出してください。（「16-6. 充電設備本体の請求書」を参照）

エ. 充電設備本体の支払を証する領収書（出荷伝票等）

自社調達の場合は、領収書の発行がないためオンライン申請システムの「領収書」の項目には、以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

【自社製造の場合】

当該充電設備を出荷したことを証する書類として、社内で管理している出荷伝票等を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成者》

・申請担当者の部署名、担当者名の記載

《発行日・出荷日》

・交付決定日後である日付の記載

《設置場所名称》

・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備》

・出荷した充電設備の型式、基数の記載

【OEMの場合】

調達先が申請者（充電設備メーカー）宛に発行した領収書を提出してください。

（「16-7. 充電設備本体の支払を証する領収書」を参照）

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

16-20-2. 充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達した場合

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）
 調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
 単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）
 調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
 単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 充電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

16-20-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達した場合**(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合**

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

**16-21. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）
および商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）
にて実績報告する場合**

高速道路SA・PA等への充電設備設置事業（経路充電）にて実績報告する場合は、充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載先（WebサイトのURL）を申告してください。

【確認項目】

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所

《充電設備の出力》

- ・ 設置する充電設備の出力

《利用可能時間および定休日》

- ・ 設置する充電設備の利用可能時間および定休日

《故障およびメンテナンス状況》

- ・ 設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況

16-22. 管理組合から許諾を受けた法人が実績報告する場合（分譲済みの場合）

分譲マンション等で販売事業者から許諾を受けた法人の場合の提出書類についての補足説明になります。

16-22-1. 提出書類

16-22-2：駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等）

16-22-2. 駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等）

【記載の必須項目】

《契約日》

- ・二者間で契約した日付の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《販売事業者名》

- ・販売事業者名の記載

《販売事業者の住所》

- ・販売事業者の住所の記載

《契約期間》

- ・契約期間の記載

《充電設備の利用方法》

- ・充電設備の利用方法の記載
- ・マンション等の居住者が充電設備を利用する際の方法の記載

※新築のマンション等の管理が管理組合に移行された場合、管理組合との間で契約した駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等）を速やかに提出してください。

16-23. 賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人が実績報告する場合 (賃貸マンション等の場合)

賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人の場合の提出書類についての補足説明になります。

16-23-1. 提出書類

16-23-2：駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等）

16-23-2. 駐車場使用に関する契約書（賃貸借契約書等）

【記載の必須項目】

《契約日》

- ・ 二者間で契約した日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《所有者》

- ・ 賃貸マンション等の所有者名の記載

《所有者の住所》

- ・ 賃貸マンション等の所有者の住所の記載

《契約期間》

- ・ 契約期間の記載

《充電設備の利用方法》

- ・ 充電設備の利用方法の記載
- ・ マンション等の居住者が充電設備を利用する際の方法の記載

16-24. 分譲マンション等に充電設備を設置した場合

分譲マンション等に充電設備を設置した場合の提出書類についての補足説明になります。

16-24-1. 提出書類

16-24-2：分譲マンション等であることを証する書類

16-24-2. 分譲マンション等であることを証する書類

新築の分譲マンション等の駐車場に充電設備を設置する場合には、分譲マンション等であることを確認できる書類（不動産広告、宅地建物取引業者による案内等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・分譲マンション等であることを確認できる書類を作成した日付の記載

《申請者名》

- ・販売事業者名の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《所有区分》

- ・分譲マンション等であることの記載

16-25. 新築のマンション等で工事の遅延等により竣工日が令和7年度になる場合

確認申請において、マンション等で工事完了年月日が令和6年度以前であり、工事の遅延等により工事完了年月日が令和7年度となる場合の提出書類についての補足説明になります。

16-25-1. 提出書類

16-25-2：完了検査済証

16-25-2. 完了検査済証

【記載の必須項目】

《建築確認番号》

- ・ 交付申請時に提出された確認済証等に記載の建築確認番号の記載

《建築場所》

- ・ 申請で入力した設置場所であることの記載

《発行日》

- ・ 令和7年度に発行されたことの記載

17. 取下げ・計画変更等

17－1. 申請取下げ

- (1) 申請者は、交付申請の受付前に申請の取止または計画の中止をする場合、オンライン申請システムの「申請取止」から申請を取止めてください。
- (2) 申請者は、交付申請の受付後または交付決定日後に申請の取下げを行う場合、オンライン申請システムの「補助金申請取下」にデータを入力し、センターへ申告してください。
交付決定日後においては、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服がある場合にオンライン申請システムの「補助金申請取下」を申告することができます。ただし、提出の期間は交付決定通知書を受領した日から起算して7日以内になります。
- (3) 交付決定日後に、上記(2)以外で計画の中止または廃止による申請の取下げを行う場合はオンライン申請システムの「計画変更承認申請」にデータを入力し、センターへ申告してください。

申請の取下げを行った後、改めて申請する場合は、センターが当該取下げの処理を完了し、申請者へ通知した日以降になります。

17－2. 状況等の報告

申請者は、センターが発行する「補助金の額の確定通知書」を受領前に、充電設備設置の遂行状況や確認すべき事由についてセンターが報告を求めた場合は、オンライン申請システムの「状況等報告」をセンターが要求する期日までにデータを入力し、報告する必要があります。

なお、オンライン申請システムの利用終了後は、「状況等報告書（様式J32）」をセンターが要求する期日までに原本を郵送で提出する必要があります。

17-3. 計画変更

交付決定日後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。下記に示す内容を確認の上、オンライン申請システムの計画変更画面に表示される「工事変更書類」および「変更内容」を選択の上、データを入力し、センターに申告する必要があります。その場合、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。変更が生じた時点で速やかにセンターへ申告してください。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

計画変更の内容と必要な書類

書類（データ入力）	変更内容の例
「変更届出」	工事内容に関わらない変更 ・ 申請者（共同申請者含む。）の法人名称変更、代表者変更 ・ 申請者（共同申請者含む。）の住所変更 ・ 充電設備設置場所名称の変更 ・ 地番から住所への変更等
「計画変更申告」	軽微な変更で、工事内容の変更 ・ ブレーカー容量の変更 ・ 電源ケーブルのサイズの変更 ・ 充電設備や付帯設備の基礎サイズの変更 ・ 付帯設備のメーカー、型式の変更 ・ 充電スペースの変更等 ・ 充電設備を同一敷地内で10m未満移動
「計画変更承認申請」	重要な工事内容の変更および申請の取下げ ・ 充電設備を同一敷地内で10m以上移動 ・ 受電元の変更（特別措置からキュービクルへの変更等） ・ 同出力の充電設備への変更 ・ 交付決定日後の、計画の中止または廃止による申請の取下げ
提出が不要	交付決定の内容（申請者・工事内容等）に関わらない変更 ・ 減額などによる工事費の変更等

17-3-1. 計画変更不可事項

以下の内容は計画変更により変更することはできません。変更する場合は、申請の取下げを行う必要があります。取下げの手続きが完了し、交付申請期間内であれば再度申請を行うことができます。

(1) 申請者の変更

ただし、下記に示す場合は変更できる場合がありますので速やかにセンターへ連絡してください。

- ・ 法人の合併による社名変更等
- ・ 婚姻等による姓名変更
- ・ 申請者の死亡による相続

(2) リース契約の有無の変更

(3) 充電設備の設置場所住所の変更

(4) 充電設備販売会社および工事施工会社の変更

(5) 手続代行者の変更

(6) 充電設備の基数の変更

(7) 出力の異なる充電設備への変更

18. 財産処分の手続

18－1. 処分を制限された取得財産等の処分

- (1) 補助金の交付を受けた方が、「処分を制限された取得財産等」（取得価格が単価50万円以上の充電設備および取得価格が単価50万円以上の付帯設備）を処分（本補助金の事業の目的に反し、使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、担保に供すること）することは財産処分に該当します。
- (2) 補助金の交付を受けた方が、「取得財産等の処分を制限する期間（5年間）」にやむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式J22）」をセンターへ提出し、センターの承認を得ることが必要です。
- (3) センターが、処分を制限された取得財産等の処分を承認する場合においても、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (4) センターの承認を得ずに、処分を制限された取得財産等の処分を行なったことが判明した場合は、センターは補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (5) 次のア～エの処分は、センターが提出された財産処分承認申請書や添付書類などを確認し、補助金の返還を不要と認めることがあります。
 - ア. 処分を制限された取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由による処分。（天災または過失のない事故等により処分を制限された取得財産等が使用不可能となり廃棄処分をする場合。）
 - イ. 住宅及び建築物等に充電設備が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備の譲渡。
 - ウ. 申請者が所有していない土地に充電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であって、処分後も引き続き当該充電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
 - エ. その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

18－2. 処分をする場合の手続と注意事項

(1) 手続について

- ・ 補助金の交付を受けた方が、やむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとする場合には、事前にセンターに「財産処分承認申請書（様式Ｊ２２）」を提出しなくてはなりません。

※必要に応じてセンターが「状況等報告書」を求めることがあります。

- ・ センターは、「財産処分承認申請書（様式Ｊ２２）」を受けて処分内容を判断し承認する場合には、「財産処分承認通知書（様式Ｊ２３）」をもって通知します。この場合、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

※センターからの財産処分承認通知書の受領前に「処分を制限された取得財産等」を処分してはなりません。

- ・ 処分完了後、「状況等報告書」にてセンターに処分の内容を報告しなくてはなりません。

(2) 注意事項

ア. 補助金の扱い

- ・ 保有期間や処分の事由等によって、センターが指示する金額の補助金を指定する期限までに返還しなければなりません。なお、期限までに返還しない場合は、返還期日から返還日までの日数に応じ、年利３％の割合で計算した延滞金が発生します。
- ・ 補助金の返還が完了するまで、同一申請者に対して新しい申請の補助金の交付は行ないません。
- ・ 取得財産等を処分することによって収入があるとセンターが判断する場合は、その収入の全部または一部の納付を求めることがあります。
- ・ 補助金の返還の有無や返還額は、処分の目的、事由、提出された財産処分承認申請書等の内容に基づきセンターで決定します。

イ. センターの承認を得ずに、処分を制限されている取得財産等を処分した場合

- ・ 処分制限期間内に処分したことが判明した場合は、交付された補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- ・ 上記の場合は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じて、年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付も併せて求めることがあります。

18－3. 取得財産等の譲渡

有償譲渡、無償譲渡を問わず、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式Ｊ２２）」の提出が必要です。

センターから「財産処分承認通知書（様式Ｊ２３）」による通知が届く前に、譲渡してはなりません。

18－4. 取得財産等の廃棄

廃棄するときには、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式Ｊ２２）」の提出が必要です。

センターから「財産処分承認通知書（様式Ｊ２３）」による通知が届く前に、廃棄してはなりません。

廃棄の場合、原則、交付済み補助金の全部または一部の返還義務が発生します。

ただし、天災又は過失のない事故等により取得財産等が使用不能となり、やむを得ず廃棄処分する場合は、（被災（罹災）証明書、もしくは事故等の過失が補助金の交付を受けた方にないことが分かる証明書など）の提出、および廃棄後の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の提出を受けてセンターが認める場合は、補助金返還義務が生じないことがあります。

18－5. 取得財産等の移設

取得財産等の移設（設置場所の変更）をするときには、原則、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式Ｊ２２）」の提出が必要です。

センターから「財産処分承認通知書（様式Ｊ２３）」による通知が届く前に、移設してはなりません。

19. 補助事業の経理

19－1. 補助事業の経理の書類保管および処理等

- (1) 申請者は本補助金を申請するにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区分してください。その場合、収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類）も明確に区分することが必要です。
- (2) 補助金の交付を受けて実施した充電設備等の設置事業に関する経理の帳簿を備え、その収入額および支出額を記入し、補助金の使途を明らかにすることが必要です。
- (3) 会計帳簿等および収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書および領収書等の帳票類）は設置工事が完了した日の翌年度（4月1日）から5年間いつでも閲覧できるように申請者が保管しなくてはなりません。
ただし、個人の申請において、上記の経理処理（会計帳簿の管理など）が困難な場合でも、見積書、契約書、発注書、請求書および領収書等の帳票類を、設置工事が完了した日の翌年度（4月1日）から5年間、申請者が保管しなくてはなりません。
- (4) 本補助金の経理処理（圧縮記帳関連規定の適用）は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」または法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。
具体的な経理処理方法については税理事務所等にご相談ください。

20. 補助事業の調査

20－1. 実地調査（立ち入り調査）

センターは、補助金交付業務の適正な運営を図るために、補助金受給後の申請者に対し、充電設備の設置場所、申請者の事務所などへ設置された充電設備の使用および管理状況並びに会計帳簿等の収支に関する証拠書類の保管状況を立ち入り調査します。

申請者は、センターから調査実施の要請があった場合はこれに協力しなければなりません。

調査対象となる書類

- ・センターへ補助金交付申請をした書類一式（補助金交付申請書類、実績報告書類）
- ・センターが発行した公的書類一式

20－2. 充電設備の稼働状況調査（調査票）

センターは、本事業の有効利用を評価するために、補助金受給後の申請者に対し、充電設備の稼働状況、利用頻度、運用等に関し、書面などで調査を実施します。

申請者は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力しなければなりません。

なお、調査はセンターから申請者へメールにて展開し、申請者はメールに添付されている調査票へ入力後、ご返信いただく場合があります。

参考 1. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金
交付規程（充電設備）

制定 令和 6 年 5 月 1 6 日

（通則）

第 1 条 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付要綱（2 0 2 3 1 2 0 1 財製第 7 号）（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車へ電気を供給する設備等を設置する者に対して補助金の交付を行う事業（以下「補助事業」という。）の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（充電設備の定義）

第 3 条 充電設備とは、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下、「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 1 0 k W 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 二 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 1 0 k W 以下のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 三 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が 5 0 k W 以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 四 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 2 0 0 V 対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
- 五 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

(事業の内容)

第4条 補助事業の内容は、次に各号に掲げるものをいう。

- 一 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電） 「高速道路SA・PA」等（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路及び地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路のSA・PA及び隣接設置されたハイウェイオアシスに限る。）、「道の駅」（地方公共団体又は地方公共団体に代わり得る公的な団体が申請し、国土交通省の登録を受けた案内・サービス施設をいう。）、「給油所」、「公道上」及び「空白地域」のうち、新設、電気自動車等の電欠防止の観点から特に重要な地点又は電気自動車等の普及に特に有効と考えられる場所における経路充電のための充電設備の設置事業をいう。
- 二 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電） 「大規模商業施設」や「宿泊施設」等、電気自動車等の利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効と考えられる施設における目的地充電のための充電設備の設置事業をいう。
- 三 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電） 新築又は既存の共同住宅及び長屋（以下「マンション等」という。）に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）、月極駐車場、事務所・工場に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場並びに複数の地方公共団体や事業者が充電設備を共同で利用する駐車場（以下「共同利用充電拠点」という。）における基礎充電のための充電設備の設置事業をいう。

(交付の対象及び補助率)

- 第5条 センターは、民間団体等（地方公共団体、法人、個人）が行う前条に定める事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、センターが別に定める予算額の範囲内において、補助金を交付するものとする。この場合において、当該事業に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。なお、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者並びに別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者は、補助金の交付対象としない。
- 2 前項の補助対象経費に係る充電設備は、一定の仕様にに基づき生産されるものであって、その製造事業者（製造事業者が海外法人である場合にあっては、製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。）からの申請により、あらかじめセンターが承認したものに限る。
 - 3 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。なお、補助対象経費及び補助率は、必要に応じて見直す。

(補助金の交付上限額)

- 第6条 補助対象経費に係る一基当たりの補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとにセンターが別に定める。
- 2 センターは、前項のセンターが定める補助金交付上限額の範囲内で、充電設備の型式ごとに前条第2項の承認を行い、これを公表する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、センターが別に指定する「令和6年第1期」及び「令和6年第2期」の申請期間内に、交付申請をしなければならない。

2 次の各号の全てに該当するものでなければならない。

一 一つの工事ごとに行われていること。

二 国の他の補助金と重複して申請していないこと。

三 充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。（借地の場合は、土地の使用許諾及び充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能なこと。）

四 申請者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に該当していないこと。

五 充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。

六 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。

イ 補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。

ロ 契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。

ハ 契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託又は共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。

ニ センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。

ホ 前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。

七 交付申請に係る充電設備は、今後、新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと。また、充電設備の発注は交付決定日後であること。

八 補助対象経費の支払は交付決定日後であって、またその支払方法は原則として金融機関振込とするに同意していること。ただし、前払い金等の一部の支払いについては、交付決定日前でも可とする。

九 充電設備の設置に係る工事の施工開始は交付決定日後であること。

十 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合、センターに申告すること。

十一 充電設備の設置及びその支払いが第12条第1項に規定する実績の報告期限日までに完了すること。

十二 設置した充電設備（案内板等の付帯設備を含む。）について、第16条第2項に規定する保有義務期間を満了できること。

十三 センターから求められた場合には、直ちに利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、

センターが当該データを含む設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。

十四 別表 3 の事業ごとの申請要件を満たしていること。

十五 別表 4 に定める書類が添付されていること。

(交付の決定等)

第 8 条 センターは、前条第 1 項の規定による交付申請があったときは、センターに申請された日を申請日とし、交付申請の審査を行うものとする。

なお、選定は第 7 条第 1 項の「令和 6 年第 1 期」及び「令和 6 年第 2 期」の申請期間の区分ごとに行う。

2 センターは、前条第 1 項のセンターが別に指定する申請期間内にセンターに到着した申請について、センターが別に定める予算額の範囲において、センターが別に定める基準に従って優先的に受付候補となる申請を決定（以下「選定」という。）し、以下の各号により受付の可否等を判断するものとする。

一 所定の申請及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とする。

二 前号において、交付申請書類等にセンターが不備があると認めた場合は、センターが申請者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受付を保留することができるものとする。

三 前号にあっては、センターが指示する一定期間内を超えても不備の是正がされない場合は、第一号同様に受付を不可とする。

四 前条第 1 項のセンターが別に指定する申請期間終了時点において、充電設備の設置場所が同一施設に属する駐車場に複数の申請が行われている場合は、補助金の不正受給防止の観点から故意・過失の有無を問わず、全ての重複する交付申請を無効とし、受付不可とする。

なお、前条第 1 項のセンターが別に指定する申請期間のうち、既に終了した申請期間において申請の受付または交付の決定を受けている交付申請にかかる同一の設置場所への重複申請においても受付を不可とする。

3 センターは、前項において受付候補となった交付申請が受付不可の判断となる場合は、センターが別に定める予算額の範囲に達するまで、受付候補となる申請を決定することができるものとする。

4 センターは、第 2 項において受付となった交付申請について交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等（以下「交付審査等」という。）により、センターが別に定める予算額の範囲内において適切であると認めたときは、センターが別に定める期間内に交付の決定を行うものとする。ただし、センターが交付審査等を行うにあたり、確認等に時間を要する又は申請内容が不適切として申請者に対してその旨の連絡を行ったものについては、この限りでない。

なお、交付審査等については、センターが別に定める。

5 第 2 項にて選定されなかった交付申請については、受付不可の旨を順次申請者へ通知するものとする。

6 前項により交付申請の受付不可の通知を受けた場合は、前条第 1 項のセンターが別に指定する申請期間内であれば、同一の事業及び同一の設置場所に係る交付申請をすることができるものとする。

7 センターは、第 4 項の交付の決定を行ったときは、センターが定める様式による補助金交付決定

通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

- 8 前項の場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 9 センターは、第7項の交付決定通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 10 第7項に基づき通知した交付決定通知書に記載された日を交付決定日とする。
- 11 申請者は、前項に規定する交付決定日後に充電設備の発注及び施工の開始をしなければならない。
- 12 センターは、第7条第2項第十号の申告があった場合には、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 13 申請者は第4項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(申請の取下げ)

- 第9条 申請者は、前条第7項の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前において、補助金の交付申請を取り下げることができる。交付申請の取下げをしようとするときは、センターに申告しなければならない。
- 2 申請者は、前条第7項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して7日以内にセンターに申告しなければならない。
 - 3 センターは、前二項の申告があった場合は、第7条第1項の交付申請又は前条第4項の交付の決定はなかったものとみなすことができる。
 - 4 申請者は、第1項及び第2項において取下げの手続きが完了した後に、交付申請の申請期間内であれば内容を変更し、再度交付申請ができるものとする。

(計画変更の承認等)

- 第10条 申請者は、第8条第7項の交付の決定の通知を受けた後に、当該交付決定通知に係る申請の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、センターにあらかじめ計画変更の承認申請をし、計画変更承認通知書によりセンターの承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容をセンターに申告し、その指示を受けることとする。なお、軽微な変更については、センターが別に定める。
- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況等報告)

- 第11条 申請者は、センターが必要と認めて要求したときは、充電設備の設置工事の遂行状況等について、センターが定める様式による状況等報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 第8条第7項の交付の決定の通知を受けた申請者は、充電設備の設置工事が完了し、かつ充電設備と設置工事に係る補助対象経費全額の支払いが完了したとき（第10条第1項の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、センターが別に定める実績の報告期限日までに、実績の報告をセンターにしなければならない。
- 2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその報告が遅延する場合には、あらかじめセンターの指示を受けなければならない。
- 3 第1項の実績報告に必要な添付書類は別表5に定める。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 センターは、充電設備の設置に係る前条第1項の実績の報告があった場合は、第8条第2項第一号から第三号の規定により受付の可否等を判断するものとする。
- 2 前項において受付となった実績の報告に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。
- 3 センターは、前項において第1項による実績の報告が交付の申請要件を満たしていないことが判明したときは、必要に応じて、申請内容や工事内容について改善等を指示することができる。
- 4 センターは第2項の補助金の額を確定したときは、センターが定める様式による補助金の額の確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第14条 センターは、交付要綱第17条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払いがあったときには、前条の規定により確定した交付すべき補助金の額を、遅滞なく申請者に支払うものとする。
- 2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が実績報告において申告する補助金の支払先に対する振り込みにより行われるものとする。
- 3 前項に申告される補助金の支払先は申請者名義に限るものとする。ただし、センターが認める場合はその限りではない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 センターは、第10条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第8条第7項の交付の決定の通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第8条第4項の規定による交付の決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
- 二 交付の決定の通知に係る交付申請（第10条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容と異なる使用等をした場合及び交付の決定に付された条件に従わなかった場合。
- 三 交付の決定後に交付の申請要件を満たさないことが判明した場合。
- 四 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付の決定の通知に係

る交付申請（第10条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

六 申請者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、センターが定める様式による補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 4 センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。
- 5 センターは、前項の返還を命じる場合は、第1項第五号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができるものとする。
- 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、センターは未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

（取得財産等の管理等）

- 第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得した充電設備及び付帯設備等（以下「取得財産等」という。）については、充電設備設置完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、センターが別に定める期間保有しなければならない。
 - 3 前項の取得財産等の保有を義務付けられる期間（以下「保有義務期間」という。）内にセンターが保有義務違反と認めるときは、センターは、前条第1項及び第2項に基づき交付決定を取消し、同条第4項に規定される補助金返還命令書により、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、前項の規定により定められた期間内において、あらかじめセンターが定める様式による財産処分承認申請書を提出し、センターがこの申請を適正と認めるときは、その限りではない。
 - 4 センターは前項の申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、センターが定める様式による財産処分承認通知書により通知するものとする。
 - 5 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。センターは補助金の交付を受けた者に対し必要に応じ取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の開示を求めることができる。
 - 6 センターは本規程に準じたクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金管理規程（充電設備）を別表6に定め、補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促し、また、補助金の交付を受けた者は、これを遵守するものとする。
 - 7 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入

があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(財産処分の制限等)

第 17 条 処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の取得財産等とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数等を勘案して、センターが別に定める期間とする。

3 前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付を受けた者が処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出し、センターはこの申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、財産処分承認通知書により通知するものとする。

4 センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、別表 7 に掲げるものにあつては、適用しない。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合、センターは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

5 前項による補助金の返還を求められた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

6 前項の返還の期限は、当該命令の通知日から 20 日以内とし、期限内に指示をした全額の返還がない場合は、センターは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 3% の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

7 前条第 7 項の規定は、第 3 項の承認をする場合において準用する。

8 第 6 項の規定は、前条第 7 項及び前項による収入を納付させる場合において準用する。

9 センターは、第 15 条第 4 項、前条第 3 項、前条第 7 項及び第 4 項において、補助金の返還を求めた者及びそれに準ずる者から新しい申請がされた場合は、補助金の返納が完了したことを確認するまで、その申請の補助金の交付を拒否することができる。

(手続代行者)

第 18 条 申請者は、第 7 条に規定する交付申請及び第 12 条に規定する実績報告に係る業務等の手続きの一部の代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができるものとする。ただし、センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限る。

2 手続代行者は、申請者の指示に従い依頼された手続きを誠意をもって実施しなければならない。また、本手続の代行を通じて申請書に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

(充電設備等設置事業の経理等)

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、原則として本補助金の交付を受けて実施した充電設備の設置事業（以下「充電設備等設置事業」という。）に関する経理についての帳簿を備え、充電設備等設置事業以外の経理と区分した上、充電設備等設置事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使

途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに充電設備等設置事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

第20条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第5条第2項の承認を受けた充電設備の製造事業者、申請者（補助金の交付を受けた後を含む。）及び手続代行者（以下「申請者等」という。）に対して所要の調査等を行うことができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を行う場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請と協力要請)

第21条 センターは、国の施策に基づき、必要な範囲において申請者等に対して電気自動車等及び充電インフラの普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力しなければならない。

(予算の執行に関する措置)

第22条 センターは、第7条第1項の規定に基づく交付申請の額の累計が、センターが別に定める予算額に満たないおそれがあると認めるときやその他の状況により、予算の消化状況を経済産業省へ報告し、政策的観点を考慮した指導のもと、交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）を見直すことができるものとする。

なお、この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。

- 2 前項の交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）の見直しに関する必要事項は、センターが別に定める。

(補助金の返還)

第23条 センターは、事業終了後において、補助金の交付を受けた者から補助金の返還があった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の指示に従うものとする。

(個人情報保護等)

第24条 センター及びその職員は、本事業を通じ、申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

- 2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第5条第2項の承認を受けた充電設備の製造事業者から提供を受けた一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

- 3 センターは、本事業の実施にあたって提供された個人情報及び秘密情報については、交付要綱第22条第3項における保存期間が経過した場合には経済産業大臣へ報告し、その指示に従わなければならない。

(不正行為等の公表等)

第 25 条 センターは、申請者等及び工事施工会社等が虚偽及び不正行為等により補助金の申請手続き等を行った場合、次の各号の措置を講ずることができるものとする。

- 一 センターが行う補助事業等の新しい申請の全部又は一部について、一定期間受付を拒否すること。
- 二 申請者等及び工事施工会社等の名称及び不正の内容を公表すること。

(暴力団排除に関する誓約)

第 26 条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請もってこれに同意したものとする。なお、申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ、申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(その他必要な事項)

第 27 条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

- 2 センターは、交付要綱第 2 条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手續等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。
- 3 センターは、交付要綱第 2 条に規定する交付の目的を達成するために、充電インフラに関する調査を行うことができる。

(附 則)

この交付規程は、令和 6 年 5 月 16 日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表 1) 補助対象経費^(注1)の区分及び補助率

補助対象事業の区分	補助対象経費の区分	補助率
1. 高速道路 S A・P A 及び道の駅等への 充電設備設置事業 (経路充電)	1. 充電設備の購入費	定額 (1/1 以内) ^(注2)
	2. 充電設備の設置工事費 ^(注3) 充電設備設置工事費、案内板設置 工事費、付帯設備設置工事費、 その他設置に係る費用	定額 (1/1 以内) ^(注2)
2. 商業施設及び 宿泊施設等への 充電設備設置事業 (目的地充電)	1. 充電設備の購入費	定額 (1/1 以内) ^{(注2)(注4)} 又は 1/2 以内
	2. 充電設備の設置工事費 ^(注3) 充電設備設置工事費、案内板設置 工事費、付帯設備設置工事費、 その他設置に係る費用	定額 (1/1 以内) ^(注2)
3. マンション、月極駐車 場及び事務所・工場等 への充電設備設置事業 (基礎充電)	1. 充電設備の購入費	1/2 以内
	2. 充電設備の設置工事費 ^(注3) 充電設備設置工事費、付帯設備工 事費、その他設置に係る費用	定額 (1/1 以内) ^(注2)

注 1. 充電設備購入及び設置工事に係る契約に関しては、でき得る限りの競争に付し、設置費用の低減に努めること。

注 2. 定額については事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとに別にセンターが定める。

注 3. 設置工事費の詳細項目については別にセンターが定める。

注 4. 定格出力 90kW 以上の急速充電設備の購入費に限る。

(別表 2) 補助金交付上限額^{(注5)(注6)}

1. 高速道路 S A・P A 及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）
（1）充電設備の購入費
急速充電設備：600 万円
（2）充電設備の設置工事費
①「高速道路 S A・P A 等」への設置工事費
特別な仕様に基づく工事の場合 ^(注7) ：3,700 万円
特別な仕様に基づかない場合：400 万円
②「道の駅」、「給油所」、「公道上」及び「空白地域」への設置工事費

急速充電設備：400万円
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）
（1）充電設備の購入費
急速充電設備：500万円
普通充電設備：35万円
充電用コンセントスタンド：11万円
充電用コンセント：7万円
（2）充電設備の設置工事費
急速充電設備：280万円
充電用コンセント（機械式駐車場内）・充電用コンセントスタンド・普通充電設備 ：135万円
充電用コンセント（平置き）：95万円
3. マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）
（1）充電設備の購入費
急速充電設備：250万円
普通充電設備：35万円
充電用コンセントスタンド：11万円
充電用コンセント：7万円
（2）充電設備の設置工事費
急速充電設備：140万円
充電用コンセント（機械式駐車場内）・充電用コンセントスタンド・普通充電設備 ：135万円
充電用コンセント（平置き）：95万円

注5. 複数口の充電設備における「購入費」及び複数の充電設備の設置工事における「設置工事費」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

注6. 高圧受変電設備を設置する場合の「設置工事費」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

注7. 特別な仕様に基づく工事とは、当設置場所を管轄する国、地方公共団体、又は高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

（別表3）補助金の交付申請要件

補助対象事業	交付申請要件
1－1. 高速道路SA・PA、 道の駅、給油所 及び公道上への 充電設備設置事業 （経路充電）	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道 ^{（注8）} に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、 ^{（注9）} 他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。）。 ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。

	④充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、第12条第1項に規定する実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。 ⑤充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。 ⑥設置する充電設備は定格出力50kW以上の急速充電設備であること。
1-2. 空白地域への 充電設備設置事業 (経路充電)	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道^(注8)に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、^(注9)他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。）。 ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ④充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、第12条第1項に規定する実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。 ⑤充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。 ⑥原則、充電設備が新規に整備される場所、電気防止の観点から特に重要な場所又は利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であり、原則、道のり15km圏内^(注10)に上記①～⑤（④のただし書きを除く。）の要件を全て満たす充電設備（以下「公共用充電設備」という。）のうち急速の公共用充電設備が設置されていないこと。 ⑦設置する充電設備は定格出力50kW以上の急速充電設備であること。
2. 商業施設及び 宿泊施設等への 充電設備設置事業 (目的地充電)	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道^(注8)に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、^(注9)他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。）。 ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ④充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、

	第 1 2 条第 1 項に規定する実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。 ⑤充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。 ⑥急速充電設備を設置する場合は、定格出力 5 0 k W以上の充電設備であること。
3－1. マンション等への 充電設備設置事業 (基礎充電)	次の要件をすべて満たすこと。 ①設置場所がマンション（共同住宅）等であることを証する書類の提出が可能なこと。 ②充電設備の利用者は、当該マンション等の居住者又は当該駐車場の契約者に限られる。 ③分譲済のマンション等の場合は、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていること。 ④設置する充電設備は普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドであること。
3－2. 月極駐車場への 充電設備設置事業 (基礎充電)	次の要件をすべて満たすこと。 ①設置場所が月極駐車場であることを証する書類の提出が可能なこと。 ②充電設備の利用者は、当該月極駐車場を賃借している者に限られる。ただし、月極駐車場を賃借していることで使用が可能となる共有区域に設置される充電設備については、この限りではない。 ③設置する充電設備は普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドであること。
3－3. 事務所・工場等への 充電設備設置事業 (基礎充電)	次の要件をすべて満たすこと。 ①設置場所が申請者の事務所・工場等であること。 ②充電設備の利用は、従業員の通勤車^(注10)又は申請者が所有する社有車^(注11)であること。
3－4. 共同利用充電拠点への 充電設備設置事業 (基礎充電)	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備は、当該充電設備を共同で利用する地方公共団体や事業者（以下「共同利用者」という。）が自由に出入りできる場所にあること。また、その設置場所は個人宅に付随する駐車場及び自宅兼事務所に付随する駐車場以外であること。 ②充電設備の利用は、共同利用者が所有する事業用の社有車^(注12)であること。 ③共同利用者は、複数者（三者以上）であること。 また、共同利用者であること及び充電設備を共同利用することを証する書類の提出が可能なこと。 ④設置する充電設備は、急速充電設備であること。

注 8．主に、所有者のみが使用できる私道（位置指定道路を除く。）土地の所有者が国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。

注 9．充電設備の使用を会員制により行う場合、非会員であっても何らかの方法により使用可能とすること。

注 10．高速道路 S A ・ P A は含まない。

注 11．「通勤車」とは、申請者となる地方公共団体又は法人に雇用され、業務に従事している者（取締役や役員は含まない。）が通勤用に利用する車のことをいう。

注 12．「社有車」とは、申請者となる地方公共団体又は法人の名義で所有する車（自動車検査証（車検証）に地方公共団体又は法人で使用者登録されている車両）のことをいう。

（別表 4）交付申請に必要な添付書類

設備設置に係る交付申請をする場合の添付書類

- ①充電設備購入費及び設置工事に係る見積書
- ②充電設備の設置場所見取図等
- ③設置工事内容が確認できる図面
- ④工事着工前の要部写真
- ⑤法人（地方公共団体を除く。）にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等（3 か月以内の発行のもの、原本）及び役員名簿（リースの使用者（契約者）も含む。）
- ⑥法人にあつては、法人番号を証する書類（法人番号指定通知書の写し又は g B i z I N F O （ジービズインフォ）（以下「g B i z I N F O」という。）等よりダウンロードした該当の P D F ファイルデータ等）（注 13）
- ⑦個人にあつては本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- ⑧マンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- ⑨充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類の写し（上記⑤履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等で代替することも可）
- ⑩その他センターが定めるもの

注 13．補助金の交付決定等に関する情報（申請者名（交付決定先）、法人番号、交付決定日、交付決定額等）がオープンデータとして g B i z I N F O に公表されることに了承すること（申請者が個人の場合を除く。）

（別表 5）実績報告に必要な添付書類

設備設置に係る実績報告をする場合の添付書類

- ①充電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の写し
発注書、請求書、領収書の写し
- ②充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書（ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）
- ③充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得するものについては、リース契約書の写

し

- ④充電設備設置の完了を確認できる書類
- ⑤充電設備設置中及び完了後の要部写真
- ⑥充電設備設置の完了を確認できる図面
- ⑦補助金交付を求める口座の申請者名義を証する書類
- ⑧その他センターが定めるもの

(別表 6)

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金管理規程
(充電設備)

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金
管理規程 (充電設備)

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。また、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の開示を必要に応じセンターが求めたときは、開示しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが別に定める期間（注）内において取得財産等を保有し、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（リース事業者を除く。）、廃棄又は担保に供すること）してはならない。
4. 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出しその承認を受けなければならない。また、前項の規定に該当しない処分及び処分を制限されていない取得財産等の処分をしようとするときは、取得財産等届出書をセンターに提出しなければならない。

センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

(注) センターが別に定める期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）第 16 条第 2 項及び同 17 条第 2 項に基づく、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金業務実施細則（充電設備）に定められた期間とする。

(別表 7) 承認を受けて行われる処分のうち、センターが特に認めるもの

次に掲げる処分（譲渡の場合にあつては、譲受人が取得財産等を処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合は、あらかじめ財産処分に係るセンターの承認を譲受人自身が得ることについて合意がある場合に限る。）

- 1 住宅及び建築物等に充電設備が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備の譲渡。
- 2 申請者が所有していない土地に充電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であつて、処分後も引き続き当該充電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
- 3 その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

参考 2. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金業務実施細則（充電設備）

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金
業務実施細則（充電設備）

制定 令和 6 年 5 月 1 6 日

改定 令和 6 年 6 月 2 6 日

改定 令和 6 年 1 0 月 1 0 日

（趣旨）

第 1 条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、交付規程第 5 条第 1 項に定める補助対象経費に係る充電設備承認の手続きについてもセンターが別に定める。

（用語）

第 2 条 実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

- 一 「高機能急速充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能（以下「運用費低減機能」という。）を備えた急速充電設備をいう。
- 二 「高機能普通充電設備」とは、運用費低減機能を備えた普通充電設備をいう。
- 三 「充電用コンセント」とは、日本配線システム工業会規格「JWDS-0033 EV 充電用コンセント・差込プラグ」に適合したコンセントをいう。なお、運用費低減機能を備えたものも含まれる。
- 四 「充電用コンセントスタンド」とは、センターが認めた充電用コンセント（JWDS-0033に適合するもの）を装備する盤型、又はスタンド型のものをいい、日本配線システム工業会規格「JWDS-0035 EV 充電用コンセント盤・コンセントスタンド」適合することを必要とする。なお、運用費低減機能を備えたものも含まれる。
- 五 「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。
- 六 「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。
- 七 「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。
- 八 「空白地域」とは、「経路充電」における電欠防止の観点から特に重要な場所のことをいい、原則、道のり 15 km 圏内に急速の公共用充電設備がない場所とする。
ただし、急速の既設公共用充電設備があり、これを撤去することにより上記の条件を満たす場合は「空白地域」とみなす。
- 九 「給油所」とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律（第二条 3 項）に定義されている給油設備により自動車（道路運送車両法で自動車の種類として定義されているものをいう。）に揮発油を給油するための施設をいう。

十 「公道上」とは、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路及び地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路を除く、道路法における国道、都道府県道、市町村道のことをいう。

十一 「月極駐車場等」とは、1か月単位以上で賃貸契約を行う駐車場をいう。

十二 充電設備における「中古品」とは、申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領した充電設備をいい、「新古品」とは、申請者が代金を支払って既に所有する設置されていない充電設備をいい、いずれもその購入費用は補助対象経費とはならない。

十三 「共同申請」とは、一つの申請に関し、複数の申請者がいる場合、手続きの代表者を定めた上で共同して申請することをいう。原則として、充電設備の所有権を有する者が申請の手続きを行うこととする。

十四 「バリアフリー公募」とは、経済産業省及び国土交通省において策定された「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の中で設置が優先されている不特定多数の者が利用する施設に設置された既設の急速の公共用充電設備について、ユニバーサルデザイン・バリアフリー要件を満たせる充電設備周辺の改修・撤去等工事にかかる費用を補助する事業のことをいう。ただし、対象となる既設の急速の公共用充電設備は、センターが執行した充電インフラに関する補助金の交付を受けて「高速道路SA・PA」等及び「道の駅」に設置されたものに限るものとする。

なお、「バリアフリー公募」の補助金を交付する業務については、センターが別に定める。

十五 「年度またぎ事業」とは、財政法第15条に基づき、国会の議決を経て、次年度以降（原則5年以内）にも効力が継続する債務を負担する行為である「国庫債務負担行為分」による、充電設備設置の施工期間が長期となる令和6年度、令和7年度の2か年にまたがる事業のことをいう。

なお、「年度またぎ事業」の補助金を交付する業務については、センターが別に定める。

（補助金交付上限額）

第3条 交付規程別表2の充電設備に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定める金額は、別表1に定める金額とする。

充電設備の種類、定格出力及び対象事業と補助率ごとに補助金交付上限額を以下に示す。

2 交付規程第6条第1項の規定による事業の種類及び充電設備の種類ごとにセンターが定める充電設備に係る補助金交付上限額を、同条第2項の規定により充電設備の型式ごとに別表1-1のとおりとする。

3 交付規程第6条第1項の規定による事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとにセンターが定める設置工事に係る補助金交付上限額は、別表1-2のとおりとする。

4 交付規程第5条第2項に基づきセンターが承認する充電設備の条件を別表2に定める。

（補助金の交付申請）

第4条 交付規程第7条第1項に規定するセンターが指定する申請期間は、別表3のとおりとする。

- 2 申請者は、交付規程第7条第1項の規定による交付申請をする場合は、同条同項の申請期間の区分ごとに、交付規程および実施細則に規定する申請要件の他、別表4の事業の特有の申請要件を満たさなければならない。
- 3 交付規程第7条第2項第一号に定める一つの工事とは、原則、同一施設に属する駐車場に充電設備を設置する工事をいい、同一施設に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も一つの工事という。ただし、マンション等への充電設備設置事業において、各棟の居住者用ごとに分かれている駐車場に充電設備を設置する場合は、各々の駐車場ごとに一つの工事として扱うものとする。
- 4 交付規程第7条第2項第八号に規定する補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めないものとする。
- 5 交付規程第7条第2項第九号に定める工事の施工開始とは、充電設備設置に係る搬入や充電設備設置の為の基礎工事などの設置に係る準備や工事の一部又は全部の施工の開始のことをいう。
- 6 交付規程別表4に掲げる交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表5のとおりとする。
- 7 申請者は、交付規程第5条第1項に定める交付の対象者のうち、地方公共団体の支庁・支所・出張所等又は法人の支社・支店からの申請を行う場合にあっては、交付規程第7条第1項の規定による交付申請と同時に、代表権者から当該支庁・支所・出張所等の長又は当該支社・支店の長へ申請に関する権限が委任されたことをセンターに届けなければならない。
- 8 申請者は、交付規程第7条第2項第五号に定めるリース契約を含む申請を行う場合にあっては、交付規程第16条第2項に定める保有義務期間以上使用することを前提とした契約とするに同意すること。
- 9 申請者は、共同申請を行う場合にあっては、以下の各号に定める項目に関し他の共同申請者と合意の上で、交付規程第7条第1項の規定による交付申請をしなければならない。
 - 一 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを行う代表者を定めること。ただし、原則充電設備を所有するものを代表者とする。
 - 二 交付規程第7条第2項第四号、第六号、第十号及び第十三号の規定は、共同申請者に対しても適用する。
 - 三 交付規程第7条第2項第十五号に規定する別表4の注13は、共同申請者に対しても適用する。
 - 四 交付規程第14条第2項の規定に従って補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に対して速やかに当該他の共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。
 - 五 交付規程及び実施細則の規定により補助金の返還義務が発生した場合は、共同申請者はその返還額の全額を連帯して返還すること。
- 10 前項に規定する共同申請をするにあたっては、以下の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 共同申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等（3か月以内の発行のもの、原本。）及びセンターが定める役員名簿
 - 二 共同申請者が法人にあっては、法人番号を証する書類（法人番号指定通知書の写し又はg

B i z I N F O等よりダウンロードした該当のPDFファイルデータ等)

三 共同申請者がマンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し及び現代表者の本人確認書類

- 1 1 申請者は、交付規程別表 2 の特別な仕様に基づく工事に該当するものとして申請しようとするときは、交付規程第 7 条第 1 項の規定による交付申請と同時に、「特別な仕様に基づく工事」申請事由を、その関係する規格書又は仕様書を添付してセンターに申告しなければならない。
- 1 2 申請者は、交付規程第 1 8 条第 1 項に規定される手続代行者による申請を行う場合は、次の各号に定める項目に関し了承を得た上で手続代行を依頼し、センターへ手続代行者を届けなければならない。
 - 一 手続代行者は、申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きを代行すること。
 - 二 手続代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。
 - 三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類の送付先に関しては、全て申請者となること。
 - 四 手続代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第 2 5 条に基づき、手続代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。
- 1 3 前項の規定は、交付規程第 1 2 条に規定される実績報告においても適用する。
- 1 4 センターは、手続代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第 1 5 条に基づき交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じるものとする。
- 1 5 共同利用充電拠点における充電設備設置事業における申請者は、次の各号に合意の上で、交付規程第 7 条第 1 項の規定による交付申請をしなければならない。
 - 一 交付規程第 7 条第 2 項第十号の規定は充電設備の共同利用者へ対しても適用する。
 - 二 前号に該当する場合は、センターが別に定める方法にて申告すること。

（補助対象経費及び補助金交付額の計算方法）

第 5 条 補助金交付額は、充電設備費と設置工事費について別々に計算し、それらを合計して算出する。

- 2 充電設備の購入費については、申請者が申告する充電設備に係る購入価格に補助率を乗じた額と、別表 1-1 に定める当該充電設備と同一の型式の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。ただし、交付規程第 8 条第 7 項の規定による交付決定通知書により交付した内容に対して、交付規程第 1 2 条第 1 項の規定による実績の報告において報告された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 3 設置工事費については、交付規程別表 2 に事業ごとに定めた額を補助金交付上限額とする。別表 1-2 に定める事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとと工事項目ごとに申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査した額と補助上限額のいずれか低い方を合算した額と、別表 1-2 に定める該当の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。

4 第2項ただし書きは、前項においても準用する。

(利益等排除の方法)

第6条 交付規程第7条第2項第十号に規定する利益等排除の方法は別表6に定める。

2 申請者は、前項に規定する方法により利益等排除の交付申請をしようとするときは、交付規程第7条第1項の規定による交付申請と同時に、利益等排除の申告をセンターにしなければならない。ただし、共同利用充電拠点における充電設備設置事業に係る申請者及び充電設備の共同利用者において、該当者が複数となる場合は別表6に定める最も関係性のある該当者にて申告すること。

3 申請者は、第1項に規定する方法による交付規程第8条第7項の交付の決定の通知を受けた場合は、同規程第12条第1項の規定による実績の報告をしようとするときに、利益等排除の申立をセンターにしなければならない。なお、前項ただし書きは申立する場合に準用する。

(交付の決定等)

第7条 センターは、交付規程第8条第4項の交付審査等をするにあたり、充電設備の普及を促進する地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

2 交付規程第8条第2項に規定するセンターが別に定める基準は選定の区分ごとに別表7に定める。

3 交付規程第8条第4項に規定するセンターが別に定める交付の決定を行う期間は別表3のとおりとする。

(計画変更の承認等)

第8条 センターは、交付規程第8条第7項の交付決定通知、同条第8項の修正、同条第9項の条件、第10条の計画変更の承認その他の理由により、当初の交付申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

2 申請者は、交付規程第10条第1項の計画変更をしようとするときに、別表8にセンターが定める軽微な変更を行う場合は、センターに計画変更の申告をするものとする。

3 前項において変更の内容が工事の内容に関わらない軽微な変更とセンターが認める場合は、センターに変更内容の報告をもって届けることとする。

4 センターは、第2項において申告された変更の内容が、軽微であると認められる場合は、第2項に定める計画変更の申告をもって承認する。

(実績報告等)

第9条 交付規程第12条1項のセンターが別に定める実績の報告期限日は別表3のとおりとする。

2 交付規程第7条第2項第十一号に定める充電設備の設置完了とは、補助対象経費に係る充電設備を稼働せしめる設置工事が全て完了した日のことをいう。

3 交付規程別表5に掲げる設備設置に係る実績の報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表9のとおりとする。

(取得財産等の管理等)

第10条 交付規程第16条第2項の取得財産等の保有義務期間を別表10のとおり定める。

- 2 交付規程第16条第3項においてセンターが保有義務違反と認める処分は別表11のとおり定める。

(財産処分の制限等)

第11条 交付規程第17条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表10のとおり定める。

- 2 交付規程第17条第3項の承認を受けて行われる処分のうち、別表12に掲げるものにあつては、同項の規定は適用しない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、前項においてセンターが認める処分を行うときは、センターが定める様式による取得財産等届出書をもって届けることとする。
- 4 センターは、交付規程第17条第3項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付をした補助金の全部又は一部の返還を求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返還を求めないものとする。
 - 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。
 - 二 その他センターが特に認める場合。
- 5 前項において、センターが補助金の返還を求めるときは、減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、当該返還額は、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。
- 6 補助金の交付を受けた者が、交付規程第16条第2項に定める保有義務期間に第17条第1項において処分を制限されていない取得財産等の処分をするとき又は処分を制限された取得財産等を交付規程第17条第3項に規定された処分に該当しない処分をするときは、あらかじめ取得財産等届出書をもって届けることとする。

(充電設備の設置場所等に関する調査)

第12条 センターは、電気自動車等の利用環境の向上を図るため、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。

- 2 申請者は、前項の調査及び一般への提供等について、承諾しなければならない。

(予算の執行に関する措置)

第13条 交付規程第22条第2項に基づき、交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）の見直しに関する必要事項を以下の各項に定める。

- 2 センターは、交付規程第7条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計が予算額に満たないと予想される場合は、第4条第1項に定める別表3の申請期間を超えて、交付申請を受付することができるものとする。なお、この場合には、センターのホームページ上で交付の申請期間を延長することを告知する。
- 3 センターは、前項の交付の申請期間の延長を行う場合は、センターが別に定める予算額の範

囲により、事業ごと又は充電設備の種類ごとに交付の申請期間を見直すことができるものとする。

- 4 センターは、前項の申請期間の見直しを行う場合やその他の状況により、事業ごと又は充電設備の種類ごとにセンターが別に定める予算の範囲における消化状況を考慮し、交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）を見直すことができるものとする。
- 5 前項の交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）の見直しに関する事項は、交付規程第 27 条第 1 項に基づき、必要に応じてセンターが別に定める。

（審査委員会）

第 14 条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、経済産業省に提出する交付規程の審議、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、第 1 条に基づく補助対象経費に係る充電設備承認の手続きの制定及び変更、交付規程第 5 条第 2 項に基づく補助対象経費に係る充電設備の承認等、同規程第 6 条に基づく補助金交付上限額の決定等、前条第 5 項に基づく交付申請に係る方法等（申請期間を含む。）の見直しに関する事項、その他補助金の交付業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

（様式）

第 15 条 交付規程及び実施細則によりセンターが定める様式は、様式 J 0 1 から様式 J 3 3 までのとおりとする。

（附 則）

1. この実施細則の制定は、第 14 条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（令和 6 年 5 月 16 日）から適用する。

（附 則）

1. この実施細則の制定は、第 14 条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、令和 6 年 6 月 26 日から適用する。

（附 則）

1. この実施細則の制定は、第 14 条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、令和 6 年 10 月 10 日から適用する。

(別表1) 充電設備の補助金交付上限額

・急速充電設備

充電口数が複数口の急速充電設備を設置する場合の補助金交付上限額は、下表のとおり算出する。

定格出力	対象事業	補助率	補助金交付上限額
10kW以上 50kW未満	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1/2 以内	60万円
50kW以上 90kW未満 ※単相仕様の 充電設備は 50万円加算	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	定額 1/1 以内	1口 400万円 2口以上 500万円
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1/2 以内	1口 200万円 2口以上 250万円
90kW以上 150kW未満	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	定額 1/1 以内	1口 400万円 2口以上 500万円
	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置	1/2 以内	1口 200万円 2口以上 250万円
150kW以上	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業のうち、 「高速道路SA・PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 500万円 2口 700万円 ※3口目以降1口当たり 350万円加算
	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業のうち、 「道の駅」、「給油所」、「公道上」及び「空白地域」への設置		1口 400万円 2口 500万円 ※3口目以降1口当たり 250万円加算
	商業施設及び宿泊施設等へ		

	の充電設備設置事業		
	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置	1/2 以内	1口 200万円 2口以上 250万円

・蓄電池付き急速充電設備

充電口数が複数口の急速充電設備を設置する場合の補助金交付上限額は、下表のとおり算出する。

定格出力	対象事業	補助率	補助金交付上限額
90kW以上 150kW未満	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	定額 1/1 以内	1口 500万円 2口以上 600万円
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業		
	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置		1口 250万円 2口以上 300万円
150kW以上	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業のうち、 「高速道路SA・PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 600万円 2口 800万円 ※3口目以降1口当たり 350万円加算
	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業のうち、 「道の駅」、「給油所」、「公道上」及び「空白地域」への設置		1口 400万円 2口 500万円 ※3口目以降1口当たり 250万円加算
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業		
	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置	1/2 以内	1口 200万円 2口以上 250万円

・普通充電設備

定格出力	対象事業	補助率	補助金交付上限額
6kW未満	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	1/2 以内	25万円

	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業		
6 kW以上 10 kW以下	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1/2 以内	35万円

・充電用コンセント

対象事業	補助率	補助金交付上限額
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1/2 以内	7万円

・充電用コンセントスタンド

対象事業	補助率	補助金交付上限額
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1/2 以内	11万円

(別表 1-1)

令和 6 年度 補助対象充電設備型式一覧表

対象となる充電設備はセンターホームページにおいてご案内いたしますので、参照してください。センターが承認した充電設備が追加された場合は、順次センターホームページも更新します。

(次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>)

・センターホームページの掲載フォーム（急速充電設備）

【区分】充電設備種別、運用費低減機能及び蓄電池を示す。

【充電口数】型式ごとの充電口数を示す。

【仕様】三相：三、単相：単

【補助金交付上限額(千円)】：型式における事業及び補助率ごとの補助金交付上限額を示す。

・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

急速充電設備

メーカー名	区分			型式	出力	充電口数	仕様	補助金交付上限額(千円)		
	種別	運用費低減機能	蓄電池					高速補助率 1/1	道の駅等補助率 1/1	目的地・基礎補助率 1/2

・センターホームページの掲載フォーム（普通充電設備）

- 【区分】 充電設備種別、運用費低減機能を示す。
- 【充電口数】 型式ごとの充電口数を示す。
- 【仕様】 三相：三，单相：単
- 【補助金交付上限額(千円)】：型式における事業及び補助率ごとでの補助金交付上限額を示す。

・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

普通充電設備

メーカー名	区分		型式	出力	充電口数	仕様	補助金交付 上限額(千円)
	種別	運用費 低減機能					補助率 1/2

(別表 1－2) 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

(単位：万円)

事業の種類				高速道路SA・PA及び道の駅等への 充電設備設置事業（経路充電）						商業施設及び宿泊施設等への 充電設備設置事業（目的地充電）						マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）													
				高速道路SA・PA等 （特別な仕様に基づく工事）		高速道路SA・PA等 （特別な仕様に 基づかない工事） 道の駅／給油所／公道上		空白地域								分譲・賃貸マンション等				月極駐車場				従業員駐車場、社有駐車場／共同利用充電拠点 ^{*5}					
設置場所の例				急速 （90kW 以上）	急速 （50kW以上 90kW未満）	急速 （90kW 以上）	急速 （50kW以上 90kW未満）	急速 （90kW 以上）	急速 （50kW以上 90kW未満）	急速 （90kW 以上）	急速 （50kW以上 90kW未満）	普通・ コンセントスタンド [*]		コンセント		普通・ コンセントスタンド [*]	普通・ コンセントスタンド [*]	コンセント		普通・ コンセントスタンド [*]	コンセント		急速 （50kW以上）	急速 （10kW以上 50kW未満）	普通・ コンセントスタンド [*]		コンセント		
駐車場形態				平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式
充電設備の補助率				定額（1/1以内）		定額（1/1以内）		定額（1/1以内）		定額 （1/1以内）		1／2以内				1／2以内													
補助対象となる工事区分及び工事項目				説明		工事の補助率		定額（1/1以内）		定額（1/1以内）		定額（1/1以内）		定額（1/1以内）															
(1)	充電設備設置工事費		単位																										
①	充電設備設置工事費		基数	ア. 基礎・据付工事費		25	25	25	25	25	25	15	50	2	50	15	50	2	50	25	25	15	50	2	50				
			基数	イ. 搬入・運搬費		8	8	8	8	8	8	1 ^{*4}	1 ^{*4}			1 ^{*4}	1 ^{*4}			8	8	1 ^{*4}	1 ^{*4}						
②	電気配線工事費		基数			250	130	130	130	130	130	65	120	65	120	65	120	65	120	130	130	65	120	65	120				
③	高圧受変電設備設置工事費		申請	設置する充電設備出力の総和に応じた額 ^{*6}		600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600			
④	特別措置に基づく受電工事費		申請			95	95	95	95	95	95	30	30	30	30	30	30	30	30	95	95	30	30	30	30				
(1)小計（(1)③を除く）						378	258	258	258	258	258	111	201	97	200	111	201	97	200	258	258	111	201	97	200				
(2)	案内板設置工事費		単位																										
	案内板設置工事費		申請			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12														
(3)	付帯設備設置工事費		単位																										
①	充電スペースのライン引き工事費		基数			5	5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5		5						
②	路面表示工事費		基数			15	15	15	15	15	15	15		15		15		15	15	15	15		15						
③	屋根設置工事費		基数	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択は できない。		45	45	45	45	45	45	45		45		45		45	45	45	45		45						
④	小屋設置工事費					45	45	45	45	45	45		45		45		45		45	45	45	45		45					
⑤	充電設備防護用部材設置工事費		基数			8	8	8	8	8	8	8	20	8	20	8	20	8	20	8	8	8	20	8	20				
⑥	電灯設置工事費		基数			5	5	5	5	5	5	5		5		5		5	5	5	5		5						
(3)小計						78	78	78	78	78	78	78	20	78	20	78	20	78	20	78	78	78	20	78	20				
(4)	その他設置に係る費用		単位																										
①	雑材・消耗品費、養生費		申請			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5					
②	レイアウト検討費		申請	図面作成費		10		10		10		10		10		10		10		10		10		10					
				レイアウト検討費		10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25				
				電力会社立会・協議費		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5					
③	安全誘導員費		申請			15	15	15	15	15	15	10	10	10	10	10	10	10	15	15	10	10	10	10					
④	停電回避費		申請	高速道路SA・PA等（特別な仕様に基づく工事）への設置																									
⑤	充電スペース造成費		申請	経路充電、目的地充電及び基礎充電の内既存マンション等への設置工事でセンターが認めた場合		50	50	50	50	50	50			50		50													
⑥	(1)～(3)の工事でなかったその他労務費		申請	現場監督費、世話役等の労務費		17	17	17	17	17	17	8	8	8	8	8	8	8	17	17	8	8	8	8					
(4)小計						112	112	112	112	112	112	98	48	98	48	133	83	133	83	48	48	48	48	62	62	48	48		
補助金交付上限額（高圧受変電設備の設置「無」）				^{*2} ^{*3} 3700	^{*2} 3050	400	280	280	280	280	140	135	135	95	135	135	135	95	135	140	108	135	135	95	135				
補助金交付上限額（高圧受変電設備の設置「有」）				3700	3050	1000	880	880	880	880	740	735	735	695	735	735	735	695	735	740	708	735	735	695	735				

(注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

- * 1 既存マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限とする。新築マンション等においては、 1 0 万円を上限とする。
- * 2 高速道路 S A ・ P A 等（特別な仕様に基づく工事）への設置をした場合に適用する工事全体の上限額を示す。
- * 3 高速道路 S A ・ P A 等（特別な仕様に基づく工事）に 1 5 0 kW 以上かつ 3 口以上の急速充電設備を設置した場合、工事全体の上限額に 2 口を超えた口数当たり 1 , 5 5 0 万円を加算する。
- * 4 普通充電設備の搬入費は形状により上限額を下表の通りとする。
- * 6 設置する充電設備出力の総和により上限額を下表の通りとする。（高速道路 S A ・ P A 等の特別な仕様に基づく工事を除く。）

タイプ	上限額（万円）
壁面取付けタイプ	0 . 5
上記以外	1

* 5 設置する充電設備は、急速充電設備に限る。

設置する充電設備出力の総和	上限額（万円）
50kW 以上 90kW 未満	2 0 0
90kW 以上 150kW 未満	3 0 0
150kW 以上 250kW 未満	4 0 0
250kW 以上 350kW 未満	5 0 0
350kW 以上	6 0 0

(別表 2) 充電設備の条件

センターが補助対象と認める充電設備の条件は、次に掲げるものとする。

1. センターが補助対象と認める「急速充電設備」及び「普通充電設備」は、市販されている電気自動車等と当該充電設備の充電時の「互換性」及び「安全性」が第三者により担保されていることを条件とする。なお、第三者については審査委員会の承認を得て、センターが別に定める。
2. 「急速充電設備」及び「普通充電設備」については、原則として、全事業において国際規格（IEC61851、IEC62196）に準拠していることを条件とする。

(別表 3) センターが別に定める期間等

選定区分	充電設備の種類	交付申請期間 (注 1)	交付決定期間 (注 1)	実績報告期限日
令和 6 年 第 1 期	急速充電設備	令和 6 年 5 月 17 日 (金)	令和 6 年 7 月中旬	令和 7 年 1 月 31 日 (金)
	普通充電設備	～ 6 月 27 日 (木)	～ 9 月上旬	令和 6 年 12 月 13 日 (金)
令和 6 年 第 2 期	急速充電設備	令和 6 年 8 月 19 日 (月) ～ 9 月 2 日 (月)	令和 6 年 11 月	令和 7 年 1 月 31 日 (金)
	普通充電設備	令和 6 年 8 月 19 日 (月) ～ 9 月 17 日 (火)	令和 6 年 11 月～12 月中旬	
バリアフ リー公募 (注 2)	既設の急速の 公共用充電設備 (注 3)	令和 6 年 10 月 17 日 (木) ～ 11 月 11 日 (月)	令和 6 年 11 月	令和 7 年 1 月 31 日 (金)
年度またぎ 事業	急速充電設備	令和 6 年 10 月 17 日 (木)	令和 6 年 12 月	令和 8 年 1 月 16 日 (金) (注 4)
	普通充電設備	～ 11 月 11 日 (月)	～ 令和 7 年 1 月	

注 1. 詳細な日程や時間は区分ごとにセンターが別に定める。

注 2. 選定対象外とする。交付申請等については第 2 条第十四号に基づきセンターが別に定める。

注 3. センターが執行した充電インフラに関する補助金の交付を受けて「高速道路 S A・P A」等及び「道の駅」に設置された急速の公共用充電設備に限る。

注4. ただし、国の会計年度をまたぐため令和7年4月1日（火）から令和7年4月10日（木）までのあいだに交付規程第12条第1項に規定する実績の報告に準じる報告を同規程第11条に規定する状況等報告書をもってセンターにすること。

(別表4) 事業ごとの特有の申請要件

補助対象事業	公募兼交付申請要件
1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）	交付規程及び実施細則に準ずる。
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）（注5）	次の要件をすべて満たすこと。 ①急速充電設備を設置する場合は、普通充電設備と充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドとの併設を可とするが、「一つの工事」として、急速充電設備の区分にて申請すること。ただし、併設可能な普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの充電口数は以下②に示す基準を上限とする。 ②普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドを設置する場合の充電設備の充電口数は、以下の基準を満たすこと。ただし、既に充電設備がある場合は、当該充電設備の口数を含むこと。 ・駐車場の収容台数が200台以下：4口以下 ・駐車場の収容台数が201台以上： 駐車場の収容台数の2%（注6）以下、かつ50口以下
3-1. マンション等への充電設備設置事業	次の要件をすべて満たすこと。
3-2. 月極駐車場への充電設備設置時事業（基礎充電）（注7）	①普通充電設備と充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドとの併設は不可とする。 ②設置する充電設備の充電口数は以下の基準を満たすこと。 ・普通充電設備： 駐車場の収容台数の10%（注6）以下かつ10口以下 ・充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド： 駐車場の収容台数以下かつ20口以下
3-3. 事務所・工場等への充電設備設置時事業（基礎充電）（注7）	次の要件をすべて満たすこと。 ①急速充電設備を設置する場合は、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドとの併設をそれぞれ可とするが、「一つの工事」として、急速充電設備の区分にて申請すること。ただし、併設可能な普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの充電口数は、以下③に示す基準を上限とする。

	②普通充電設備と充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドとの併設は不可とする。 ③設置する充電設備の充電口数は以下の基準を満たすこと。 ・普通充電設備： 駐車場の収容台数の10%^(注6)以下かつ10口以下 ・充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド： 駐車場の収容台数以下かつ20口以下
3-4. 共同利用充電拠点への 充電設備設置時事業 (基礎充電)	交付規程及び実施細則に準ずる。

注5. 既に充電設備が設置されている場所にあつては、当該充電設備の1口当たりの直近3か月の平均稼働時間が60時間/月以上である場合に限り、②に示す基準を超えて設置ができることとする。ただし、設置可能な充電口数は、当該設置場所における基準を満たす充電口数の総和から、既設充電設備の充電口数を除いた充電口数とする。

なお、急速充電設備の入替設置を同時に行う場合は、既設充電設備の口数に入替設置を行う急速充電設備の口数は含まない。

注6. 駐車場の収容台数の割合(%)を算出し、小数点以下を切り上げた値をいう。

注7. 既に充電設備が設置されている設置場所にあつては、電気自動車等の駐車利用台数が既設充電設備の充電口数の50%となる場合に限り、3-1.及び3-2.の②又は3-3.の③に示す基準を満たす充電口数を追加で設置ができることとする。

なお、設置可能となる充電口数には既設充電設備の充電口数は含まないものとする。ただし、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置については、駐車場の収容台数を超えての設置は認めない。

(別表5) 交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

設備設置に係る交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ①充電設備を設置する土地が借地の場合は、土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類
- ②マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業の申請において、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドを設置する場合の申請にあつては、駐車場の収容台数を証する書類
- ③マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業の申請において、既に充電設備が設置されている申請にあつては、電気自動車等の駐車利用台数が既設充電設備の充電口数の50%以上であることを証する書類
- ④マンション等への充電設備設置事業の申請にあつては、充電設備の設置場所がマンション等であることを証する書類
- ⑤マンション等への充電設備設置事業の分譲済みのマンション等の申請にあつては、充電設

備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類 ⑥月極駐車場への充電設備設置事業の申請にあつては、充電設備の設置場所が月極駐車場であることを証する書類 ⑦共同利用充電拠点への充電設備設置事業の申請にあつては、共同利用者が三者以上であること及び充電設備を共同利用することを証する書類 ⑧その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表6) 利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先	
申請者（リースの場合はそのリース契約の使用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（１）から（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に基づく。^{（注8）} （１）申請者自身 （２）100%同一の資本に属するグループ企業 （３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）	
2. 充電設備の利益等排除の方法	
2-1. 充電設備メーカーとの関係性の確認	
（１）申請者の自社調達の場合	当該調達品の製造原価 ^{（注9）} をもって補助対象経費とする。
（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
2-2. 充電設備販売会社との関係性の確認	
（１）申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総

	利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。
3. 設置工事の利益等排除の方法	
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。

注8. 親会社とは、他の会社（子会社）の議決権のある株式の50%超を保有している会社のこと。

子会社とは、他の会社（親会社）に議決権のある株式の50%超を保有されている会社のこと。

関連会社とは、他の会社に議決権のある株式を20%以上50%未満保有されている会社のこと。

関係会社とは、親会社、子会社及び関連会社のこと。

注9. 当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する資料の提出をするものとする。

（別表7）受付候補となる優先基準

充電設備の種類	補助対象事業	優先順位
急速充電設備	1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電） 2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）	①設置場所区分及び充電設備の定格出力区分を以下の順にて優先し、センターが別に定める予算の範囲による。 設置場所区分： i. 高速道路SA・PA ii. 道の駅・給油所・公道上・空白地域 iii. 目的地充電及び基礎充電^(注10) 充電設備の定格出力区分： i. 90kW以上 ii. 50kW以上90kW未満

	3-3. 事務所・工場等への充電設備設置事業 3-4. 共同利用充電拠点への充電設備設置事業 (基礎充電)	iii. 10kW以上50kW ②上記①にてセンターが別に定める予算の範囲を超過する場合は、超過することとなる優先順位において、充電設備の定格出力1kW当たりの補助金申請額が低いものを優先する。
普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド	2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 (目的地充電) 3-1. マンション等への充電設備設置事業 3-2. 月極駐車場への充電設備設置事業 3-3. 事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電)	充電設備の出力1kW当たりの補助金申請額が低いものを優先し、センターが別に定める予算の範囲による。ただし、定格出力6kW未満の充電設備は、実際の定格出力を考慮し、3kWとして扱う。

注10. 目的地充電及び基礎充電を同列の優先順位として扱うが、予算の残額を定格出力の区分により、(i. 90kW以上：ii. 50kW以上90kW未満)を(2：1)の割合にて配分し、それぞれの配分内にて選定を行う。ただし、どちらかの区分が配分額の上限に満たない場合は、もう一方の区分に再配分して選定を行う。さらに予算の残額がある場合には、iii. 10kW以上50kW未満の区分へ配分することとする。

(別表8) 軽微な変更

変更項目	変更内容
1. 工事内容の変更	①ブレーカー容量の変更 ②電源ケーブルのサイズの変更 ③充電設備や付帯設備の基礎サイズの変更 ④付帯設備のメーカー、型式の変更 ⑤充電スペースの変更 ⑥充電設備を同一敷地内で10m未満移動 ⑦その他センターが認める変更
2. 工事内容に関わらない変更	①申請者（共同申請者含む。）の法人名称変更、代表者変更 ②申請者（共同申請者含む。）の住所変更 ③充電設備設置場所名称の変更

	④地番から住所への変更等 ⑤その他センターが認める変更
--	--------------------------------

(別表 9) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

充電設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ①充電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の内訳明細（充電設備の本体価格等の内訳が記載されているもの）
- ②充電設備設置工事の完了を証する書類
- ③充電設備及びその設置工事がリースの場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書
- ④その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表 10) 取得財産等の保有義務期間と処分を制限する期間（設置完了日からとする）

事業の種類	対象となる 取得財産等	保有義務期間	取得財産等の処分を 制限する期間 ※
1. 高速道路 S A ・ P A 及び道の駅等への 充電設備設置事業 (経路充電)	充電設備 及び 付帯設備等	5 年	
2. 商業施設及び 宿泊施設等への 充電設備設置事業 (目的地充電)			
3. マンション、月極駐車場 及び事務所・工場等への 充電設備設置事業 (基礎充電)			

(※処分を制限する取得財産等は取得価格が単価 50 万円以上のものを対象とする)

(別表 11) 取得財産等の保有義務違反とセンターが認めるもの

センターが取得財産等の保有義務違反と認めるものは、次に掲げるものとする。

1. 充電設備や同設備の設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産等の撤去などが求められた場合。
2. リース契約期間が保有義務期間を満たしていないことが判明した場合。
3. その他センターが充電設備の普及の促進に違反すると認めた場合。

(別表 1 2) 取得財産等の処分のうち、センターが認めるもの

次に掲げる処分（貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた者が、充電設備等の所有権を留保するものに限る。）

1. 充電設備設置後に本補助金の目的の達成を図るために、充電インフラネットワーク会社等へ行われる利用権の許諾。
2. 充電設備の塗装等による広告目的使用。ただし、充電設備機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしてはならない。
3. その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

参考 3. 充電設備の申請・承認等に関する規則

充電設備の申請・承認等に関する規則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、令和5年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」（以下「本補助金」という。）の補助対象として「充電設備」の申請を受け、本補助金交付の補助対象の充電設備として承認する手続きは、本補助金交付規程（以下「交付規程」という。）及び本補助金業務実施細則（以下「実施細則」という。）に定めるもののほか、実施細則第1条に基づきセンターが定めるこの充電設備の申請・承認等に関する規則（以下「本規則」という。）による。

(用語)

第2条 本規則で使用する用語は、交付規程及び実施細則の定めによる。

(充電設備申請者)

第3条 交付規程第5条第2項で定められた製造事業者（製造事業者が海外法人である場合にあっては、製造事業者の委託を受けた輸入事業者（海外法人の日本支店を含む。）とする。）（以下「充電設備申請者」という。）からの申請に基づき、センターが充電設備を本補助金の補助対象とするか否かの審査を行うものとする。

(充電設備の申請及び承認)

第4条 充電設備を補助対象として承認を受けようとする充電設備申請者は、センターが定める様式による充電設備承認申請書（以下「申請書」という。）をセンターに提出しなければならない。なお、最終提出期限は令和6年8月30日（金）とする。

2 充電設備の申請（以下「本申請」という。）は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- 一 本申請に係る充電設備を補助対象としてセンターが承認した場合、当該承認は、充電設備の品質を保証するものではなく、品質保証、購入者への補償等はすべて充電設備申請者が負う。
- 二 充電設備申請者は自己の責任の下に補助対象として承認された充電設備を公表（充電設備の販売促進のための宣伝などを含む。）することができる。
- 三 本申請の際は、充電設備申請者は、別表1の申請要件及び別表2に記載の書類の添付を守らなければならない。

3 センターは、第1項記載の申請書の提出があったときには、これを受理して審査委員会にて審査し、承認することが適当と認めたときは、充電設備承認通知書（以下「承認通知書」という。）により申請者に速やかに通知するものとする。

4 センターは、承認通知書の発行の際に必要な条件を付することができる。

5 センターは、承認通知書の発行を行ったときは、その内容をセンターのホームページで充電設備申請者の要望を考慮の上、速やかに公表するものとする。

(申請又は承認の取下げ)

第5条 第4条第3項に規定する承認通知書が発行される前に申請を取下げの場合は、充電設備申請者は、センターが定める様式による充電設備承認申請取下書をセンターに提出しなければならない。

2 前項の申請取下書をセンターで受理し、センターで承認通知書の発行の手続きが行われていない場合は、センターは、遅滞なく充電設備承認申請取下承認通知書を発行し申請の取り下げを承認するものとする。

3 第4条第3項の規定による承認通知書が発行された後に、充電設備申請者が充電設備の申請を取下げの場合は、充電設備申請者は、センターが定める様式による充電設備承認申請取下書をセンターに提出しなければならない。

4 前項の申請取下書をセンターで受理したときには、当該充電設備の承認を取り消し、遅滞なくセンターのホームページからも当該充電設備を削除する。

(軽微な変更申請及び承認)

第6条 充電設備申請者は、第4条第3項の承認の通知を受けた後に、承認の通知に係る申請の内容の変更(充電設備の性能に係る変更を除く。)を希望するときは、センターが定める様式による仕様変更承認申請書をセンターに提出しなければならない。

2 センターは仕様変更承認申請書が提出された場合、審査委員会においてこれを審査し、適当と判断された場合これを承認し、仕様変更承認通知書により充電設備申請者に通知する。

3 センターは、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 センターは、第2項の承認を行ったときは、その内容をセンターのホームページで充電設備申請者の要望を考慮の上、速やかに公表するものとする。

(承認の取消し等)

第7条 センターは前条第2項の規定による承認の通知に係る申請の内容の変更の申請があった場合、又は、第4条第3項の申請承認通知を受けた充電設備申請者が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、第4条第3項の規定による決定の全部又は一部を取消、又は承認の内容、若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 法令、交付規程、実施細則若しくは本規則又は法令、交付規程、実施細則若しくは本規則に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

二 承認された充電設備と異なる仕様若しくは性能の充電設備、又は充電設備を改造(充電性能若しくは充電方式又は課金性能若しくは課金方式を、センターが承認した性能若しくは方式から変更すること等)し、充電設備を販売した場合。

三 充電設備申請者が申請手続きに関し不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、承認後に生じた事情の変更により承認通知に係る申請(本規則第6条の変更の承認を受けた場合は承認後)の内容全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 センターは、前項の規定による取消しをしたときには、充電設備承認取消通知書により、速やかに充電設備申請者へ通知するものとする。

(センターによる調査)

第8条 センターは、交付規程第20条第1項に従い、必要な範囲において充電設備申請者に調査を要請することができる。

2 充電設備申請者は、交付規程第20条第2項に従い、センターが第1項の調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(提供された情報の秘密保持)

第9条 センターは、交付規程第23条の定めに従い、提供を受けた情報の秘密保持義務を負うものとする。

(不正行為等の公表等)

第10条 充電設備申請者による虚偽及び不正行為をセンターが認めたときは、交付規程第25条の定めに従い、不正行為等の公表などの措置を講ずることができるものとする。

(様式)

第11条 本規則によりセンターが定める様式は、様式細1から様式細9までのとおりとする。

(附則)

1. 本規則の制定は、実施細則第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. 本規則は、交付規程の適用日（令和6年3月15日）から適用する。

別表 1 充電設備の申請要件

以下の要件をすべて満たすこと又は充電設備等申請者が同意すること。

- ①充電設備の型式が定まっていること。
- ②急速充電設備及び普通充電設備は、電気自動車等への充電の「互換性」及び「安全性」が第三者認証機関による検査等に適合し認証を取得していること。
ただし、充電設備申請者の責めに帰さない事由により申請時に認証の取得が間に合わないときセンターが認め、互換性及び安全性の評価結果を第三者認証機関が発行する場合は、その評価結果の提出をもって申請を可能とするが、この場合であっても令和7年1月31日（金）までに認証を取得すること。
なお、現在、センターが認める第三者認証機関は、急速充電設備は一般社団法人CHAdeMO協議会、普通充電設備は一般財団法人日本自動車研究所である。
- ③基本型式から派生（課金機の追加など）する型式については、基本型式の認証取得の証明をもって足りるものとするが、派生する型式については、基本型式の承認内容に当該派生する型式が含まれる旨の第三者認証機関の見解を示す事を条件とする。
- ④センターが認めた型式及び製造番号を充電設備本体で確認できること。
- ⑤充電設備申請者による品質確認が終了していること。
- ⑥販売価格及び目標販売台数が確定していること。
- ⑦充電設備の製品原価を提示すること。OEMの場合は、充電設備申請者が調達先から購入した金額を製品原価として提出すること。（製品原価は、充電設備の審査及びセンターが補助金交付申請を受け利益等排除に該当する場合に補助金算出の目的でのみ使用）
- ⑧充電設備申請者は、補助金交付申請者（充電設備購入者に同じ。）に対し、直接、充電設備の保証書を発行しなくてはならない。ただし、充電設備申請者が工事施工業者、充電設備を販売する子会社、又は販売代理店などに保証書の発行を委託する場合はこの限りでない。この場合は、充電設備申請者が個々の保証内容を管理し、補助金交付申請者に対して保証義務を有するものとする。
- ⑨充電設備に市場不具合が発生した場合には、申請者が当該不具合の発生を承知した日から1週間以内に不具合内容と対策をセンターに報告すること。
- ⑩充電設備に市場不具合が発生し充電設備の稼働や撤去の状況等をセンターが求めた場合には、補助金交付申請者が設置した充電設備の稼働や撤去の状況等を報告すること。

別表 2 充電設備申請時に提出すべき書類

- ①申請する充電設備の型式ごとに仕様、付属する装備、充電性能等を示す書類
- ②第三者認証機関が発行した認証書。充電設備申請者の責めに帰さない事由により認証の取得が間に合わないときセンターが認める場合は、第三者認証機関が発行する互換性及び安全性の評価結果が記載された書類
- ③保証書（正規品のブランク用紙（注））及び管理方法の説明書
（注）発行時には以下の必要項目の記載があること。
 - ・発行元（充電設備メーカー＜管理部署名を含む＞、別表1⑧に定める委託会社等）
 - ・発行先（申請者名）
 - ・充電設備のメーカー名、型式、製造番号又はシリアルナンバー
 - ・保証開始日及び保証期間
 - ・設置場所名称
- ④設置工事施工手順や電気配線仕様及び配線工事内容を解説した書類
- ⑤充電設備の利用方法を解説した書類
- ⑥OEMの場合は、上記①～⑤に加え、調達先との調達及び販売に関する契約書等の写し
- ⑦その他センターが定めるもの



お問い合わせ先

一般社団法人次世代自動車振興センター

充電インフラ部

〒103-0027

東京都中央区日本橋1-16-3

日本橋木村ビル5階

電話：0570-000-299

(受付時間：平日のみ 9:15~12:00/13:00~17:00)

URL：<http://www.cev-pc.or.jp>